

**横浜市子どもの貧困に関する実態把握のための調査
ヒアリング調査報告書**

令和3年4月

横浜市こども青少年局企画調整課

目 次

第1章 調査の概要.....	1
1 調査の目的.....	1
2 調査実施概要.....	1
(1) 調査概要.....	1
(2) ヒアリング対象者.....	2
3 ヒアリング調査結果の整理・分析の方法と留意点.....	3
第2章 調査対象別のヒアリング結果概要.....	5
1 広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体.....	5
(1) 区こども家庭支援課.....	5
(2) 地域子育て支援拠点.....	11
(3) 横浜子育てパートナー.....	13
(4) 保育所.....	16
(5) 市立小学校.....	20
(6) 放課後キッズクラブ.....	23
(7) 市立中学校・学校カウンセラー（スクールカウンセラー）.....	25
(8) 放課後学び場事業.....	28
(9) 市立高等学校（定時制高校）.....	30
(10) スクールソーシャルワーカー.....	33
(11) 青少年の地域活動拠点.....	37
(12) 主任児童委員.....	40
(13) 区社会福祉協議会.....	43
(14) 日本語支援拠点施設.....	45
(15) 国際交流ラウンジ.....	47
(16) 地域における子どもの居場所.....	49
(17) プレイパーク.....	51

2	様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体	53
(1)	母子家庭等就業・自立支援センター	53
(2)	区生活支援課（生活保護担当）	56
(3)	寄り添い型生活支援事業	58
(4)	寄り添い型学習支援事業	61
(5)	青少年相談センター、地域ユースプラザ	65
(6)	若者サポートステーション	69
(7)	児童家庭支援センター	72
(8)	児童相談所	74
(9)	乳児院	78
(10)	児童養護施設	80
(11)	母子生活支援施設	83
(12)	里親会	85
(13)	ファミリーホーム	88
第3章	第2期計画策定に向けたヒアリング意見のまとめ	93
1	新型コロナウイルス感染症による影響	93
(1)	新型コロナウイルス感染症による影響に関する意見の分類結果	93
(2)	各分類における代表的な意見	94
2	第2期計画策定に向けた子どもの貧困対策に関する意見	99
(1)	子どもの貧困対策に関する意見の分類結果	99
(2)	各分類における代表的な意見	100

第 1 章 調査の概要

1 調査の目的

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」が令和 2 年度に終了することに伴い、貧困の連鎖を防ぐための実効性の高い施策を展開していくため、「第 2 期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」の策定に向け、本市の子どもの貧困に関する実態把握を目的としてアンケート調査やヒアリング調査等の実態調査を実施した。ヒアリング調査では、日頃から多くの子どもや家庭に関わっている、区役所や学校、施設、NPO 法人等を対象に、数字には表れにくい子どもや家庭の状況、必要な支援等を把握することを目的に調査・分析を行った。

2 調査実施概要

(1) 調査概要

ヒアリング調査の調査概要は次の通りである。

実施時期	2020 年 12 月 8 日～2021 年 1 月 28 日
ヒアリング調査対象	次に挙げる 33 の関係機関・団体をヒアリング調査対象とした。 ①広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体 区こども家庭支援課、地域子育て支援拠点、横浜子育てパートナー、保育所、市立小学校、放課後キッズクラブ、市立中学校、スクールカウンセラー、放課後学び場事業、市立高等学校（定時制高校）、スクールソーシャルワーカー、青少年の地域活動拠点、主任児童委員、区社会福祉協議会、日本語支援拠点施設、国際交流ラウンジ、地域における子どもの居場所、プレイパーク ②様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体 母子家庭等就業・自立支援センター、区生活支援課（生活保護担当）、寄り添い型生活支援事業、寄り添い型学習支援事業、青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーション、児童家庭支援センター、児童相談所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、里親会、ファミリーホーム
調査項目	①広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体 「気付きのきっかけ・抱える課題」、「気になる子ども・家庭への対応方法」、「情報共有・関係機関との連携状況」、「支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）」、「新型コロナウイルス感染症の影響」、「子どもの貧困対策に対する意見」 ②様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体 「子ども・家庭の様子・課題」、「子ども・家庭の支援方法」、「情報共有・関係機関との連携状況」、「支援・連携・制度の課題」、「新型コロナウイルス感染症の影響」、「子どもの貧困対策に対する意見」

(2) ヒアリング対象者

ヒアリング調査は、子ども・若者や子育て世帯の支援に携わる行政機関、児童福祉施設、教育機関、本市が委託する事業を運営する団体などに対して、横浜市職員ならびに本調査の受託者である株式会社浜銀総合研究所研究員が実施した。

ヒアリング対象者は、①広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体と、②様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体に区分し、別に設計したヒアリング調査項目に基づき、ヒアリングを実施した。

① 広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体

	ヒアリング調査対象	組織・団体名	実施日
1	区こども家庭支援課	区こども家庭支援課 社会福祉職担当者会議	2020年 12月24日
		泉区こども家庭支援課	2021年 1月25日
		区こども家庭支援課 母子保健担当者会議	2020年 12月21日
2	地域子育て支援拠点	地域子育て支援拠点施設長会	2020年 12月17日
3	横浜子育てパートナー	横浜子育てパートナー連絡会	2020年 12月22日
4	保育所	市立保育所代表園長会	2020年 12月16日
5	市立小学校	横浜市立四季の森小学校	2021年 1月13日
6	放課後キッズクラブ	瀬谷区放課後キッズクラブ連絡会	2021年 1月12日
7	市立中学校、学校カウンセラー (スクールカウンセラー)	横浜市立上白根中学校、学校カウンセラー	2020年 12月22日
8	放課後学び場事業	横浜市立新井中学校 学校・地域コーディネーター	2020年 12月8日
9	市立高等学校（定時制高校）	横浜市立横浜総合高等学校	2020年 12月21日
10	スクールソーシャルワーカー	西部学校教育事務所	2021年 1月22日
		SSW活用事業スーパーバイザー	2021年 1月21日
11	青少年の地域活動拠点	都筑区・つづき MY プラザ、 栄区・フレンズ☆SAKAE	2021年 1月28日
12	主任児童委員	主任児童委員連絡会	2020年 12月8日
13	区社会福祉協議会	区社会福祉協議会 事務局次長会	2020年 12月22日
14	日本語支援拠点施設	日本語支援拠点施設「鶴見ひまわり」	2021年 1月22日
15	国際交流ラウンジ	国際交流ラウンジ分科会	2020年 12月9日
16	地域における子どもの居場所	保土ヶ谷区の子ども食堂等運営者	2021年 1月15日
17	プレイパーク	鯛ヶ崎公園プレイパーク	2021年 1月19日

② 様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体

	ヒアリング対象	組織・団体名	実施日
1	母子家庭等就業・自立支援センター	ひとり親サポートよこはま	2020年 12月24日
2	区生活支援課（生活保護担当）	保土ケ谷区生活支援課	2021年 1月19日
3	寄り添い型生活支援事業	瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託事業者（わくわく竹村の丘）	2021年 1月25日
4	寄り添い型学習支援事業	保土ケ谷区生活支援課、寄り添い型学習支援事業委託事業者（特定非営利活動法人リロード）	2021年 1月19日
5	青少年相談センター、地域ユースプラザ	青少年相談センター、地域ユースプラザ4拠点	2020年 12月21日
6	若者サポートステーション	よこはま若者サポートステーション	2021年 1月26日
7	児童家庭支援センター	児童家庭支援センターむつみの木	2021年 1月20日
8	児童相談所	中央児童相談所	2021年 1月7日
		相談調整係長会	2021年 1月6日
		支援係長会	2021年 1月8日
9	乳児院	久良岐乳児院	2021年 1月13日
10	児童養護施設	児童養護施設 旭児童ホーム	2021年 1月15日
11	母子生活支援施設	睦母子生活支援施設	2021年 1月20日
12	里親会	一般社団法人こどもみらい横浜	2021年 1月27日
13	ファミリーホーム	パングファミリーホーム	2021年 1月26日

3 ヒアリング調査結果の整理・分析の方法と留意点

本調査報告書は、日ごろから子ども、若者、家庭への支援に関わっている方からの記述やヒアリング調査での発言を基に、子どもや家庭の状況や支援の状況や課題について整理、分類を行ったものである。なお、ヒアリング対象者からの情報や表現等については、分析者において適宜要約等を行っている。

本報告書に掲載した情報は、必ずしも狭義の「経済的な貧困」に該当する方に限定してうかがったわけではない点には留意が必要である。あくまで、支援に関わるそれぞれの立場から、「気になる子どもや家庭」、「困難を抱える子どもや家庭」、「子どもの貧困」に関連すると考えられる事象として、普段関わっている事業や制度等の利用者等に関して、「〇〇ということが多い」「〇〇というケースがある」というように聞かれた内容を整理したものである。

本報告書に掲載した内容が、ヒアリング対象者に関連する事業や制度等の利用者全てに当てはまるわけではない。また、「〇〇ということが多い」と記載された内容について、必ずしも統計的な裏づけ等がなされているわけではないという点にも留意が必要である。

第2章 調査対象別のヒアリング結果概要

1 広く子どもや家庭と日常的な接点を持つ関係機関・団体

(1) 区こども家庭支援課

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月21日(月)、24日(木) 2021年1月25日(月)
対象者	各区こども家庭支援課職員(母子保健担当者会議)(社会福祉職担当者会議) 泉区こども家庭支援課職員(4名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	区こども家庭支援課は、子どもの出生から18歳までを対象としている。助産師は母子健康手帳を交付する妊娠期から出産期を担当している。成人女性の健康相談の領域も対象としている。保健師は健康を軸とした育児支援を行っている。社会福祉職(ワーカー)は、ひとり親世帯、障害など制度に基づいた福祉的な支援を領域としており、経済的支援も担当している。保健師や助産師は、家庭での育児を整え、子どもの特性に合わせた関わりを支援していく。様々なサービスや制度につなげる中では、家庭の中で母親を中心に関わることが多い。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳交付時の聞き取りや、母子訪問、相談支援などをきっかけに状況を把握している。おむつや粉ミルクを調達できない、無保険で分娩費用が準備できないなど。 ○ 貧困状態になってから相談がある場合が多く、支払いが滞ってから発覚するなどの場合が多い。予防的な視点で、サインをキャッチすることが難しい。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親世帯(ひとり親世帯の連鎖)、外国籍世帯、生活保護世帯、多子世帯、ダブルケア世帯、親に疾病、精神疾患、障害がある、アルコールなど依存症の問題を抱えている、複合的に困難を抱えている。 ○ 非正規雇用、雇用が続かないなどの不安定就労、失業等で生活基盤が不安定。 ○ 無保険、無戸籍、住民票がない、住記のみで生活実態がない世帯。 ○ 子どもの発達に課題がある。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の保護者の収入の不安定さ。雇用主から断られる場合もあり正規就労に就くことが難しく、パート就労しか選択できない場合がある。短
------------------	---

時間で比較的高収入が見込める夜間の仕事に就く場合、家庭で子どもだけで過ごすケースもある。経済的な貧困だけでなく、生活、文化、経験など色々な貧困が発生する。

- 特に保護者に精神疾患がある場合、きめ細やかに子どもへの対応ができない。中には、食事、入浴、衛生管理などの面でネグレクト状態に至るケースや、子どもにも心理的、精神的な影響が出るケースもある。
- 親の就労（夜間就労）、親の疾患で起床できないこと等により、朝食の準備や学校への送り出しができない、保育園への送迎ができない家庭もある。
- お金がなくてフードバンクを利用する家庭がある。粉ミルク代を抑えるために、粉ミルクを薄めて与える人がいる。経済的な理由から、おむつや粉ミルクの調達ができない家庭がある。
- 子どものくつ底がなかったり、冬なのに半そでを着ていたり、衣類がいつも汚れている様子がある。
- 親が金銭管理をできない。電話料金を滞納しており連絡が取れない。親に知的障害があるケースで、水道、ガスのライフラインが止まり、子どもの清潔が保てない。
- 外国籍の親子で在留ビザが切れ、住むことができなくなるケースがある。
- 就労しているひとり親世帯で、公的な支援や助成がほとんどない状況で、保護者がひとりで養育しなくてはならず、経済的、精神的に余裕がない。就労中心の生活になりがちで子どもへのネグレクトが危惧されるケースが多い。

【学校生活・学習状況】

- 朝起きられない、親の送り出しが出来ない等で登校状況が安定しない、不登校傾向がある。
- 子どもの発達に特性があって馴染めない等の理由で登校をさせていない。
- 金銭管理ができず、高校生の子の交通費が捻出できないとして数ヶ月学校を休ませることがあった。
- 上のきょうだいの不登校になり家にいるので、一緒に過ごしている下のきょうだいも不登校になるような連鎖があると感じる。
- 保護者が規則正しい生活を送る、学校に通う等の養育が行われない家庭では、子どもが将来の目標を持つことが難しい。子どもの学習意欲が欠如しやすく不登校・引きこもり状態に陥りやすい。
- 生活保護受給世帯の子どもで、進学による借金を社会に出たばかりの子が背負うことになり、教育費に関する格差は広がっている。

【親子・家族の関係】

- 親の養育能力が低いこと（親の精神疾患や知的障害などの背景）により不適切な養育に繋がっている。保護者に疾患があり、子どもにも発達障害があるが子どもの特性にあった養育ができない。
- 若年保護者自身が安定した養育を受けた経験がないため、安定した養育が

	<p>難しい。夫婦不仲や喧嘩、養育に関心がない、子どもを中心とした養育環境を整える発想がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者自身が被虐待経験を有し親族との関わりを絶っている場合、精神的、経済的支援がない。転居が多く、行政に支援を求めない傾向がある。安心・安全な養育環境が確保されにくく、子どもが年齢相応の経験を積むことができない。 ○ 頼れる親族が少ない。親族からの支援が得られない。 ○ 保護者や親族の不和により、子どもへの心理的負担が生じたり、結果的に、人間関係の貧しさにつながるケースがある。 ○ ダブルケア世帯では子どもが後まわしになりがち。 ○ ヤングケアラーの状況にあることが想定される子どもがいるが、本人からの訴えを把握しにくい。辛くても言い出せない、そもそも自分の置かれている状況がつかめない子どもがいる。ひとり親世帯の親が、収入のよい夜間就労や長時間就労をする中で、上の子どもが下の子どもを見ていることがある。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育ての話ができる相手がいなかったり支援者がいないことで、親が不安定になって児童虐待となっているケースがある。 ○ 離婚や再婚など保護者都合の転居が繰り返されることにより、子どもの成長への影響と将来の相談先が脆弱になるリスクがある。 ○ SOSを出すことが苦手、人に頼ることを良しとしにくい性格傾向、依存先が偏りがち。 ○ 行政の介入に拒否的。相談ニーズなく介入が困難であった。
<p>② 対応方法</p>	<p>【利用できる制度の情報提供、相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所に来所した際、生活の困り感を聞き取り、利用できる制度の案内を行っていく。 ○ 親自ら判断して行動することが難しいため、相談場面で一緒に状況・課題を整理して道筋を立てる必要がある。 ○ 区生活支援課の教育支援専門員がハートフルフレンドの利用を促している。 ○ 社会福祉協議会のフードバンク、フードパントリー、地域子ども食堂（食材配布等）、地域子育て支援拠点のリサイクル服等、無料で利用できる支援を紹介する。 <p>【妊娠出産に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠出産の支援では、その時だけではなく子どもの自立のイメージの中で妊娠出産期をどう過ごすかを考える。当事者はその先までは見通していないことが多い。 ○ 助産制度を利用し、特定妊婦として支援。 ○ 個別に家族計画の指導をする。

	<p>【生活保護世帯の生活状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護の支給日に保護者との面談を行い、生活状況を把握する。学校も面談時に同席し、1カ月毎に目標を決めて書面に残す。 ○ 様々な制度案内等を通して頻回に訪問し、状況確認を行う。その都度食費の確保をするよう説諭している。 <p>【寄り添い型生活支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定した心理状況や対応で人間関係を結べる大人との接触から、子どもが安心感のある人間関係を学んだり、適切な生活習慣や学習習慣に接する機会を持つことを支援している。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳交付時等、妊娠期から関わることで、経済困窮の課題を早期に把握し必要な相談先につないでいる。経済的に気になるケースは生活支援課の家計相談を紹介する。 ○ ひとり親支援（社会福祉職）につなぐ。女性福祉相談やひとり親の手当などを勧めながら相談を継続する。 ○ 養育的な課題がある場合、支援機関の一つとして、児童家庭支援センターの養育支援につなぐこともある。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 在留ビザや離婚、婚姻など手続きや相談が必要なケースが多く、他のケースで分かった状況を職員内で共有し次のケースに活かせるようにする。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所窓口で気になるケースを発見したら、区こども家庭支援課の保健師等につながる仕組みがある。 ○ 支援が必要な児童に関しては、保育園や学校等と定期的に情報共有をする仕組みがある。 ○ 学校と連携し、各々が家庭訪問、地域や他機関とカンファレンスを行い役割分担をしている。 ○ 社会福祉協議会とは、個別ケースに関しての情報交換をしている。 ○ 区内のこども食堂、寄り添い型生活支援事業、寄り添い型学習支援事業と連携している。 ○ 障害に関する相談機関と連携している。 ○ 子育て支援拠点とは区役所との連絡会の中で課題を共有し、できる支援を継続する。繋いだケースへの継続的な声掛けや必要時相談にのり、区役所に情報をもらえるようになっている。 ○ 地域では主任児童委員や民生委員児童委員が身近な人として声をかけてくれる場合がある。ただし、近隣に知られることや声かけられることそのものを望まないケースも多いため、支援に拒否が出るようなことを避けながら、困ったときに子どもを助けるというスタンスで支援に入れるような距離感や関わりの仕方が重要と考える。

<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どの機関と連携を取ればよいか、支援する側の知識が不足している。 ○ 複合的な課題を抱える世帯で、関係者が多数いるケースで、子どもを中心に支援をする考えが共有できない場合がある。 ○ 区生活支援課、区地域振興課、区福祉保健課等関連する部署はあるが、個別支援となると各事業において柔軟性に欠け制度からはじかれるケースがある。制度のはざまにある世帯、ケース支援の検討が必要。 ○ 学校との連携は重視する点異なるため、難しさを感じることが多い。スクールソーシャルワーカーとの連携がうまく取れるようになるとよい。ヤングケアラーを把握している学校が、他機関との連携をしようという発想がない例がある。 ○ 社会福祉協議会や子ども食堂など様々な機関が困窮対策事業を行っていると思われるが、地域にどのくらい資源があるのか把握ができていない。相談対応する際に、支援者が資源を知らない場合もあり、また資源を把握している機関の存在（どこが何を知っているのか）を知らない場合もある。 ○ 障害者支援について制度が知られておらず、十分に利用していない現状があるため引き続き必要な世帯に届く取組の必要性を感じる。 ○ ひとり親へのアプローチは、児童扶養手当受給者向けに案内できるが、それ以外の層へのアプローチが難しい。ハローワーク等とも連携してもよいのでは。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら申請しないと制度を受けられないが、制度を知らなかったり、疾病や精神疾患等があつて動くことが出来ず、なかなか制度を受けられない親子が存在していると思われる。ライフラインが止まるほどの状況があつても、自己申告で相談があがってこないと把握できない。 ○ 制度がいくつかの機関にまたがっていると、複数の機関に相談する時間が取れずつながらないことがある。 ○ 生活保護や児童扶養手当は、一定水準以下の世帯しか救えず、その水準にならないように支援する明確な相談場所がない。あつたとしても、平日の昼間に予約をして来所相談をする必要があるなど、アクセスしにくさがある。 ○ 区が支援主体だと世帯単位での支援になりがちだが、手当給付等の一律の個別支援では、そもそも、保護者に弱さがある世帯等では克服できない問題が残ってしまう。 ○ 実際の公的支援（手当）が親に支給されるため、子どものために使われているのか不明。子どもに直接行きわたるような現物給付になるように、教育資金や給食費無償化などの公的支援として充実させることはできないか。 ○ 児童扶養手当の支給は、支給要件が前年度の所得で所得制限をしているため、今、困っている人の救済になりづらい。児童扶養手当は不正受給の対応等が明確にされておらず所得制限ギリギリで頑張っている人へのモチベーションとならず制度自体に課題があるように感じる。
-----------------------------------	--

- 離婚時に養育費をもらえていない場合があるため、養育費に関する支援が必要。
- ひとり親家庭に対する支援に比べ、両親がいる世帯の困窮に対する支援は充実していない。
- 在留資格がない等、生活保護を受けられない外国人の支援がない。

【支援に関する課題】

- 子どもにとっては必要だと思う支援でも、親が困り感なし、拒否などで支援につながらないケースもあり、難しさを感じる。
- 親自身が幼少期に必要な支援に繋がっておらず（例えば知的な低さを感じられるが、個別教育や愛の手帳の取得などが無い）、親が生きづらさを感じていても、原因や根本にアプローチすることが難しい。
- 長期的な支援の方針をたて、引継ぎ・確認をしていく仕組みが必要と感じている。担当が変わるとまた一から積み上げていくのではない支援の仕組みがあるといい。
- 支援をうまく利用できる人とそうでない人がいる。家庭への弁当配達サービスやフードバンクなどがあるが、申し込み方法や利用方法が具体的に分からず上手くケースを利用につなげられない。
- 望まぬ妊娠への対応として、避妊リング挿入や堕胎費用の補助がない。
- 外国籍世帯への支援で、突発的な対応や、区の支援を拒否しているなど、制度にすぐつながらないケースがある。外国籍の方で住民票がないケースや、急に出国することになり帰国費用が工面できないケースなど、突発的な相談への対応が難しい。
- 外国籍世帯に対して、税金の支払いや健康保険の加入など、通常の支援をする前の段階の対応が増えている。急な転入により問題が判明して、世帯状況把握と医療面、経済面、健康保険加入等の支援を同時に行う事例が増えている。身近でビザや就労等の分野で支援が受けられるような仕組みが必要。
- 区子ども家庭支援課の職員が増えない中で、虐待以外の多岐にわたるケース対応や事務業務に追われ、細かな対応には限界がある。
- 中学生の学習支援はあるが、小学生が利用できるものは少ない。しかしながら学習習慣の確立は小学生のうちからの取組みが大切なため、拡充されるとよい。その後低料金での夕飯等の提供ができれば、利用のきっかけ（動機）としてもよいのではないか。また、学習支援に通いたくても、送迎にお金がかかると利用ができない。

(2) 地域子育て支援拠点

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月17日(木)
対象者	地域子育て支援拠点施設施設長(地域子育て支援拠点施設長会)
実施者	横浜市役所職員(1名)
事業の概要	地域子育て支援拠点は、就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点で、利用登録のうえ、無料で利用いただける施設です。また、地域で子育て支援に関わる方のために研修会なども実施しています。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てサポートシステムの利用相談、依頼内容、事前打ち合わせ時の会員宅の様子、活動時の様子などが気付くきっかけとなっている。 ○ 地域子育て支援拠点等での相談や子どもの服装(清潔感がない、サイズの合わない服)や持参した昼食の内容等から気付くことがある。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の養育力の不足、保護者の精神疾患、虐待。 ○ 保護者の長時間労働、深夜労働など。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実家や配偶者の援助が得られず、養育者が身体的または精神的に不安定で食事を作ったり洗濯や入浴を十分に行えていない。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親との折り合いが悪く、支援がうけられない。
② 対応方法	<p>【関係機関との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育者の話を傾聴し、子どもと遊びを通してやり取りし、信頼関係を築く。 ○ 傾聴する中で、区役所と共有すべきことは定期的に伝えている。 <p>【制度の利用を働きかける】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本来は利用できる制度に繋がっていない場合は、傾聴しながら気持ちに寄り添い、公的な支援について丁寧に説明し、利用を働きかける。場合によっては、区役所窓口まで行けるよう、一時託児スペースの利用も促しながら同行する。 ○ 産後まもなく、身体的に疲労が大きいと思われる養育者には、経済的に問題がなければ子育てサポートシステムの利用を働きかけたり、スタッフが赤ちゃんを見守る間に、身体を休められるよう声掛けする。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜子育てパートナーと親子の居場所スタッフが毎日の振り返りの中で、プライバシーに配慮しながら、親子の状況を共有し、それぞれの立場で見守り続けられるようにしている。

	<p>○ 必要に応じて個人の記録を作成し、経過を把握しながら、適切に区役所に繋がられるよう情報を整理している。組織内での情報共有については、原則として全て施設長が把握しておく。</p> <p>【連携状況】</p> <p>○ 横浜子育てパートナー、施設長を中心に区こども家庭支援課、児童相談所、親と子のつどいの広場、乳幼児一時預かり実施施設等の関係機関と連携。</p> <p>○ ひとり親サポートよこはま、区役所（保健師・母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュなど）、区社会福祉協議会、児童家庭支援センター等と、日ごろから必要に応じて情報共有を行い、関係性を築いている。</p> <p>○ 区生活支援課と、家計についての講座を拠点で共催し、離婚についての相談を受けている養育者を参加に繋げるなど、関係機関と養育者がつながるような機会を設ける。</p> <p>○ 母子手帳交付時の面接で、区役所（母子保健コーディネーター）が特定妊婦等を拠点につなげ、横浜子育てパートナーが個別対応し、ひろばの継続利用に繋がるようにしている。</p> <p>○ 区社会福祉協議会フードドライブの寄付品受付場所になった。また、区社会福祉協議会のフードドライブの食料品（支援品）受け渡し場所として拠点を利用してもらい、ひろばの利用などその他の支援につながった。</p>
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【利用料金】</p> <p>○ 子育ての困難さの相談から貧困の様子に気づくケースが多い。その SOS が「預かってほしい」というメッセージとなり、子育てサポートシステムに入ってくるのが多い。しかし、困窮している方は入会説明会までは参加しても、利用料金の問題から実際の利用につながりにくい現状がある。ニーズを把握しても、サポートにつながらない歯がゆさがある。</p> <p>○ 横浜子育てサポートシステムを利用するには、1時間 800 円かかる。困難を抱えている家庭にも、子どもをみてもらいたい需要はあると思われるが、使える制度がない。子育てサポートシステムのシングル家庭への減免や、別の預かりの制度があるとよい。紹介できる制度があると、気になる家庭につながる機会も増え、別の支援につながるきっかけも作りやすくなるかと思われる。</p> <p>【家庭内の問題への対応】</p> <p>○ 貧困家庭ではないが、配偶者に十分な生活費を渡さないケースの難しさ等、夫婦（家庭内）の問題にどうアプローチすればよいのか。</p> <p>【専門家と困難を抱える家庭がじっくり接することのできる場】</p> <p>○ 子どもの生活に何らかの問題が見える場合、世帯収入が十分でないために生活に追われ子どもとの愛着形成が足りていないのか、子どもや養育者に何らかの発達の課題があるのか、それとも両方なのか迷うケースがある。ひとり親家庭や貧困家庭と、「子育ての支援機関や専門家」がじっくり接することが出来る機会や場づくり、託児などの支援が必要と考える。</p>

(3) 横浜子育てパートナー

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月22日(火)
対象者	横浜子育てパートナー(横浜子育てパートナー連絡会)
実施者	横浜市役所職員(1名)
事業の概要	子育て家庭の相談に応じ、個々のニーズに応じた適切な施設・制度・サービス等の情報を提供することにより、養育者の主体性を尊重した選択の支援や、施設や事業等の円滑な利用の支援を図るとともに、これらの利用者支援の円滑な実施のため、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくり、不足する資源の調整や提案、人材の育成等の地域連携を行っている。

イ ヒアリング要旨

<p>① 気づきのきっかけ・抱える課題</p>	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て支援拠点等での様子、服装、子どもとの関わり方、相談内容、会話の内容から気付く。 ○ 区役所や子育てサポートシステムからの情報提供。 ○ 子どもや親に障害がある場合。 ○ 子どもの身だしなみ、子どもの表情、年齢相応の身長や体重でない、体にあざがあるなど。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親に(身体的、精神的)疾患や障害、親自身が虐待を受けた経験。 ○ 外国籍、生活保護受給世帯。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育環境の悪さ(住居が狭すぎる、保護者の労働時間、ワンオペ育児)。 ○ 保護者の養育力の不足。 ○ 孤立化(居場所がない。子どもを見てくれる人がいない)。 ○ ダブルケア。 ○ 生活保護を受給しているが、金銭管理ができず経済的に困窮。 ○ 生活習慣の乱れ。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育者の両親が他界していたり、両親と不仲であって頼れる親族がない。 ○ 親自身に精神疾患や身体障害、発達障害があり、自分自身のコントロールができずに、家族が全体に影響している。
<p>② 対応方法</p>	<p>【相談・情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域子育て支援拠点等での相談対応。困りごとを一緒に考えて、具体的に分かりやすく、「こうすると良いかも」と伝えながら、継続して関わられるようにしている。 ○ 拠点に継続的に来てもらえるような寄り添い、傾聴する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所やフードパントリー等の情報提供。 <p>【利用・参加を働きかける】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親が日中に来られる居場所として、地域子育て支援拠点等や興味のあるサークルに参加を促す。 ○ 保育園が休みの時に子どもを連れてくることをすすめ、親子の様子を見守る。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 求めに応じて、話を聴く。その後必要に応じて、区などの相談機関・支援機関を案内し、相談を勧めたり、仲介などを行う。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月行っている区子ども家庭支援課との相談確認時に経過を報告。 ○ 地区担当保健師と情報共有し、区役所の支援状況を把握したり、拠点での見守り方についてカンファレンスをしている。 ○ 区子ども家庭支援課、フードバンク、保育園、母子生活支援施設と連携している。 ○ 地域の主任児童委員と一緒に見守りをする家庭があり、出張先で地域での支援状況を共有している。 ○ 地区センター、子育てサロンなど地域に訪問の際に情報交換、情報収集している。 ○ 区社会福祉協議会、児童家庭支援センター、基幹相談支援センターとも、日頃より必要に応じて情報交換を行い、協力し合える関係を築いている。 ○ 就労や自立に関しての相談したいひとり親（離婚等を検討している方含め）、ひとり親サポートよこはまにつないでいる。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【困りごとへの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「貧困につながる家庭」を一括りにするのではなく、個々にニーズは違うはずなので、それぞれの家庭にどのような支援が必要かを、丁寧に把握する必要があると思う。経済的に逼迫しているとしたら何が原因なのか、どのような支援（就労支援・子どもの預かり・家事サポート・学業支援など）を必要としているか、既存の行政などの組織でどこまで丁寧に対応できているのか、疑問に思うこともある。 ○ 本人が困りごとを相談してこないとこちらからは聞きづらい。 ○ 自分が困っていることを発信してくるが、改善しようと思っていない親への支援。 <p>【支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子の預かりの充実、預かり料金の支援。 ○ 専門機関につながっている上で相談をされた時、こちらが寄り添って話を聴く以外に何か他の支援がないか、支援の引き出しを増やす必要を感じる。 ○ 小学校へ進学していくにあたっての対応や学用品の準備など。

- 通学の付き添いが必要な場合は費用のかからない形での地域のサポート。
- 定期的な食品提供が持続できるような寄付の維持。

【連携の課題】

- 学齢期以降の支援。地域での見守り、主任児童委員との連携が大切。
- ひとり親等、生活困窮の家庭を対応している機関（区社会福祉協議会、保育園等）と双方の取組に繋がる情報共有。
- フードバンク、子ども食堂などの情報収集。

【情報が行き届かない】

- 経済的に困窮しているが、情報を収集する力やきっかけが無くて、フードパントリーなどの支援の情報が行き届かない。

(4) 保育所

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月16日(水)
対象者	市立保育所園長(市立保育所代表園長会)
実施者	横浜市役所職員
事業の概要	認可保育所は保護者の就労や病気などのためにお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉施設です。横浜市の認可保育には、横浜市が設置する市立保育所と社会福祉法人等が設置する私立保育所があります。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもの肌の荒れ、虫歯が多い、不自然なあざや傷、身体の汚れ、爪切り、子どもの体重や身長伸びが見られない。○ 子どもの洋服の汚れや匂い、季節に合わない衣類、サイズが合わない衣類。○ 生活習慣の乱れ、朝からの眠気、遅刻、不登園が続く。○ 食事の様子(常にお腹を空かせている、異常な食欲)、連絡帳の食事欄の内容。○ 子どもが情緒不安定、乱暴または自己主張しない、過剰に保育士に甘えてくる、子どもが帰りがたらない。○ 子どもの障害や発達課題が放置されている。○ 保護者が情緒不安定、顔色が良くない、親子の会話。○ 保護者が提出物・持ち物の管理ができない、送迎時間が守られない、連絡事項が伝わらない。○ 保護者に相談者がいない、精神疾患の兆候、就労先が変わる・続かない、滞納。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 保護者に障害(精神や発達)や病気がある、保護者自身が被虐待児だったなど負の連鎖、アルコール等の依存、保護者が就労していない、不安定就労、子どもに障害、発育不全、ひとり親世帯、多子世帯。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 経済的に困難。○ 整理ができない、計画的に家事や仕事ができない(金銭や物の管理が難しい)等問題を抱えている。○ 生活リズムの乱れ、食生活の乱れなどもある。○ 登園が続かない(生活時間の不適合)。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家族の方の養育不安や養育力に課題が見られる。
------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに愛情がないわけではなく、養育力の低さから、結果的にはネグレクトになっているケースも見られる。 ○ 子育ての負担感から保護者の精神的ケアが必要。イライラしたり子どもを怒鳴ったりする様子が見られる。子どもも情緒不安定になり、甘えてばかり、怒りっぽい、落ち着いて遊べないなどの様子が見られる。 ○ 障害等を保護者が正そうとすることでの、子どもの困難さが見られる。 ○ 子どもに対し無関心、過干渉、言葉が乱暴なケースも見られる。 ○ 夫婦間や親との問題を抱えている。支えてくれる人が近くにいない。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニケーションをとるのが苦手な保護者が多い、保護者同士のつながりも薄く孤立化している、気分の浮き沈みが激しく情緒不安定。
② 対応方法	<p>【保護者への声掛け、相談、情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登降園時の丁寧な声掛け、保護者に寄り添った会話の積み重ね、保護者を否定しない。 ○ 必要に応じての個別面談。相談等については一人の保育士が対応する（窓口の一本化）。 ○ 欠席しがちな家庭へはこまめに電話で連絡し、登園をすすめる。無断欠席が1週間続くようであれば、電話連絡を入れる。 ○ 区と連携をとり、相談方法などの情報をもらい、保護者に伝える。地域の親子には、相談機関などの具体的な支援情報を提供する。 <p>【子どもへの声掛け・対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを否定しない（必要なことがわかりやすく否定にならないように伝える）。 ○ 家の様子や自身の気持ちなど、子どもが話しやすい雰囲気を作り、安心して言葉にできるようにする。 ○ シャワー等で体を清潔にする、汚れた服は園の服に取替え、洗濯してきれいになった服を着せて帰す。 ○ 保育園が生活モデルとなり、生活モデルを知る機会として有効である。 <p>【関係者との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや保護者の様子を気にかけて声掛けを行い、園全体で見守れるように職員で情報共有を行う。 ○ 配慮児ファイルを作成し記録をとる。 ○ 担当保健師やワーカー等に情報提供していく。 ○ 無断欠席が1か月ほど続くようであれば、区役所に連絡をいれ、共有できるようにしている。

<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員間は、園内のミーティングで情報共有する。気になることがある時には、速やかに上司（園長、副園長）に報告連絡相談をする。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区こども家庭支援課、児童相談所等とは電話でお互いに情報交換をする。時にケースカンファレンスを行うこともある。 ○ 子育て支援会議や要保護児童対策地域協議会などを利用。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くのケースを抱えており区役所の保健師やケースワーカーの負担が大きい。 ○ 以前は要支援家庭が在籍の場合、区役所の保健師やケースワーカーが定期的に保育園に来園し、情報共有できていたが、職員の業務量が増える中、そのような機会が減ってきた。丁寧な関わりができにくくなったと感じる。 ○ 各機関で子育て支援事業を展開しているが、トータルでコーディネートできていない現状を感じ、利用者にとっては情報過多となり分かりづらいのではないかと思う。保育園は、特に区役所（との連携の強化が必要であると感じる。 ○ 個人情報保護の観点から、情報共有が困難になっているケースも多い。 ○ 保育園から情報提供しても、フィードバックがない場合もある。 ○ カンファレンスが必要なケースでも行われずに電話のみで、後日トラブルになるケースもある。引越し等で担当が途中で変わると、園への連絡がなかったり、連絡先がわかりにくいケースもある。 ○ 児童相談所や区役所との連絡は園側からも取りやすいが、他の機関となると、連絡が取りにくくなることが多い。 ○ 乳児健診や家庭訪問時の様子を共有したい。気になる家庭の子どもについて、乳児健診前に申し合わせ等したい。 ○ 区役所のケースワーカーとの連携は円滑だが、兄弟ケースでは学校連携に課題を感じることがある。幼保小連携を活用して入学前から学校カウンセラーとの連携が図れるようなシステムがあるとどうか。 ○ 区によっては、保育園の実情を区と共有することが難しい。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 見守り強化ができる保育所等の整備。 ○ 就学や住居確保などの経済的支援制度の確立。 ○ お金の使い方が不適切な場合がある。使い方に関する支援が必要。 ○ どのような制度があり、どのようにして使えるのかがわかりにくい。 ○ 守秘義務を持つ者同士の情報共有は、個人情報が出れるはずがないと思うので、スムーズにできるようになるとよいと感じる。

【支援に関する課題】

- 保育園でできることは多くあり、日々の生活を通して子どもの育ちを助けながら、保護者をバックアップ（保護者の育児力を高める援助も含む）しているが、難しさを抱えた家庭が確実に増えていることを感じている。保育園だけでの支援（対応）では難しいので、関連機関との連携が必要。
- 子どもが保育・教育を受けられるよう、教育等々の無償化・送迎やその他の支援を受けやすくする。
- 登園するのに持ち物が揃わないなどの課題を抱える家庭のために、園に紙おむつや衣類・布団カバー等をストックしておく等持ち物が揃わなくても安心して登園できるような支援体制。
- 保育園への入園等で見守り体制を作りたいが、保育園に入園できても登園できない状況などもある。こまめな声掛けができる体制づくりが必要。
- 保育園は在園児の保育があるので、家庭訪問が難しい。保健師等と連携し、自宅の状況がわかるとそれを含めた支援を考えていけると思う。
- 要支援の状況が複雑化する中で、要支援家庭は親子ともにきめ細やかな配慮が必要。保育士の加配など適切な支援ができる人材確保が必要。
- 待機児童対策を含むハード面の整理。
- 病児・病後児保育を利用しやすくする。
- 妊婦への育児アドバイス（特に気になるケースについて丁寧に）。
- 外国籍の児童が多く、子ども、大人ともにコミュニケーションが不安定で言葉の壁があることが課題。
- 生活に困窮した場合は、行政に頼る方法があるという情報が届いていない。

(5) 市立小学校

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月13日(水)
対象者	横浜市立四季の森小学校教職員教職員(2名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	児童支援専任教諭は、横浜市の小学校における児童指導の中心的役割を担う教諭で、いじめをはじめとした問題行動への組織対応のコーディネート、他機関との連携、担任のサポート、保護者との連携、小学校においては特別支援教育コーディネーターとしての役割などを担っている。横浜市独自の制度として小学校全校に配置されている。 当該小学校は、鉄道駅から車で15分ほどの位置に立地し、周辺には公営団地が広がっている。全校生徒数は約200人で、複数の学年が単級となっている。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 登校してきたときの様子、表情、目線、話しかけたときの反応、あいさつ、表情、視線、受け答えをみている。○ 季節に合っていない服装や靴、髪の毛といった、わかりやすい見た目の部分から気づく。○ 話を聞いた時の内容(1日の生活、家庭での食事の様子、起床・就寝時刻、入浴の状況等)から知ることもある。例えば、子どもが学校に遅刻したときに、その日の朝食とか、昨夜の夕食などを子どもに聞くことで気づく。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 親のダブルワーク、深夜勤務、親の精神面に課題、多子世帯、ひとり親世帯。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 家庭環境が整わず、生活リズム、朝食・夕食などが整っていない。○ 大人的生活習慣に子どもが合わせさせられていることがある。中には、親と一緒に明け方まで赤ちゃんのきょうだいを世話している子どもがいる。○ 家庭のお金の使い方に課題がある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 子どもの学校の授業や学習面での遅れ・課題は、保護者の課題の有無と必ずしも相関があるとは思っていない。○ 小さい子の面倒をみていて学校に来られない。義務教育だから通わせるように親に話しはするが、親も親で生活に困っている。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「小学校高学年や中学生なら小さい子の面倒をみるべきだ」と思っている親もいる。
------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに対して関心が低い。家庭でのけがの手当てを家庭で行えず、学校で手当てをすることがある。虐待を受けているわけではないのだが、親がみている暇がなく学校でみてもらえということが起きている。 ○ 子どもに指導する際に、暴言や時には暴力が見られる。 ○ 保護者自身の非行や、過干渉等支配的な親子関係の元で育ったことなどで自分の親との関係が悪くなってしまっていると思われるような例もある。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の対人スキルに課題がある。 ○ 保護者が地域で相談できないことはある。なかなか外に出られない人もいる。
② 対応方法	<p>【関係機関との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職、児童支援専任が意識的に話を聞き出している家庭に関しては、適宜、関係機関と連携を図って対応している。学校カウンセラーなど、専門職の方も含めての情報共有をしている。 ○ 下のきょうだいの面倒をみていて学校に通えないような場合は、関係機関への相談を保護者に提案する可能性はある。児童虐待に相当する場合は児童相談所につなぐことになる。また、下のきょうだいの世話を支援するために、区こども家庭支援課に連絡することがあるが、他人に家に入られることを拒絶することもありうるので、言葉を慎重に選ばないといけない。 <p>【専門職による相談対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2週間に1回半日、学校カウンセラーが来ている。基本は保護者からの相談だが、相談の予約が直前でキャンセルされることもある。保護者からは子どもの発達に関する相談が多い。いじめや不登校についても相談がある。 ○ スクールソーシャルワーカーやカウンセラーに直接子どもをみてもらうことで、第三者の視点からみたときのその子の課題がわかることがある。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問については、不登校の場合は行くことはあるが、基本的にはあまりしない。年度当初には一度するが、家の位置を知ることが目的なので、家庭内のことまで踏み込まない。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の打合せや会議等で、全職員で情報共有している。月1回の職員会議の他に、打ち合わせが週1回あり全体共有される。児童指導の打ち合わせの際や、不定期にある特別支援のための会、学年研（連続する複数学年の担任が集まる場）もあるので、担任同士で情報共有がされている。 ○ 主に要保護児童対策地域協議会の対象児童について、区こども家庭支援課や児童相談所等と情報を共有している。

	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待、不登校、問題行動等がある場合、必要に応じて、区子ども家庭支援課や児童相談所、警察署（少年相談保護センター）、児童家庭支援センターといった機関と連絡を取り合う。区子ども家庭支援課は、虐待が疑われる場合に連絡する。 ○ 他機関との連携における連絡調整窓口は管理職となっている。具体の調整は児童支援専任教諭が行う。 ○ 幼稚園、保育園や中学校とは、進学時等に引継ぎや情報交換を行う。中学校とは、例年設けて定着している情報交換の場があり、直接個別の児童について説明したりしている。幼稚園や保育園とは、気になったことがあれば電話で都度やりとりしている。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区高齢障害支援課、区生活支援課との情報共有が難しい。障害の支援についての連携という点で、保護者が精神疾患などを抱えていると思われても、学校の立場では家庭内の状況に深入りできない。要保護児童対策地域協議会によって虐待を受けた子どもについては情報共有ができるが、貧困については情報共有ができていない。 ○ 生活保護世帯の学校納入金について、生活保護費の支給時に、学校の指定する方法で入金されるシステムはできないものか。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不仲でも両親がいたり、多子世帯でも未就学児がいなかったりすると、利用できる支援がなくなりがちである。また、生活状況等が気にはなるが、虐待は見られない家庭に対して支援の方法が少ない。 ○ 保護者が学校と連携する必要性をあまり感じていなかったり、連絡がつながりにくい、保護者が正直に話をしてくれない場合などで、対応の難しさがある。 ○ 仕事が忙しいひとり親家庭などでは、低学年の児童の学習を家庭でサポートしてもらうことも困難。学習が遅れてしまうことは小学校1年生・2年生からある。中学3年生の高校受験の時だけでなく、低学年の児童から、学習支援を受けられると良いと強く感じる。たとえば放課後キッズクラブ等で、宿題等を見てもらえたり、宿題の時間があるとよいと思う。放課後キッズクラブに限らずとも、勉強をみてる場、一言子どもに「宿題やった？」と呼び掛けてくれる場があると良い。場所は学校でなくても良くて、地域ケアプラザなど、子どもが歩いて通える範囲であることが大事。生活リズムの改善にもつながる。

(6) 放課後キッズクラブ

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月12日(火)
対象者	瀬谷区放課後キッズクラブ運営者(瀬谷区放課後キッズクラブ連絡会)
実施者	横浜市役所職員(1名)
事業の概要	放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業である。 ①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施している。 平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されている。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの靴下に穴が開いている、靴が壊れたまま、季節に合わない服装、洗濯がされておらず汚れた衣類を来ている。 ○ 弁当の内容や、持ち物が汚れているなど。 ○ 子どもとの会話、当事者からの申し出。 ○ 保護者が仕事に出かけるのが、子どもより早く、学校の準備等を子ども任せにしている様子がある。 ○ 区と学校とのカンファレンス。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢の親戚1人で子どもを養育している。 ○ 多子世帯。児童相談所で保護されているきょうだいがいる。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洗濯があまりされてない服を着ている、靴が壊れた状態のままずっとはいているなど、忙しさで手がかけられないように感じる。
② 対応方法	<p>【保護者への声掛け、相談、情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ お迎えのときに保護者に「寒そうなので、温かい服装で」等の声掛けをしている。 ○ お迎え時に保護者の様子を見ている。 <p>【預かり時間の拡大による対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区に許可を得て、夜まで預かりをしている。 ○ 学校の長期休業中なども預かりをしている。 <p>【子どもの様子等の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用時に、児童の様子や言動、あざなどの身体的なことを確認している。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校と情報共有をしたり、学校カウンセラーへつなぐなど、学校と連携して対応するようにしている。

<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員内では、会議の際に情報共有をしている。スタッフに留意してほしい事柄は勤務前に共有している。 ○ 児童の安全（身体的・精神的ともに）に関わるような場合は、直ちに運営法人に相談し、対応を確認する。 ○ 困難な状況にある児童については、学校に相談し了承を得たうえで、運営法人内で情報を共有する。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の安全にかかわるような場合は、学校や担任に情報提供し、児童やご家庭の様子や状況について確認する対応をとる。学校カウンセラーにつなげる。 ○ 学校とは、副校長先生や担任、児童支援専任教諭などと何かあれば相談（報告）をするようにしている。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ どこまで立ち入ってよいかわからないときがある。 <p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カンファレンスなど、関係機関での情報共有が必要だと感じるがカンファレンスができていない。

(7) 市立中学校・学校カウンセラー（スクールカウンセラー）

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月22日（火）
対象者	上白根中学校教職員（1名）、学校カウンセラー（1名）
実施者	横浜市役所職員（1名）、浜銀総合研究所研究員（1名）
事業の概要	本市では、全市立中学校に生徒指導専任教諭を配置している。生徒指導専任教諭は、いじめをはじめとした問題行動への組織対応のコーディネート、福祉的分野等における他機関との連携、担任のサポート、保護者との連携などの役割を担っている。学校カウンセラー（スクールカウンセラー）は、臨床心理士等の資格を持つところの専門家であり、児童・生徒、保護者に対する相談・助言、教職員に対するコンサルテーション、校内教育相談体制についての情報共有と助言、要請に応じて校内ケース会議等に参加している。学校カウンセラーは週1日を区役所で勤務し、週3日程度を担当する小学校（1校当たり半日）・中学校（1校当たり1日）で勤務している。

イ ヒアリング要旨

<p>① 気付きのきっかけ・抱える課題</p>	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻や欠席が増える、表情が暗く沈みがちになる、イライラしやすくなる、洋服や髪を洗っている様子が見られない（臭いがする）、頻繁に教職員に話しかけるようになる、などが挙げられる。 ○ 中学校では、生活保護受給世帯、就学援助受給世帯などの情報や、関連機関との連携の中から把握している。生活保護受給世帯の場合は区役所からの情報等、就学援助受給世帯は学校から申請書を配布していることから該当する世帯を把握することができる。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校傾向の子どもで、友達関係のつまずきの悩みが多い。 ○ 自分の部屋・勉強机を持つ生徒がいる一方で、自分の部屋・勉強机を持たず塾にも通えない生徒との格差がある。 ○ 私立高校に通うことが出来ず、公立高校全日制に不合格後、公立高校定時制に進学するが中退してしまうことがある。その結果、高校卒業の学歴を持たず、貧困の負の連鎖が続くことが懸念される。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活を維持していくことに精一杯になり子どもに目を向けられなくなってしまふ。 ○ ひとり親家庭で親が忙しく話を聞いてくれない、思いをわかってほしいがどうせわかってもらえないとあきらめている。保護者側も、子どもに話しかけても相手にしてもらえないので、関係を作ることをあきらめているという悪循環がある。
-------------------------	---

	<p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校側から連絡が取りづらくなる（ダブルワークをしているなどの背景）。 ○ 地域との関わりが減り孤立化しやすくなる。 ○ 保護者が被害的な気持ちを持ちやすくなり、外部からの働きかけを受け入れにくくなる。
<p>② 対応方法</p>	<p>【子どもの様子の確認、声掛け、相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服の汚れなどの行動観察を行い、担任の先生から子どもに話を聞いてもらうよう依頼することがある。 ○ カウンセラーの対応が必要な子どもについては、子どもの思いや困り感を聞きつつ、子どもの自己肯定感の低下を防ぎ、不登校にならないように支援を行っていく。 ○ 普段の放課後に、生徒に声をかけたり掛け合ったりという雰囲気を作っている。そこに、学校カウンセラーが必要に応じて相談を受ける体制となっており、悩み相談を聴く土壌がある。 ○ 具体的な支援として、公立高校全日制合格に向けた学力向上（定期テスト前の誰でも参加できる放課後の学習会）、悩み不安などを受けとめるための教育相談（年に3回の教育相談週間を設置）などを行っている。教育相談週間は、年度の始まりの4月、夏休み明け、年明けの1月に実施し、担任と生徒が1対1で面接を行っている。 <p>【保護者との連絡、面談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者との面談の中で、学校での子どもの様子を踏まえ、家庭での様子や困り感を聞き、保護者に寄り添いながら保護者ができること・関係機関に頼った方がよいことを一つ一つ書き出して整理し、必要に応じて、区子ども家庭支援課や区生活支援課などの関係機関を案内している。 ○ 保護者と面談ができない場合は、子どもと話をした後、事後的に子どもを通して保護者に連絡をして面談をすすめることもある。 ○ 保護者にとって学校にくることの敷居が高い場合には、学校カウンセラーが区役所で面談をすることもある。 <p>【関係機関との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭や担任等が話す中で、生活保護世帯の家庭の状況確認の必要があると思われる場合に、区生活支援課に依頼して家庭の様子を見てもらうことがある。また、区生活支援課の寄り添い型学習支援事業の担当者とは、区の学習支援教室に通っている生徒について年に1回情報交換をしている。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報共有の方法として、生徒指導係会、関係者会議、学年会、職員会議による情報共有等がある。 ○ 週に1回、学校カウンセラー、学校の管理職、特別支援コーディネーター、養護教諭、生徒指導専任教諭との間で、気になる子どもに関する情報共有、今後の手立てを相談している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の場合は、担任が生徒の抱える課題に気づくことができなくても、教科担当の先生や、部活の顧問が気づく可能性がある。気づいた教職員から生徒指導専任に情報が共有されれば、学年主任・担任に働きかけることができる。教員よりも、学校カウンセラーに相談した方がよい時には、早めにつながるようにしている。 ○ 学校カウンセラーは、基本的には、保護者や子どもの了解の下で情報共有を図るようにしている。 ○ 小中学校から、毎月、いじめ認知報告書を教育委員会事務局に提出している。その中で把握した気になる子どもについて、情報共有を図っている。 ○ 要保護児童などのケースにおいては、区役所から要保護児童対策地域協議会に関する情報を受けるなど、適宜情報共有を図っている。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校では児童支援専任教諭、中学校では生徒指導専任教諭、管理職が、関係機関と連携している。管理職や当事者の了解の上で、カウンセラーが関係機関と情報共有を行うこともある。 ○ 中学校の具体的な連携先として、区生活支援課（生活保護担当、学習支援担当）、警察署、児童相談所、家庭裁判所、保護司会などが挙げられる。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状では、地域の NPO 法人、支援団体を生徒や保護者に紹介するケースはほとんどない。学校は個人情報を外に出すことができない。地域の団体に紹介できないという背景がある。 ○ 保護者から「区役所に相談に行っても、色々な窓口に行かなくてはいけないのでは」と言われることがある。例えば、ワンストップ相談窓口の充実など、支援を受ける敷居が低くなる、保護者が安心して相談等の支援を受け入れやすい仕組みづくりが望まれる。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校カウンセラーは、小学校は1校あたり週に半日勤務。半日の時間しかないため、面接で時間が埋まってしまい、子どもの様子までなかなか見に行くことができない。子どもと接する時間が長くとれる方がありがたい。 ○ 生徒の学力が低く世帯が低所得の場合は、公立高校に行きたくても、全日制の高校ではなく、定時制の高校を選択する傾向があった。周囲に流されることなく自分を律して4年間で卒業できるのか。もし高校を中退したら中卒の学歴になり、負のスパイラルが起きてしまう。

(8) 放課後学び場事業

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月8日(火)
対象者	横浜市立新井中学校 学校・地域コーディネーター(1名)
実施者	横浜市役所職員(3名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	<p>放課後学び場事業は、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小学生及び中学生を対象に、大学生や地域住民等の協力による学習支援活動を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢を育むことを目的としている。</p> <p>放課後等の学習支援活動には、地域のボランティア等が主体となり、希望する児童・生徒を対象として行う「委託実施型」の学習支援と、学校主体で、希望する児童・生徒を対象として行う「学校配当型」の学習支援の形態がある。「学校・地域コーディネーター」を中心とした保護者や地域住民等で構成する運営委員会等又は学校が、地域や関係機関等と連携し、学校や地域の実情に応じた放課後等の学習支援活動を企画し、地域住民、大学生、元教員等ボランティアが参画して、放課後の学習支援を実施している。</p>

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が申し込む例で、学習でつまづいていることに、保護者も気づいていないということがある。中学生だと、かなり前から学習につまづいている場合、取り戻すのに時間がかかってしまう。塾に行く家庭環境や家庭の中で勉強を見ることが出来る環境がなくて、学習の遅れをそのままにしてしまったのだと感じる。 ○ 自分で、どこが分からないかが分かっていない、あきらめている子どもはいる。授業についていけないが、周りに迷惑をかけないように、授業中に静かに過ごしているという子どもがいる。そのような、来てほしい子どもはなかなか放課後学び場に参加しないという実情がある。 ○ 学習のサポートが必要な子どもに対して、先生側からの参加への働きかけはある。
② 対応方法	<p>【子どもへの声掛け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後学び場事業では、自主的に学習をして、分からない時に挙手をするように伝えている。学習状況の気になる子どもが来た時には、学生ボランティアにわからなそうな様子があったら、子どもに声掛けをするよう伝えている。スタッフは毎回出席しているので、ボランティアの学生に気になる子をそれとなく伝えている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校との窓口は副校長となっている。機会があるときに、副校長に、子どもの様子を伝えるようにしている。具体的には、子どものつまづいているところや、できるようになったところを伝えている。 ○ 地域で気になる子どもや家庭のことを、学校のスクールソーシャルワ

	<p>ーカーと話すこともある。</p> <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連携について、学校のスクールソーシャルワーカーや地区社会福祉協議会と話している。学校の中だけでなく、地域ケアプラザのスタッフと学習支援など、地域で必要な学びの場についての話をすることもある。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会が把握している情報と、学校が把握している情報が必ずしも一致していない。学校は学校の責任で対応しており、先生は地域の人をお願いしてよいのかと思っているところがある。地域で対応するには、誰でもよいわけではなく、人選が必要ということがある。学校と地域をつなぐ点で、「コーディネーター」が役割を担えればと思う。 ○ 学校や社会福祉協議会なども含めて情報を持っているところがプラットフォームとなり、つなげられることは必要だが、地域ごとに必要な形が違うので見極めが必要。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象者が限定されると「あそこに行っている」という目で見られるのではと躊躇する子どももいるので、そういう目で見られない開かれた場があることは重要。寄り添い型学習支援に行く子どももいれば、行かない子どももいる。 ○ 学生ボランティアの確保は、普段から苦慮している。学校に学習支援などのボランティアで入っている学生に声をかけるようにしている。学生ボランティアには、大学を卒業するまで関わっていただくようにしている。また、教育委員会で、ボランティアの人材バンクを持っている。 ○ （学習に遅れのある）来てほしい子どもが来ないという課題は多くの放課後学び場事業が直面する課題。事業の開始当初に、来てほしい子どもを集めて地域で実施しようとしたことがあったが、「そこに来ている子どもは学習に遅れがある」と感じて来ることを嫌がるのではないかと、学校で誰でも来てよい場として募集している。 ○ パソコンの教材などは、費用面で実現できるのか課題だと感じている。

(9) 市立高等学校（定時制高校）

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月21日（月）
対象者	横浜市立横浜総合高等学校（1名）
実施者	横浜市役所職員（2名）、浜銀総合研究所研究員（1名）
事業の概要	<p>横浜総合高等学校は、学ぶ時間が午前・午後・夜間と異なる3部を持つ定時制高校である。一人ひとりの個性に応じた多様な学習計画を立てることができ、生徒が自らの興味・関心に応じて主体的に科目を選択し、目標を見いだしながら学習ができるという特色がある。100団体・企業が職業体験ブースを出展する横総未来博、第1次産業体験をはじめとするキャリア教育に力を入れている。</p> <p>ようこそカフェは、横浜総合高等学校の生徒を対象とした校内居場所カフェで、長期休暇期間を除き、週1回開催されている。ようこそカフェの場で食事を提供し雑談する中で悩みや困りごとを把握し、必要に応じて学校と情報連携をしている。</p>

イ ヒアリング要旨

<p>① 気付きのきっかけ・抱える課題</p>	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任や授業担当との会話、ようこそカフェの相談員との雑談の中で悩みを把握することがある。ようこそカフェに来る生徒の中には家庭で食事をとっていない生徒もおり、カフェで提供される軽食のおかわりの様子や、服装で把握することがある。 ○ ケース会議等で収集した生徒指導情報で把握する。ケース会議は、生徒の事案内容により不定期で開催される。管理職と対象生徒の担任、学年主任、教科担当者、養護教諭、生活指導主任に加えて、事案によってはスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）も参加する。 ○ 外部からの情報（中学校、児童相談所、区生活支援員、警察、医療機関等）がある。入学後に全生徒を対象として、中学校への聞き取り調査を行っている。生活保護の関係では区的生活支援員、担当するケースワーカー、学習支援担当者など5～6区の担当者と連絡をとっている。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校での不登校経験、外国籍や外国につながる生徒、ひとり親家庭、生活保護受給世帯、経済的事由や保護者の精神疾患など、複数の要因が重なっている。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ネグレクト、食事が与えられていない。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的事由により学習環境が整わないケースがある。住居が狭く学習する物理的なスペースがなく、家で学習すること自体考えていないことがある。
-------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校卒業後に進学を希望していても、家庭の経済的事情から就職を選ぶしかないことがある。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親世帯の保護者の交際相手から、暴力や虐待を受けるケースがある。 ○ DV（家庭内暴力）、ネグレクト等の問題がある。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会から孤立した家庭状況や保護者の価値観がすべてであると思いつている場合、異なる価値観や他者を受け入れることができずトラブルに発展するなど、人間関係がうまくいなくなるケースがある。
② 対応方法	<p>【生徒が安心できる環境づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校経験者が安心できる環境づくりとして、自分に合わせた時間割、小学校から学び直しができる授業、少人数クラス、制服や宿泊行事がない等、縛りが少ないこと、多様な悩みごとの相談先を準備していることなど、様々な仕組みを整えている。 <p>【保護者との面談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担任・生徒・保護者による面談を年3回実施している。保護者の中には過去の経験から「学校」に対して強い不信感を持っていたり、ネグレクトや虐待の具体的な例もあり、面談の中で状況が浮き上がってくる。面談で把握した情報は、担任、学年主任、生徒指導専任等の関係する教員で共有し、担任一人では対応しないことをルールにしている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織内で生徒情報を共有する仕組みとして、生徒情報交換会（年3回）、関係する教員が参加するケース会議、生徒指導部会等がある。 ○ 個別の生徒を対象に、関係する教員を集めたケース会議を必要に応じて開催している。ケース会議は、担任や学年の申し出、SC、SSW、児童相談所等から連絡が入ったとき、DV等が認められる場合、自傷行為やストレス等で極度に感情を抑えられない生徒等を医療につなぐときなど、外部の関係機関と連携する必要があると判断されたときに開催される。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出身中学校、SC、SSW、ようこそカフェの運営・協力団体スタッフ、児童相談所、区役所、警察、医療機関と連携している。 ○ SCは週2回来校し、予約制で一人の相談時間を20～30分としているが、現状では予約で埋まり、時間数が足りていない状況にある。 ○ SSWは外部につなげる必要があるときに、市の教育委員会事務局に派遣要請をしている。 ○ 区関係機関とは年度初めに区生活支援課寄り添い型学習支援の担当者と情報交換をしている。授業料納付の関連は生活保護の担当者と連携している。

<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入学以前から学校に不信感を持っていて攻撃的な態度で自分の主張を通そうとする保護者、学校にすべてを一任する保護者への対応に苦慮している。 ○ 保護者と連絡が取れなくなることがある。学費等の督促や出席日数や成績が足りないという連絡をしても電話に出ない。家庭訪問をしても不在であったり、転居している例もある。 ○ 外国人保護者への伝達や対応に課題がある。生徒指導においても、日本語が通じない保護者の対応は難しい。現状は生徒を通して保護者に状況を伝えるしかないが、本人にとって都合の悪い生徒指導上の内容が保護者に正しく伝わらないことがある。 ○ ベテラン教員の数が不足している。特に夜間の3部の人材確保が課題。
-----------------------------------	---

(10) スクールソーシャルワーカー

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月21日(木) 2021年1月22日(金)
対象者	SSW活用事業スーパーバイザー(1月21日) 西部学校教育事務所指導主事室統括スクールソーシャルワーカー(1月22日)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	<p>スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)は、学校教育法施行規則で「学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と示されている社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けている専門職である。教育と福祉の視点から、学校生活などで課題を抱える児童生徒の問題解決に向けて校内支援体制づくりや関係機関との連携・調整を行っており、市内4か所の全学校教育事務所(小・中・義務教育学校担当)と人権教育・児童生徒課(高校・特別支援学校担当)に配置されている。</p> <p>SSWは令和2年度から50名体制となり、学校を定期的に訪問して支援する巡回型となった。1人のSSWが10～15の学校を担当している。各学校教育事務所には、エリアスーパーバイザーとして統括SSWが配置されている。</p>

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校で行動観察をする中で、気になる様子の例として次のような状況がある。筆記用具が揃わない／持っていない、上履きや外履きが汚い／サイズが合わない、中学校で昼食を持ってこない、トイレの排泄などの生活習慣が身についていない、アトピーなどによる皮膚のかきむしりや吹き出物による出血、偏った食生活による低身長や低体重／あるいは肥満、爪切り、散髪、入浴などが十分でなく不衛生な状態であるなど。 ○ 子どもも親も、家庭の状況を学校には隠しがちだが、中学の進路選択の時には、入学金等の確認などから経済的な課題が表出してくる。例えば、不登校や学力等の面から公立高校への進学が難しいとなると、選択は私学しかなく、学費負担の面で課題が明確になる。 ○ 外国籍や外国につながる子どもが不登校になると、地域コミュニティとのつながりの薄さから見守り等のサポートを受けにくく、外出しなくなると存在自体が見えにくくなってしまうことがある。 ○ 中学生、高校生は、学校で把握できる様子として、宿題をしてこない、宿題をしない理由があいまい、欠席や遅刻、早退、授業中の居眠りが多い、進学や就職活動等に意欲を持たない、夜間の徘徊などがある。また、食材の提供時など、必要以上に持って帰ろうとすることもある。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者自身の被虐待経験、不登校経験。保護者の精神疾患、生活保護受給世帯、ひとり親世帯、外国籍や外国につながる世帯。
------------------	---

- 子どもの発達障害（知的障害、虐待による発達障害様の症状を含む）。

【日常生活・生活習慣】

- ダブルワークなどで、家事にかかる時間的余裕がない。
- 保護者に疾患があるため家事がままならない。生活保護を受給していても、家計の計画的なやりくりができず、必要な食事や教具を用意することが難しい。
- 風呂場にたくさんの物があふれていて、風呂が使えない状態の家庭もある。
- 3食を用意して食べる、食器を片付ける、歯を磨くなど、家庭の中で日常的に繰り返される生活の営みが安定的に繰り返されないことによって、生活習慣が身につかない。子どもの年齢に沿った経験が不足している。
- 中高生の生徒が医療受診できず、自分の判断で市販薬を服用している。

【学校生活・学習状況】

- 「自分は何をやってもだめ」など、自己有用感の低さを感じる。自らの力を発揮できる機会がないと、学校や社会、集団で認められることが少なくなる。塾に行けない、習い事ができない、保護者・教員以外の大人に出会えないという参加の機会の貧困が自己有用感の低下を招いていると思える状況である。
- 承認されたい子どもたちは、場にふさわしくない行動をとることで周囲からの注目を得ようとする。結果、不適切な行動で注目を浴びることになり叱られ、自己肯定感が低下する。
- 宿題をしてこない、宿題をしない理由があいまい。
- いつも疲れている。
- 将来に向けて、計画的に学んだり、取り組んだりすることができない。進学や就職活動等に意欲を持たない。
- 遠距離を歩いて通学する（交通費をもらえない、他に流用する）。

【親子・家族の関係】

- 保護者自身が人とつながる力が弱く、養育の孤立につながっていく。
- 親子の関係が良くない、会話がな、家に帰りたがらない。特に外国につながる子は、親の日本語理解が弱く、子は母国語の理解が弱いため、意思疎通に欠けることが多くみられる。
- 年下のきょうだいの送迎などの面倒を見ている、障害を持つ親の代わりに家事などを行っている、祖父母の介護をしているなど、本人に自覚はあまりないが、ヤングケアラーの状態にある。
- 乳幼児期の愛着形成がネグレクトやマルトリートメントにより十分でなく、結果、人を信頼する力に欠けることで、困っていても助けを求めないことが多い。

	<p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が相談の仕方を知らないのか、相談をする気がないのか、困っていることに気づいていないのか。 ○ 人間関係の希薄さからか、人とのコミュニケーションがうまくとれず、「困っていないと思われる」など誤解されやすい。 ○ 参加の機会が少ないことにより、子どもの社会性が十分に育っていない。
② 対応方法	<p>【アセスメントに基づく介入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SSW と支援対象児童との出会いは、児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭からの「この子をみてください」という依頼から始まることが多い。巡回型に移行したことから、担任教諭からの相談も増加している。対象児童に関わる関係者で情報を整理し、学校とともに、学校生活、家庭生活の両面からの多角的なアセスメントを行っている。 ○ SSW は、学校では把握しにくい生活環境について、子どもの食生活や衛生状況などの聞き取りを行う。また、必要に応じて学校を通し保護者に働きかけ、面談で児童生徒が何につまずき、困っているのかを聞き取りながら、保護者とともに課題を整理する。 ○ 明らかになった課題の背景要因に応じて、学習環境、生活環境を調整することにより、本人が主体的に学んだり、適切な行動ができるよう支援する。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SSW が、経済状況などの保護者の困りごとを整理し、関係機関につないでいる。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校内を巡回して、持ち物が揃わないなど、気になる子どもの情報を教員と共有している。SSW の窓口を担っている児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭と情報連携することが多い。校内の気になる児童生徒の情報は、専任教諭が集約している。 ○ なるべく多角的な情報を整理統合するため、管理職や養護教諭、事務職員、技術職員などとも情報連携する。 ○ 特に気になる子どもについては、校長の了解のもと、学校事務職員に就学援助や生活保護の受給状況等を確認している。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SSW は、児童相談所、子ども食堂、社会福祉協議会、フードバンク、寄り添い型学習支援・生活支援、区生活支援課、区こども家庭支援課、NPO 法人、地域ケアプラザ、主任児童委員、地域コミュニティなどの校外機関と連携している。 ○ 要保護児童・要支援児童であれば、法律に基づき他機関と情報共有する。そうでない場合は、本人同意のもと情報共有する。 ○ 地域の子ども食堂の情報は、社会福祉協議会から情報を得て把握している。社会福祉協議会は、常に最新情報を把握しているので、定期的に情報交換している。

<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区生活支援課をはじめとする行政関係者に、SSW が子どもの貧困のために配置され支援を行っていること周知と、支援のためのつながる仕組みが必要。 ○ 子育てや生活全般の相談ができるワンストップ窓口が必要。学齢期は、子育ての課題と生活課題、学習課題が重層的に身近な相談窓口として SSW を紹介、SSW がアセスメントし対応) ○ 学校は、NPO や市民団体等を個別に把握しながらつながることは難しいので、SSW には、そういった外部団体をつぶさに把握し、学校との連携の仲立ちをする役割があると思っている。 ○ 学校は、福祉的なアセスメントが難しいため、区や児童相談所など、どの機関につながるのが適切なのかを判断することが難しい。適切な連携先を提示していくのも SSW の役割だと思う。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寄り添い型学習支援や生活支援を小学生が利用する際は、保護者の送迎が必要だが、貧困家庭では保護者がダブルワークをしていることが多く、必要な支援を利用できないケースがある。 ○ 行政の支援対象枠に当てはまらなくても支援が必要な子どもは多い。相対的貧困の層にいる子どもたちのほとんどが生活保護を受給していない世帯である。“生活保護受給者”などの枠にとらわれないサービスが必要。
-----------------------------------	--

(11) 青少年の地域活動拠点

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月28日(木)
対象者	都筑区・つづきMYプラザ職員(1名) 栄区・フレンズ☆SAKAE職員(1名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	青少年の地域活動拠点は、中・高校生世代を中心とした青少年が気軽に集い、自由に活動する場の提供、仲間や異世代と交流する機会の提供、地域資源を活用した社会参加・職業体験プログラムなどを実施している。令和2年11月時点で、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、都筑区、栄区、青葉区の7か所に設置されている。

イ ヒアリング要旨

① 気づきのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来館する青少年との会話や保護者からの相談。 ○ 制服や爪の汚れ、髪の毛等の臭いなど、身だしなみの乱れから、気になる子どもはいる。 ○ 外国につながる子どもの保護者は、自分たちで高校合格後の書類等の手続きをできない場合が多く、支援を通して家庭の様子を知ることがある。 ○ 塾に行きたくても行けない子ども、極端に家族での外出経験がない子ども、兄弟姉妹が多く全員が頻繁に拠点を利用する家庭、自分で買い食いすることがない子ども、朝から何も食べていないことが頻繁にある子どもなど。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国籍の保護者、両親が不仲、DV、ひとり親世帯、祖父母等の養育者世帯。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両親は共働きだが、経済的な余裕はなく、家も狭い家庭の子どもがいる。家が狭いため、子どもたちの居場所がない。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受験を前にして十分に学習が進まない、塾に行きたくても行けないなどの様子が見受けられる。 ○ 不登校等の悩みがあっても、その背景には夫婦仲やネグレクト、DVの問題があることが多い。 ○ 親が多忙で、受験について情報が足りていない等の理由で、進路について親に相談できない子どもがいる。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護に踏み出せないケースがある。生活保護の調査で、今の家庭を壊したくない、親族に状況を知られるのは嫌だと思っている。
------------------	---

	<p>○ 親が食事を作ってくれず、やがて家に入れてもらえなくなり、どこにも行く場所がなくなって親戚の家で生活することになった。親戚の家でもうまくいかず、友達の家を転々としていたが、親からの養育費も入らなくなり、児童相談所に一時保護された。</p> <p>【周囲との人間関係】</p> <p>○ 相談する先がない、わからない、なるべく相談したくないという保護者がいる。誰かに安心して話ができる場を知らないという方が多い。</p> <p>○ 外国籍の保護者の場合に、言葉の壁があり、誰に話せばいいのか分からない、自分の悩みを話したくないという壁を感じている。</p>
<p>② 対応方法</p>	<p>【安心できる居場所の提供】</p> <p>○ 子どもの話を傾聴する。また、学習支援を行ったり、進路について考える機会を増やすなどの工夫もしている。</p> <p>○ 共働きで夜遅くまで親が家に帰ってこない子どももおり、おなかをすかせている子が多い。お米の炊き方を教えることを目的に、週に何回か、夕方のお腹がすく時間帯に、ご飯を炊いてみんなでおにぎりを作っている。</p> <p>【保護者等への拠点の周知・情報提供】</p> <p>○ 保護者と接する機会を積極的に作り、拠点利用についての理解が得られるよう、会話を工夫する。PTAの連絡協議会の方にはこまめに連絡し、地域活動拠点が、安全で誰でも来ていただける場所であることをお伝えする機会を設けている。</p>
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <p>○ 相談案件について共有している。</p> <p>○ 毎日業務日誌を書いており、また継続的に記録として残さないといけないものは、データとして残している。</p> <p>○ 関係機関につなぐ必要のある深刻な案件については、スタッフで役割を決めている。非常に難しい課題を抱えた子どもに気付き、対応できるようになるための人材育成は、課題である。</p> <p>【連携状況】</p> <p>○ 教育委員会事務局、区こども家庭支援課、こども青少年局青少年育成課、青少年の地域活動拠点の4者で、年に3回の定期カンファレンスを開いている。</p> <p>○ 必要に応じて、小中学校や教育委員会事務局、区こども家庭支援課、区生活支援課、児童相談所と連携している。</p> <p>○ 中学校は生徒指導専任や校長先生等、高校は担任教師とつながって対応している。区役所や児童相談所とは、必要に応じて連携できるケースもあるが、基本的には先方から問い合わせがあったときのみ連携することができる。</p>

<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年末の仕事納めの直前に、子どもが滑り込んできたケースがあった。物理的にどの機関も閉まっているときには、どこにもつなぐことができないことは、課題である。 ○ 青少年の地域活動拠点のような広く話を聴く場と、児童相談所のような専門機関とでは、役割が異なる。連携構築のためには、我々が何をやっている機関なのかを、専門機関の方々に知ってもらう必要がある。 ○ 子どもが高校に進学すると、先生たちと情報を共有しにくくなってしまう。高校に進学した後でも、中退してしまう子どもはおり、また外国につながる子どもにとって中退問題はより深刻な問題となっている。高校を卒業して自分の力で将来を描けるようになれる支援や、進学後も行政が寄り添える仕組みがあるといい。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課題を抱えている子どもや保護者が、安心して話せる場を確保できるようにすること。なるべく最初のハードルを低くすることが重要である。児童相談所や、区役所、学校にも相談したくないというケースは多い。相談におけるハードルを低くするためには、地域にあって、誰でも無料で利用することができるということを言い続けるしかない。 ○ 建物の設計上、全てがオープンな作りになっており、また2人しか職員がいない中で、相談に必要な場所と時間を持ちづらい。相談が来ても開所時間中に対応することが難しい。
-----------------------------------	---

(12) 主任児童委員

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月8日(火)
対象者	各区主任児童委員(主任児童委員連絡会)
実施者	横浜市役所職員
事業の概要	主任児童委員とは、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当する、民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員と連携・協力して、様々な児童問題について取り組んでいます。

イ ヒアリング要旨

<p>① 気付きのきっかけ・抱える課題</p>	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅い時間まで公園や地域内でうろうろしている様子を度々見かける、多人数家族で地域の中で有名だったなど、地域からの情報提供や連絡。関わりのある人からの「助けてあげてほしい」「楽にしてあげてほしい」との相談や、近所の人からの子どもの泣き声相談。 ○ 地域の活動の中で、こどもを理不尽に叱っているのをよく見る、子どもを無視しているなど子どもと関わる様子。子どもの衣服の汚れや靴の破損。季節に合わない服装。こども食堂などの地域の居場所での様子。 ○ 区のこども家庭支援課、地区担当保健師からの連絡、担当している地域の小学校、中学校の児童支援・生活指導専任の先生方との情報交換で知る。保育所からの相談。キッズクラブや学童クラブからの見守り依頼。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大人数家族、多子世帯、ステップファミリー、ひとり親世帯、生活保護受給世帯、親が精神的に不安定。保護者に精神疾患や疾病がある。子どもに発達障害が疑われる、複合的な課題を抱えている。介護との両立。引きこもり状態の家族がいる、転入で状況がわからない。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が経済的にも精神的にも余裕がなく生きてるだけで精一杯。 ○ 父子家庭のケースで、仕事優先になって帰宅時間が遅く、子どもだけで家にいる。渡されているお金で適当な物を買って食事をとっている。 ○ 食事・生活面の世話が困難な状態。 ○ 長期休暇や、深夜の子どもだけの生活。子どもの昼夜逆転。 ○ 家のごみ屋敷状態で、子どもが育つのに良い環境ではない。家の清掃・補修ができない。風呂場が物で溢れ使えない。家の周りはゴミだらけ。 ○ 生活保護を受けているが、お金の使い方に課題。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校。学習ができていない。 ○ 家の中が片付いていないので、子どもが学校の持ち物を準備できない。
-------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ きょうだい障害などを抱えていて、学校などへの登校が難しい。 ○ ゲームに夢中で学校も休みがち。 ○ 両親が子どもの進路についてきちんと理解し考えることができない。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母親自身が幼少期にネグレクト（育児放棄）を受けていて子育てが上手くいかない。 ○ 親の精神的問題があり養育力が不足。 ○ 親からの虐待があった。保護者が汚い言葉使いで子どもを怒鳴ったり、足蹴をする様子が見られる。 ○ 親に精神疾患があり、子どもの前でリストカットを繰り返す。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象家庭と地域との関係がほとんどない。 ○ あいさつが出来ない。 ○ 母親が精神的に弱っていることが多い。周りの人に相談できないでいる。
② 対応方法	<p>【保護者への声掛け、地域の見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家を確認し、泣き声や怒鳴り声が聞こえないか、日中の洗濯物など、生活感が見えるかを確認する。家の周囲を見守る。変化を見逃すことのないよう、見守りをする。 ○ 赤ちゃん訪問をした際に顔見知りになったなど、その家庭とつながっている場合は、挨拶をして声を掛けるようにしている。 ○ 話を聞き一緒に考える。つながりを切られないよう、やさしく話を聞く。応援していると伝え続ける。家庭からの相談があったときは、その内容になるべく沿った相談先を紹介できるよう心がけている。 ○ 人からの相談で家庭を知った場合は、名刺などを渡してもらい連絡をもらうなどする。 ○ 泣き声が長く聞こえたときに、こども家庭支援課と地域子育て支援拠点の冊子を渡しに行き、子育てで困ったら相談するよう伝えましたが、そのあと警戒されたように思う。 <p>【子どもへの声掛け、見守り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもへの声掛け。夜遅くまで家の前の道路で遊んでいる時は車に注意するように声掛けをしたりしている。 ○ 子ども本人からのさりげない聞き取り。子ども自身が家庭の不安を話してくれたときは、よく聞くようにしている。 <p>【地域の居場所、登校等の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月2回、子どもの学習支援と居場所を行っている。他人を入れる事が難しいので、今はその家庭だけの為に居場所をしている。 ○ 登校支援ボランティアを行うことで、家庭とつながりを持った。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ フードバンクなどの配達を兼ねてのコミュニケーション。月に1回食材を届ける時に、学校の様子や困ったことがないかを聞いている。 <p>【関係機関との情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所（地区担当や虐待担当の保健師、こども家庭支援課）、学校、保育所等と情報共有をする。 ○ 学校、区役所（こども家庭支援課・生活保護課）、児童相談所、社会福祉協議会、民生委員、主任児童委員でカンファレンスに参加。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区につなぎ、区こども家庭支援課が訪問する。 ○ 学校の先生が家庭訪問をしている。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区役所こども家庭支援課、児童相談所、社会福祉協議会、学校、保育園、保育所、キッズ、学童保育、民生委員児童委員と連携している。 ○ 区役所のこども家庭支援課（地区担当の保健師）、地域ケアプラザ、地域の保育園・幼稚園等子育てに関係するところとは、区の子育て関係機関のネットワーク会議のおかげで「顔の見える関係」ができています。 ○ 気になる状況があればこども家庭支援課へ連絡して、その家庭を訪問してもらうようお願いする。小・中学生の場合は学校と情報共有して必要に応じて区役所や児童相談所と連携している。個別ケース検討会議への参加。 ○ 横浜子育てパートナー、子育て支援拠点、つどいの広場とは積極的に繋がる機会を持ち、対象親子を多角的にみる努力をしている。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的なことで悩んでいても、どこに相談していいかわからずにそのままにしているケースがあるので、うまくつなげていけるようにしたい。 ○ 中学校からの情報がまったくなく、深刻な状況になってから知ることになっている。中学校を卒業してからでは接点を探すことも難しい。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SOSが出る前には、家庭に踏み込みにくい。一番の壁は対象者が解決に向かって相談する意欲や勇気を持つに至る部分だと感じている。その人の助けを求める力や生きる力を引き出すよう後方支援をする。敷居の低さが必要だと思う。 ○ 気になる家庭や問題を抱えている家庭においては多くが地域の中でコミュニケーションがうまく取れていない事が多い。声がけなどで孤立しないように地道な支援が必要。 ○ 登校支援を始めたが、親と連絡が取れない、子どもが起きていないなど、登校支援が難しい状況がある。 ○ 主任児童委員の人手が足りない。 ○ 情報を取捨選択できない家庭に情報を届け選んでもらうのが難しい。

(13) 区社会福祉協議会

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月22日(火)
対象者	区社会福祉協議会 事務局次長(事務局次長会)
実施者	横浜市役所職員
事業の概要	区社会福祉協議会では、移動情報センター、生活福祉資金貸付(教育支援資金、特例貸付等)、ボランティアセンター等様々な地域福祉に関する事業を行っています。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団地の中で課題を抱えている人が多い。区社会福祉協議会の移動に困難を抱える方の「移動情報センター」で把握することが多い。家族全員に障害があるケースもある。 生活福祉資金の「教育支援資金」や「特例貸付」の相談から把握することもある。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金銭管理ができなかったり、先の見通しが持てず、その日食べるものが無いという相談者もいる。 ○ 親が飲み歩いていて家に子どもたちの食べるものが無い世帯。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の中には、社会的な関係性が狭く、つながりを持っていない人も多い。 ○ 特定の知人の情報のみを鵜呑みにしている場合もある。
② 対応方法	<p>【こども居場所ネットワークに関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども食堂がコロナ禍で、パントリーに切り替え弁当などを提供している場合、情報提供をする。 ○ 学習支援を行っている団体へつなぐこともある。 ○ 食支援などのツールを通じて、継続的に自立に向けた支援を行っている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの居場所ネットワークで活動を知ってもらうリーフレット作成。 ○ 広報誌「区社協だより」でスペースを取って子どもの居場所に関する情報提供している。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こども居場所ネットワークは、ケアプラザや地区社会福祉協議会とも連携を進めている。

<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食支援だけでは対応できない精神疾患等の方への対応。 ○ 食支援に関して、区のこども家庭支援課と関わる中で、食料を持参するとドアを開けてくれる世帯がいるとは聞いているが、個人情報や理由に詳しい世帯の様子は教えてもらえない。 ○ 学校側が困窮している子どもの情報を出さないため、地域にも必要性を訴えかけることが出来ない。 ○ ネットワークとして何を共有して何を共に歩んでいくのかの課題がある。すべての団体が同じ動機や理念で活動をしていない。 ○ 保育園の園長の役員会でフードドライブの話をしたが、困窮世帯の把握ができていないためか、取組につながらなかった。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食支援以外あまり支援できていない。ひとり親は教育支援資金の申請で関わる程度であまり困りごとが見えてこない。 ○ 保護者はスマートフォンを持っていて情報は取れるはずだが、必要な情報が届いていない。 ○ 外国人や働いているひとり親世帯等、情報が入りにくい人への周知が課題。 ○ 外国籍でもひとり親は多いが、貸付以外では関わる機会が少ない。もう少し詳しく関わることであればいろいろと把握できると思うが求められていない。現状では深く関わっていくことは難しい。 ○ 県立高校の選択肢が広がっているが私立高校の教育支援資金の申し込みがある。学校も進路相談の際に、家計のことを視野に入れていないように思える。 ○ 見守りの目が少ないと感じる。
-----------------------------------	--

(14) 日本語支援拠点施設

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月22日（金）プレクラス見学、ヒアリング
対象者	日本語支援拠点施設「鶴見ひまわり」職員1名 教育委員会事務局小中学校企画課職員1名
実施者	横浜市役所職員（2名）、浜銀総合研究所研究員（1名）
事業の概要	日本語支援拠点施設は、平成29年に「ひまわり」が中区に、令和2年9月に「鶴見ひまわり」が鶴見区に開設された。日本語支援拠点施設では「プレクラス」、「学校ガイダンス」、「さくら教室（中区のみ）」を開催している。 「プレクラス」では、日本に来て間もない、横浜市立小・中・義務教育学校に在籍している児童生徒が、日本の学校生活に速やかに適応できるよう、学校で使う日本語や学校生活について4週間、週3日集中的に学ぶ。「学校ガイダンス」は来日したばかりの保護者と子どもに対して、複数の言語で、日本の学校生活についての案内等をしている。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プレクラスに参加する子どもは、全ての外国籍や外国につながる子どもの状況を反映しているものではない可能性があるため、ここだけでは外国につながる子どもの貧困などの全体像は把握できない。 ○ プレクラスに参加する子どもの中でも状況に違いはある。昼食の弁当を準備する家庭もあれば、保護者からお金を渡されてコンビニで購入し持参する子どももいる。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来日間もない児童生徒にとっては、環境に適応していくのが難しい場合がある。本人が望んで日本に来たのではなく親の都合で来ていることもある。来日当初、児童生徒は日本で生活していくモチベーションが低いことも多く、中学生の場合は日本語が不自由であっても高校受験を控えている。将来を思い描くことが難しい環境におかれてしまうこともある。 ○ 日本に長く滞在している児童生徒の場合、友達との日常的な会話は出来るが学力が伸びないことがある。学習に必要な言語は、日常会話の生活言語とは異なっている。また、母語が未熟なうちに日本に来ると、どちらの言語にも支障が出てしまうことがある。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表面から把握はできないが、様々な家庭事情があると感じている。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国につながる世帯は周囲とつながりにくく、課題が見えにくくなりがちな状況はある。家庭の状況は、区役所などの行政も、町内会などの地域のネットワークの網でも気が付かない、見えないということがある。支援はある
------------------	--

	が、そこにつながれない外国籍の方は多い。
② 対応方法	<p>【所属校との共有】</p> <p>鶴見ひまわりを利用する児童生徒やその家庭の状況で気にかかるような状況があった場合には、児童生徒の所属校にそれらの状況を伝えている。</p>
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プレクラスは、鶴見小学校と時間割を同じにしており、中休みや昼休みに鶴見小学校児童がひまわりに遊びに来るなどの交流が行われている。また、4週間の通級期間のうち最後の1週間は、ひまわり通級児童が鶴見小学校児童とともに給食を食べ、交流を行う取組を行っている。 ○ 鶴見国際交流ラウンジや鶴見区を中心に外国籍等児童生徒への支援活動を行うNPOなどの視察受入などを行っている。 ○ 外国籍等児童生徒の家庭も条件を満たせば就学援助制度等を活用することが可能であり、学校ガイダンスでも、就学援助制度についても紹介をおこなっている。
④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国籍等家庭に対して支援制度があっても、言語などの壁により、必要な支援にアクセスできないことが考えられるので、多言語での情報の更なる発信や、多言語による相談機能の更なる充実が必要と思われる。 ○ 外国につながる世帯が集住している地域の学校は、行政と一緒にできる多文化共生活動に期待していると思う。 ○ 区戸籍課から、就学年齢に合わせて、複数の言語で就学通知を出しているが、姿を現さない家庭はある。就学年齢の住民登録の数と、就学状況を補足している数には乖離があると思われる。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語化されていても就学援助の手続きは外国籍等の家庭にとっては、難しく、学校の事務職員の説明や確認などの負担が大きいと聞く。

(15) 国際交流ラウンジ

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月9日(水)
対象者	国際交流ラウンジ代表者(国際交流ラウンジ分科会)
実施者	横浜市役所職員(1名)
事業の概要	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っています。市民活動団体、NPO法人、公益財団法人などにより運営され、多くの市民ボランティアが協力しています。

イ ヒアリング要旨

① 気づきのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国につながる子どもの学習支援教室で、高校進学支援や高校合格後の手続き支援をとおして知ることが多い。 ○ 学習支援教室・居場所にきている外国につながる子どもからの話や、外国籍の保護者からの相談で把握することが多い。 ○ 多文化共生コーナー窓口等の相談窓口で相談を受けて把握することが多い。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が外国籍の場合、日本語での情報取得には限度がある。母国語もしくは理解できる言語での情報がどこまで受け取れているか不明。それによって、必要な支援に関する情報を得たり、相談をしたりする機会を逃しているのではないのかと感じる。 ○ 失業、不安定就労。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両親ともにパートタイムで働いているケースでは、働いた時間数で収入が変わるため時給の高い夜勤を選択する家庭も多い。そのような場合、子育ては後回しになりがちで、両親が子どもの課題に気づけない。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親が夜勤等で子育てが後回しになると、子どもの日本語の定着は難しくなり、母語保持も厳しくなって、ダブルリミテッドに陥ることも多い。 ○ 日本語の力(就学前の子どもを含む)、学力、中卒後の進路・就学継続に課題が見られる。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、地域での孤立。
------------------	---

<p>② 対応方法</p>	<p>【対象者への言語に関する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多言語情報の提供、解決のための機関紹介と連携。 ○ 申請書類の書き方が分からないということで相談に来る人はいる。 <p>【学習支援、居場所支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習支援（日本語・教科）教室開催、学習支援ボランティア団体との連携。 ○ 居場所づくりの支援。 <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを中心に据え、家族支援の構図を形成できるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。外国につながる子どもの場合、保護者への通訳が必要となることも多く、つながりが途絶えないように対応していくことも必要。 ○ 要望があれば、区役所の他の窓口や相談機関等につなぐ。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口に来る相談者の情報は担当者で共有、相談カードで記録している。 ○ 国際交流ラウンジ内掲示板や国際交流ラウンジスタッフ会議で情報共有。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、児童相談所、区こども家庭支援課、区生活支援課との連携、情報共有。 ○ 必要に応じて、公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）につなぐ。 ○ 共生の地域づくりに関連する事業で、区地域振興課、区こども家庭支援課、区福祉保健課と連携、子育て支援拠点や保育園、小中学校、町内会、主任児童委員と連携。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語習得が十分にできないケースが多いため、その課題が子どもの進学に直結し、子ども自身が自分の将来像を描きにくくなってしまう。またこの状況を理解してくれる学校関係者が多いわけではなく、学校と支援機関の連携構築が重要となる。 ○ 気になる外国につながる子どもたちへの切れ目のない支援をめざして、こども青少年局、健康福祉局、教育委員会などの取組の把握。 <p>【情報の周知・アウトリーチに関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国籍の人の場合は、本人の理解できる言語での情報が多くあることが必要と考える。 ○ 生活保護の申請をしていたり、または相談や申請もできない状況の外国籍の人たちがいるのではないか。窓口に来ない（来ることができない）貧困で困っている外国籍の人たちをどのように救い上げるかが課題。

(16) 地域における子どもの居場所

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月15日（金）
対象者	保土ヶ谷区の子ども食堂等運営者
実施者	横浜市役所職員
事業の概要	地域における子どもの居場所とは、子ども食堂等の地域の自主的な取組であり、身近な地域で子どもを見守ることで、子どもにとって安心できる居場所となるとともに、子どもだけでなく、保護者や子どもの居場所づくりに取り組む方等、地域に暮らす様々な人との交流を生み出し、支えあう地域づくりにつながることが期待されています。保土ヶ谷区では区内 12 か所で実施。（令和2年7月時点）

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事がなくて、子どもたちは夕飯を食べることができない。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家には子どもたちの勉強する場所がない。 ○ 勉強する環境が整えられていないから、学校の授業がわからないとなり、学習が遅れるというふうにどんどん厳しい状況になっていく。
② 対応方法	<p>【子ども食堂の運営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町内会館で実施。子育て中のお母さん方は、家で食事を作らず、家族全員で食べに来る、子どもから目を離していても安心できる、息を抜ける場所にもなっている。子ども達にとっても近所の友達といられる楽しい場所になっている。誰でも気軽に来られる町内会館でやることに意味がある。 ○ 会場となっているケアプラザの方と相談して、最大で90食出たことがあるので、好きなものを取り分ける給食方式で行っている。 ○ 子ども食堂の手伝いを、子どもたちをお願いしている。自分が主役になることがない子どもたちにとって、自分が主役になることはとても大事なことで、他人のために何かをしてあげるという経験を積むことができる。 ○ 子ども食堂で、受付名簿に記名することや、食器を下げること等は子どもたちにしてもらっている。その辺のしつけは親が言えないことを第三者が言う素直に聞いてくれる。 <p>【食料等の無料配布】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 無料配布会で参加者にハガキを配ってニーズを把握し、要望には迅速に応えられるようにしている。また、連絡先をいただいた母親にはショートメールで発信をし、参加してくれた人の顔を見て、子育ての様子を聞いている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校の先生をお願いして、こども食堂の周知をしてもらったが、たいていは1回しか来ない。しかし、続けていくことが大切だと考えている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支援が必要な子どもに早く気づき、民生委員、学校の先生方、地域の居場所が手をつないで、情報を共有しながらの役割分担を行っている。 ○ 無料配布会では、民生委員の方の協力も得られて、町内会館を手配していただいたりしている。こちらでは周知を行うなど、役割分担ができていると思う。 ○ 寄り添い型生活支援事業に通う子どもたちを子ども食堂に連れていくことがある。子ども食堂は、学校と家庭の往復だけではわからない世界に子どもたち自身が気付くことができる場となっている。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【支援が必要な子どもに気付くこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員や学校の運営委員もやっているが、なかなか支援が必要な子どもに気づくのは難しい。 ○ 支援が必要な子どもを見つけて、気付くことができないかと思う。地域にいても、貧困家庭に存在している子どもかどうかはわからない。何か騒ぎを起こして、警察沙汰になれば介入することもできるが、まず見つけれない。気付かなければ、子どもは心を開かないし、困っていることも伝えられない。 ○ 支援が必要な子どもを大人が見つけれない、気付かない、そういう大変な状況に子どもたちは置かれている。一時的な関わりだけでは難しく、直接的にそこに関わっている人が、かつて見守ってきた人から継続的に引き継いでいく、地域として連携して見守ることが大切だと考えている。そのような情報の伝達が守秘義務等に阻まれて難しくなっている。それが枷になっている部分大きいと思う。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯の子どもが学校に弁当を持っていけないため、手立てを考えるのだが、保護者が支援の提案を受け入れてくれない。困りごとを聞き取ろうと思っても、正直に話してもらえない。 ○ 中学校区だと広すぎて目が届かないところがある。子どもの居場所はできるだけ小学校単位で配置されるのが望ましいと考えている。 <p>【運営に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども食堂の支援者の方々からは、「本当に支援が必要な子どもたちに届いているのかわからない」と感じると、ボランティアのモチベーションが下がってしまうという話を聞く。 ○ 子どもの食事代だけだと運営は赤字になるので、大人にも来てもらいたい。 ○ 最近では市や社会福祉協議会も食料等の無料配布の支援を行っており、配布できる品物がなくなってきている。毎月の開催は厳しいため、隔月に実施する予定。

(17) プレイパーク

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月19日(火)
対象者	鯛ヶ崎公園プレイパーク運営者(2名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	プレイパークは、子どもが自由に遊ぶことができる屋外の遊び場で、市内25か所で開催されている。極力禁止事項をなくし、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶことを大切にした活動である。鯛ヶ崎公園プレイパークは、1994年に地域住民が主体となり活動をはじめ、2006年に管理運営委員会が設立された。毎週火・水・木、第2、4土に続く日曜の10時から17時に開催し、子どもたちを見守る常駐のプレイリーダーが2名と地域のボランティアのスタッフで運営されている。

イ ヒアリング要旨

① 気付きのきっかけ・抱える課題	<p>【気づきのきっかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長時間昼食を食わずに滞在している、衣服が汚れている等の様子から分かるなどがある。 ○ プレイリーダーを独占したり、友だちに攻撃的な態度を取る子どももいる。 ○ 子どもからプレイリーダーやスタッフにポツリポツリと自分の話や家の話をすることで、悩みや課題を把握するきっかけになっている。 <p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護家庭、ステップファミリー、多子世帯、ひとり親世帯、外国籍、子どもの発達に課題がある。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子世帯で、母親は仕事が忙しく、子どもが昼ご飯を食べない事に気がつかない事もある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻が多い。不登校。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両親の不仲で家庭環境が不安定。 ○ ひとり親の多子世帯で、子どものしつけ、自立等に周囲の手助けが特に必要な状況。
② 対応方法	<p>【子どもの悩みを聞き、必要に応じてつながりを持つ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談を受けたら困っていることや悩みを聞くこと、親や祖父母、知り合い等、顔が見える人を探してつながりを持つこと、必要があれば、学校や保健センター等につなげることをしている。 ○ プレイリーダーを独占したり、友だちに攻撃的な態度を取っていた子ども

	<p>がいたが、プレイパークに来るようになって数年たったころに、少しずつ態度が変わり、今では小さい子どもの面倒をみてるようになった。</p>
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プレイパークの内部の情報は、プレイリーダーと運営委員で共有している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の振り返りでプレイリーダーと数人の運営委員で共有。 ・ 月1回のプレイリーダーと運営委員が参加する定例会で確認。 ・ 年1回、運営委員会総会（地域の人も役員として参加）を開催し、活動報告。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の小中学校、放課後児童クラブ、区役所、地区主任児童委員、児童相談所等とつながりを持っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度始めに地域の小中学校の校長副校長先生を訪問し、情報交換している。 ・ プレイパークの運営委員が、学校のPTA役員や、放課後キッズクラブのスタッフになるなどして長い時間をかけて関係を作ってきている。 ・ 学習に遅れがある子どもを、学習支援に紹介することがある。 ・ 地区主任児童委員とは、年1回顔合わせをしている。プレイパークに主任児童委員が来て、問題のある子どもの様子を聞かれることもある。 ・ 気になる親子等がいるときに、区役所とつながっているかを確認して、つながっていない場合は区役所へつなげることがある。 ○ 主任児童委員、子育て支援者、子育て拠点等に声かけをして、ネットワーク作りをしている。
<p>④ 支援にあたっての課題（どういった支援が必要か等）</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口となる所管のリスト等があるといい。

2 様々な困難を抱える子ども・若者や家庭を支援する関係機関・団体

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月24日(木)
対象者	ひとり親サポートよこはま職員(2名)
実施者	横浜市役所職員(2名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	ひとり親サポートよこはまは、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターの愛称であり、横浜市から委託を受け、横浜市のひとり親就業自立支援事業を実施している。センターの事業は、ひとり親家庭の保護者に対する就労相談、日常生活相談、ひとり親サロン、SNS配信等を実施している。一人ひとり個別に、寄り添い型での支援を心掛け、継続支援を実施している。就労相談は、月あたり延べ200～300件寄せられる。1年間では7～10月の時期、特に8月の児童扶養手当の現況届の時期がピークとなっている。例年は、現況届の会場で就労相談を実施している。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親世帯。 ○ 親が病気(精神障害等)。 ○ 子どもの障害や不登校。 ○ 結婚生活からの傷つき、育児等、自信を失っている人が多い。まずは心をケアして、元気を取り戻さなくては、就労支援は難しい。 ○ 深刻な健康上の問題で仕事に就けない、障害やDVの経験などを抱えているなど複合的な課題を抱えている方は少なくない。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親が病気(精神障害等)、子どもの障害や不登校、子どもの預け先がない等の背景で働けない。 ○ 父子世帯の例で、経済的に困窮していなくても、食事、子どもの養育、その部分での悩みは多くある。子どもの年齢が小さいと、今までの働き方ができず、正社員から派遣社員等になる方はいる。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの進学費用など教育費が不安。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離婚前後の精神的な不安やDVの悩み。 ○ 子育てに行き詰まり、母親が家庭内で精神的に追い詰められている。母子だけでいると、母親の精神的な不安定さから、仕事でのストレスを子どもに向けてしまう。
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親や親族等頼れる人がいない。 ○ 自身の親と同居している場合で、親との関係性が近すぎてうまくいかず、母親が実家に居づらくなることがある。
② 支援方法	<p>【講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講座数は限られているが、保育がついている職業訓練等の案内をしている。保育付きの講座が年に数回あるが人気がある。 <p>【ひとり親の相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 育児の悩みをじっくり傾聴し、励ましや勇気づけ、具体的対応策を一緒に考え、場合によっては、必要な支援先を紹介している。 <p>【ひとり親サロンの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親サロン（シングルマザー同士の交流会）を催し、当事者同士の交流会の場を提供している。ひとり親サロンは、事前申込制で月1回の開催をしている。ひとり親サロンには勇気づけ、エンパワメント（相乗効果）の効果がある。参加者の感想として、「同じような状況で頑張っている人がいることを知って勇気が出た。」などの声をいただく。先輩のシングルマザーがシングルマザーになったばかりの人に経験を伝えることで両方が元気づく。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SNS（LINE）でのひとり親世帯向けの情報発信で、ひとり親サポートよこはまで開催するセミナーや、ひとり親家庭に有益な情報を案内している。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織内の情報共有として、朝礼と終礼時に口頭での情報伝達、メールでの周知、ケースディスカッション、必要に応じて随時ミーティングを行っている。 ○ 就労相談に関して、支援員全体が共有したほうがよい深刻な相談などのケースについては、3か月に1回定期的なケースディスカッションを行っている。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的に連携をしている関係機関として、区子ども家庭支援課、ハローワーク・ジョブスポット、地域子育て支援拠点、男女共同参画センターが挙げられる。 ○ 必要と判断した場合は、子ども青少年局に相談したり、ひとり親の方の同意をいただいたうえで区役所に情報共有をしている。 ○ ハローワーク・ジョブスポットとは、相互の特性を活かして、利用者の紹介など協働して支援を行っている。相談者に同行してジョブスポットに行き、求人情報を出していただき、その後、相談者に対して就職活動の書類作成などの支援もしている。 ○ 地域子育て支援拠点では、ひとり親サロンの開催や、拠点自主開催のひとり

	<p>親の会に支援員をファシリテーターとして派遣している。拠点の利用者をつないでいただくことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画センターと共催でセミナー開催をしている。 ○ 市が「ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定（通称：ひとり親応援協定）」を結んでいる、しんぐるまざあず・ふぉーらむとは、離婚相談に関する協力関係がある。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの機関の相互理解を深めるための情報交換する時間をあまり持つことができていない。前提条件にすれ違いが起こらないよう、意識的に話し合いの場を設ける必要がある。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親の保護者が保育園を利用しにくい場面がある。例えば、離婚したばかりで仕事がないと保育園の利用が難しい状況がある。保護者の親と同居しており、保護者の親も働いているケースでは、保育要件のランクが上がらず、保育が必要ではあるものの利用することができない。また、一時保育が常に満員で、利用したいタイミングで利用できないという声を聞く。 ○ 「ひとり親家庭日常生活支援事業」は、子どもを預けたい時間に対応できる人がいないという声がある。また、月に10日または1年度あたり240時間という利用条件があり、保育所を併用しなければ就労につながりにくい。 ○ 離婚前の方からの相談で、夫が出て行ってしまったが婚姻費用をもらっていない、また、離婚前の別居世帯への金銭的支援制度がない、法的には婚姻状態にある方の相談ニーズは多い。制度的に、金銭に関わる給付は、収入が全くない状況でも離婚が成立していないと対象外となってしまう。 ○ 児童扶養手当の算定が前年度の所得で行われるため、前年度所得超過で児童扶養手当がないが、現在無職、というケースの方々への支援がない。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に関する金銭的な負担は、制度が変わり軽くなった。一方で、夏期講習、冬期講習などの受験対策の講習は10万円程度かかり負担は大変な状況。中学3年生から塾に通い始めても間に合わないという面がある。勉強の習慣を小さい頃から付けることができたらと感じる。また、家の中に勉強をする場所がないという子どもがいた。家庭の外で勉強できる環境があればと思う。 ○ 横浜市に住宅費の補助がないかという問い合わせはある。ひとり親で子どもが小さくても、温かく受け入れてくれる不動産の情報提供があるとよいのではないか。

(2) 区生活支援課（生活保護担当）

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月19日（火）
対象者	保土ヶ谷区生活支援課職員（3名）
実施者	横浜市役所職員（2名）、浜銀総合研究所研究員（1名）
事業の概要	区生活支援課では、経済的困窮などにより困難を抱える人に対して必要な支援を行うため、生活保護や生活困窮者自立支援等の制度を取り扱っている。 生活保護制度は、憲法第25条に定められた生存権を具体的実現するために作られた制度である。生活困窮者自立支援制度は、「なかなか仕事が見つからない」「家計のやりくりに悩んでいる」等の様々な事情により生活に困窮した方が周囲から孤立することなく安定した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援を行う制度である。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外見上の状態（しらみがいる等）や虫歯が異常に多いことがある。 ○ 家の中にごみが散乱している等、家庭の中が不衛生である。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学習面では、宿題をやらない、ほぼ毎回忘れ物がある。なかなか家に帰りがらないなどの様子がある。
② 支援方法	<p>【生活困窮者への就労支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度ができる前は、生活保護を受けていた世帯は経済的自立を果たすと、生活保護制度から外れ、つながりが切れてしまっていた。生活困窮者自立支援制度が始まってからは、困窮制度の窓口につなぐことができる。また、生活困窮者自立支援制度の就労支援につなげることで生活保護にならない状態で就労支援ができるなど、支援を始めるきっかけが早くなっている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度が始まってからは、生活保護を受けていた世帯が生活保護制度から外れた後、生活困窮者自立支援の窓口につなぐことができる。 ○ 生活保護受給世帯の場合は学校側が把握しており、教育扶助費などで連絡がある。
④ 支援・連携・制度の課題	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区生活支援課と学校との関わりについて、学校長の考え方によって敷居が高い学校もあり課題を感じることもある。生活困窮世帯の場合は、対象が世帯単位ではないこともあり、情報自体を共有してほしくない家庭もあり、つ

なぐ側の立ち位置の難しさ、もどかしさは感じている。課題として見えてはいるが繋がられない。

- 小中学校の先生方に、生活困窮者自立支援制度を知られていないことがある。一方、制度を調べてつないでも、家庭が支援者に入られることを拒否することもある。
- 学校カウンセラーが生活困窮世帯の情報をキャッチしていても、学校カウンセラーの対象は子どもで、親の問題、経済的な問題は自分たちの対象ではないと判断し、情報をつないでもらえないことがある。一方で、生活保護世帯の教育支援専門員と教育の連携はあると思う。教育支援専門員は生活保護制度に位置づいており、生活困窮世帯は対象としていない。実際には一緒に対応してもらっているが、制度的には切り分けがあり連携して対応することが難しいこともある。生活困窮は教育との連携のキーパーソンがいない状況にある。
- 気づいた事象に対して、児童相談所に連絡をするのか、区子ども家庭支援課に連絡をするのか判断が難しいところがある。
- ひとり親世帯で収入はあるが借金もあって家計が厳しい状況があり、区子ども家庭支援課から家計相談でつないでもらい、一緒に訪問したケースがあるが、本人に家計を見直す意識がなく訪問の約束をしても会えず、家計の改善につながらなかった。
- 地域の子ども食堂の懇談会に出席して、気になる子どもをつないでもらうよう話した。気になる子どもがいても親に困り感がない場合、親の同意がないところではつなぐのが難しいという課題がある。
- 関係機関・団体に過剰な期待を持ちすぎない、これができるはずだと幻想も持たない。自身でできることを共有することが重要。お互いの役割を正しく理解する機会は、重要なはずだが、他の支援者に対してなぜ（対応が）できないのか、とってしまうことがあり、縦割りを感ずることがある。
- 子どもの抱える問題は、親の問題でもあり、社会的な問題でもある。この課題、あの課題と、制度の縦割りで当てはめて考えてしまうと、多面的な支援が行えなくなってしまう。本来、横断的に対応すべきところを、カテゴリーに当てはめて所管を決めると、制度の縦割りになり、情報のキャッチも分断されてしまう。

【制度に関する課題】

- 寄り添い型学習支援事業は金銭的な支援ではない。学習支援事業に参加する必要があると親が思わないと、子どもが課題意識を持っていたり、支援者が必要だと思っても、利用につながらないことがある。

(3) 寄り添い型生活支援事業

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月25日(月)
対象者	瀬谷区寄り添い型生活支援事業者(わくわく竹村の丘)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	寄り添い型生活支援事業(以下「生活支援事業」という。)は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して、一人ひとりが基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるよう生活支援・学習支援等を実施している。わくわく竹村の丘では、子どもの利用は1人につき週に2回。1日に5人程度受け入れている。登録者は約40人、利用者は約20人となっている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯、ステップファミリー、ネグレクト状態、親が精神疾患を抱えている家庭も多い、家庭環境が影響しているからか、アトピーを持っている子どもが多い。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の準備ができておらず食べるものが十分でない、中学生でほとんど学校へ昼食を持っていかない、22時以降に帰ってくる母親の食事の準備をしているなどのネグレクトが多い。 ○ 通っている子どもは、生活リズムを守るという習慣がない。目が覚めたら起きるという状態で、夕方に起きるといふ子どももいる。 ○ 子どもと食事をしたりお風呂に入ったりすることが少ないので、親が子どもの健康状態を把握していない。子どもも、皮膚の状態が悪く痒いことが普通になってしまっている。薬をもらっても親が管理をしないため、実際に薬を使っているかどうかわからない。 ○ 過度に病院に行かせている生活保護受給世帯もある。病院に行かせるために学校を休ませることもある。 ○ ゴミ屋敷のような状況になっていることが多く、家に入ると、物が散乱していて子どもが台所で布団にくるまって寝ていたということもあった。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親が精神疾患を抱えている家庭も多く、季節の変わり目等で気持ちが不安定になると、子どものことも考えられなくなり、子どもは登校しなくなってしまう。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 兄弟間で母親の愛情のかけ方が違う。 ○ 義父からの性的虐待を受け一時保護から帰ってきてからも、母子ともに性
----------------	---

	<p>への認識が薄いケースがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが成長するにつれて、親との距離感に悩んだり、親子の力関係が逆転したりする様子も見られる。 ○ 子どもに家事の多くをやらせている家庭は、親と子が共依存の関係にあることが多い。共依存にある状態では、子どもが成長して親から離れようとしても、それは親からの支配力を強めることに繋がってしまう。
<p>② 支援方法</p>	<p>【子どもとの会話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもは、決して自分から家庭の話をしないので、送迎時や入浴時間の他愛のない会話に職員がアンテナを張っている。 ○ 竹村の丘に通い、様々な大人と接することで、自分の家庭が他と違うことに気付くことができる。子どもに家事の多くをやらせている家庭は、親と子が共依存の関係にあることが多い。通うことで、子どもが助けを求めることができるようになり、一時保護等に繋がっていく。 <p>【保護者との面談・家庭訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年に1回程度、必要に応じて家庭訪問や面談を行い、解決に向けて話し合いをする。そのためにも、親との関係性の構築を普段から重視している。親と子どもの言い分が異なることがあるので、子どもの要望を聞き出す場を設けることが重要である。職員が仲介することで、親の気づきや動機付けに繋がる。 ○ 問題を抱えている家庭は、外部の人を家に入れることに対して大きな抵抗があるので、利用してもらう前に家庭訪問を行っている。初回の家庭訪問に壁があり、区が約束を取り付けるまでに長い年月を要することが多い。 ○ 初回訪問の際に玄関前で拒否された場合は、竹村の丘に親子で来てもらい、子どもを遊ばせている間に親に話を聞く等の工夫をしている。 <p>【緊急時の連絡体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時の電話連絡が24時間可能な体制を取っている。子どもからの深夜のSOSの電話連絡から、児童相談所の一時保護に繋がったケースもある。一方で、現在の体制を今後も続けていくことが可能か、又その必要性の検討については、今後の課題となっている。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月2回の職員会議を行い最新情報を共有している。気になる子どもや問題に関しては職員全体で話し合う。必要事項は職員室に掲示し、見える化を図っている。年に3回、学校の長期休暇の後に個別支援計画の見直しを行い、1人ひとりの成果および課題抽出を行う。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、区こども家庭支援課へ報告し助言をもらっている。 ○ 区役所とは、年4回の定例カンファレンスを設けて情報交換を行っている。また、区役所には子どもの個別支援計画を提出している。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1つの学校につき年に2回、区役所の学校訪問時に同席し、子どもの状況等について情報交換を行っている。 ○ 課題のある子どもについては、支援者同士での情報のすり合わせのため、児童相談所と学校と区役所とで、継続的に3～4か月に1度、長期休暇前や学年が変わる前に、個別カンファレンスを行っている。 ○ 寄り添い型の学習支援事業に対して、竹村の丘に通っていた子どもについては、情報の引き継ぎを行っている。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政・学校・地域と連携し世帯を見守る体制作りが必要だと考えている。子どもたちの顔は、家庭・学校・施設で様々であり、何を我慢して、問題行動の原点はどこかなど、関係機関との情報交換の場で明確にする必要がある。定期的なカンファレンスや、情報交換の場は必須である。 ○ 今後は自治会長などの地域とも連携したいと考えている。個人情報の問題もあるが、適切な範囲の方に正確な情報を提供することが重要。 ○ 主任児童委員は見守りが主軸であり、情報の共有は難しいものがあると思うが、児童福祉の専門家である主任児童委員とも連携していきたい。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困対策にも介護保険制度のケアマネジャーのような立ち位置の存在が課題を抽出し、行政・学校と連携しながら支援を組み立てる制度があればよいと思う。現在は、区こども家庭支援課がそれを担っているが、担当件数が多いため、区役所と民間でできることを仕分けして、子どもの貧困対策にあたることできればと思う。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 登校支援では、約束事がなかなか守れない世帯のため支援が難しい。朝に訪問して生活リズムを立て直す支援を行っているが、学校とも連携を密にして双方から支援する必要があると感じている。 ○ 子どもの話から家庭の状況をつかむことは難しい。実際に生活の場に出向き、家庭内の環境を把握することが適切な支援につながると考えている。年に1度、定期的な家庭訪問を行っているが、もう少し頻度を増やしたいと思っている。一方で、約束を取るだけで大変な状況がある。 ○ 家庭訪問では、家を片付ける必要があるという話になる場合が多い。区で清掃をしてもらうこともあるが、すぐに元に戻ってしまう。親も、片付けることを教えられて育っていないので、親を変えることは難しい。

(4) 寄り添い型学習支援事業

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月19日(火)
対象者	保土ヶ谷区生活支援課職員(4名) 寄り添い型学習支援事業 委託事業者(特定非営利活動法人リロード)(1名)
実施者	横浜市役所職員(2名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	横浜市寄り添い型学習支援事業(以下「学習支援事業」という。)は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの、高等学校等への進学に向けた学習支援を実施している。 保土ヶ谷区の学習支援事業では、生活保護世帯・生活困窮世帯だけでなく、児童扶養手当受給世帯も事業の対象としている。利用者の学年層は中学2年生・3年生と高校生が合同で週3回開催している。(新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は中学3年生は週2回程度、中学2年生は月2～3回程度、高校生は月1回の実施となっている。)

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的な困窮状況により、家庭が養育環境を整える余裕をなくしている。基本的な生活習慣や文化的継承、生活リズムの構築やコミュニケーション力の獲得などの部分を充分に対応できていない。 <p>【学校生活・学習状況・進路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが、授業で理解できていないこと、自分の進路についてなどの抱えている悩みを学校にも保護者にも話せていないことがある。 ○ 進学にかかる経済的負担等から親の進路に関する考えと、子どもの考えがずれていることがある。 ○ 子どもの近くにロールモデルが不在で、高校進学や進学後のイメージができていない子どもがいる。 ○ 高校に行ければいいという価値観で、高校進学について何も口を出さない家も多くある。 ○ 勉強や進学を適切に把握できず、情報弱者となってしまう、適切な進学等の相談ができない家庭がある。 ○ 中学3年生の高校受験で、中学校側が公立だけでなく私立もできるだけ受験させようとするが、公立に落ちてしまい私立の費用を準備できないということがある。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親は仕事で忙しく、子どもが反抗期等の背景があり、親とコミュニケーションが取れていない、他に相談できる人がいないという状況がある。 ○ 生活保護世帯の中で、学習支援事業を利用している子どもは進路の希望を
----------------	--

	<p>把握しているが、利用していない家庭は親に聞いても進路の希望がわからないということはある。</p> <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者が困ったという状況を認識しても、困りごとを話す対象がない。
<p>② 支援方法</p>	<p>【学習支援の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯・生活困窮世帯だけでなく、児童扶養手当受給者なども事業の対象としており、申請窓口が区生活支援課と区こども家庭支援課の2つとなっている。利用者には生活保護とは限定せずに関わるようにしている。 ○ 登録前に会場見学をしてもらい、本人ないし保護者と直接面談をする中で、事業の趣旨を説明している。実際に利用開始となったら、そのことを元に最初は話す。 ○ 他学年との交流や進学後のイメージ構築のため、中学2年生・中学3年生・高校生が同じ時間に事業を行っている。 ○ 学習支援のアシスタントは大学生が多い。保土ヶ谷区の場合は、教育系のアシスタントが多く教育的な意識を持って関わってくれている。学生は事前に面談をして、個人情報等の研修をしてから、アシスタントとして関わってもらっている。 ○ 学習支援の教室での子どもたちとの関わりや、他のスタッフの対応の中で、子どもに背中を見てもらって問題のない振る舞いを心がけている。こうだったらいいと思えるロールモデルの役割を、学習支援の場ではスタッフ一同強く意識していると思う。アシスタントにも伝えている。 ○ 勉強をしてこなかった子どもほど、アドバイスを積み重ねていくと大きく変わる。内申点が上がって、自己肯定感や学校への意欲につながり、進路の幅につながることもある。「これまでやっていなかっただけ。自分もやればできるようになる。」と気付ける。 ○ 学習面でのサポートだけでなく、学習習慣作りや学習への動機づけに働きかけ、「自分で考えて、決めて、行動できる」練習の場としている。 ○ 学習支援はわかりやすく、子どもが参加しやすく、家庭の賛同も得られやすい。学齢期、特に中学校の理解を得られやすい。学習支援事業で子どもたちと接点を持ち、その延長上に家庭と接点を持つきっかけとしては、とても取組みやすい事業だと思う。 ○ 高校説明会などの情報を子どもたちに案内している。子どもたちなりに、行きたい学校を親に伝え、お金をどうするかとなる時期に、区生活支援課が高校受験のために必要なお金の説明会を開いている。きちんと現実の情報を知ること、保護者の方ができる範囲で「ここまでなら子どもの思いに協力できるかも」ということを喚起できるチャンスになる。 <p>【高校性向けの居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校になっても課題が消えなかったり、新しい課題を抱えてしまう子もいる。そういう子どもたちが学習をツールにして付き合いが持て、高校生の学

	<p>習支援の場はあっていいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校生の学習支援の中で、様々な事情で高校の通学が難しくなった高校生の相談に乗ったり、その先を考えたりすることができる。保土ケ谷区では、委託法人が若者の支援機関であるよこはま西部ユースプラザを運営しているので、継続の支援をしやすくなっている。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたち自身とスタッフがやり取りした「学習の記録」の共有と、日々の学習支援活動の様子や言葉にしていたことの振り返りを学習支援活動の毎回の終了後に実施している。 ○ 利用者から学習支援アシスタントに相談があった際には抱えずにスタッフに報告をするようにしている。委託事業者が対応が必要と判断したケースは速やかに生活支援課・こども家庭支援課に連絡するようにしている。 ○ プライベートな相談にのりすぎないようにラインの交換等は禁止している。 ○ 委託事業者と区生活支援課との連絡会を月に1回実施し、各利用者の情報共有や事業の運営について話し合っている。隔月開催時に区生活支援課の、区こども家庭支援課も連絡会に参加している。 ○ 区のこども家庭相談の定例会を活用し、月に1回、区こども家庭支援課・区生活支援課合同で新規利用申込者の選定会議及び両課の情報共有を行っている。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所や学校教育事務所、各学校とは基本的には教育支援専門員を介して情報共有や連携に取り組んでいる。保護者が了承の上で面談の内容を、子どもの学籍がある中学校・高等学校と連絡を取り共有することもある。県立高校には生徒相談コーディネーターという、中学校の生徒指導専任にあたる担当者が各学校にいる。 ○ 親子関係の問題をキャッチした場合は、区こども家庭支援課や児童相談所などのしかるべきところにつなげている。 ○ 10年以上前頃から学習支援事業を行っているため、学校に訪問する中で、学校における事業の認知度は高まっている。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来なくなった生徒は、生活保護世帯であればコンタクトを取れるが、こども家庭支援課で関わりがそこまでない家庭だと、関わりは薄くなってしまふ。そういう家庭を生活困窮者自立支援制度につなげるというところがあるが、現状は、親が仕事で来所できない等の理由で生活困窮者自立支援制度につなげることができない方は多い。 ○ 学習支援事業以外にも、さまざまな支援や社会資源があるが、把握しきれていない事業もある。本市で行っている色々な事業、インフォーマルなものも含めて、事業や支援の情報を整理する必要がある。 ○ 委託事業者等を含め、必要などところにつなげる連携を実現するためには、それぞれの関係者が何ができるのかわかるように、顔が見える関係や、事業の

理解が必要。学校、委託事業者、ハッピースクエア、西部ユース、こども家庭支援課の中の学校連携の部署と連携していく認識でいる。

【制度に関する課題】

- 学習支援事業は区の事業になるので、基本的にはその区在住の方が対象の教室になる。区境に近い地区の場合の越境などを臨機応変に対応できるような仕組みがあるとよいのではという声を聴くことがある。

【支援に関する課題】

- 学習支援事業を紹介する入り口は保護者が対象になってしまうことが多く、保護者が興味を持たない場合は事業利用につながらず、対象者の子ども自身にニーズがあっても支援者側が把握しづらいことがある。申し込みに時間がかかるなど、アプローチが遅れてしまうことはある。
- 学習支援事業に登録したが、不参加が続き、かつ連絡が取れない世帯への対応や、学習支援事業利用をしていない世帯への利用促進やアプローチ、課題の有無の見極めなどが課題となっている。

(5) 青少年相談センター、地域ユースプラザ

ア 実施概要

訪問・実施日	2020年12月21日(月)
対象者	青少年相談センター職員・地域ユースプラザ職員(5名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(2名)
事業の概要	<p>青少年相談センターは、市内1か所に設置されており、15～39歳の青少年とその家族に対して困難を抱える若者を支援するため、電話相談、来所相談、グループ活動、家族対象のセミナーなどの直接支援や、若者自立支援を行っている地域の関係機関・団体・支援者を対象とした人材育成を行っている。また厚生労働省の「ひきこもり地域支援センター」の認証を受けて、ひきこもりに関しては年齢に関わらず第一次相談を受けている。</p> <p>地域ユースプラザは市内4か所に設置されており、青少年相談センターの支所的機能を有し、15～39歳の青少年とその家族に対して思春期・青年期問題の第一次的な総合相談を受けている。ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で困難を抱える若者の支援活動を行っているNPO法人等の団体や区との連携を図り、地域に根ざした活動を行っている。</p>

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <p>各施設利用者の属性はさまざまであるが、本計画策定に向けたヒアリングのため以下の状況に置かれた方について、実施をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護世帯、ひとり親世帯、ステップファミリー、両親離婚や親との死別から身寄りが無い、外国にルーツがある、性的マイノリティー。 ○ 保護者、子どもに障害や発達課題、精神疾患、体調の不安定さ、自殺念慮。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣が乱れていて、慢性疾患の生活習慣病等の治療に消極的という方は、支援につながりにくく、またつながっても対応が難しい場合がある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校になり学校の外から外れ、家族・学校・先生以外の相談場所がない子どもは、社会から孤立してしまうことがある。ひきこもり問題の長期化の突端は、在学期間からの不登校に端を発している場合が少なくない。 <p>【進学・就労・自立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給世帯の若者の相談者が、就労・進路に向けた経験としてアルバイトを始めるときに、アルバイト代が生活費に充当され意欲が湧かないことがある。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世帯の中で、親から子どもに「文化的な貧困の連鎖」を感じることもある。
----------------	--

	<p>親の価値観の中で育っている子どもは、お金の問題や地域での孤立などが当たり前となり、「相談すること」や「困ったこと」だと思いつらい面がある。子どもに知的・発達の特徴があると分かっても、保護者に関心がない場合がある。経済的な困窮や、保護者自身に発達課題があると、子どもの課題が見過ごされてしまう。保護者が支援を必要と感じないため支援が入りにくい時がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 性的マイノリティーの子どもが親子間での相互理解が進まず、家庭の中に居場所を見つけ出せない事例がある。 ○ 同居や近居の高齢の祖父母のケアを、親に代わって請け負っているヤングケアラーの若者もいる。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高校を中退したり、卒業したが社会的人間関係の広がりを経験しないまま高等教育機関等に進んだものの、うまく適応できないという場合もある。就職して人間関係などの理由で離職して、家にひきこもっている。社会的隔絶・付き合いのなさ、ひきこもりという名の社会的関係性の貧困を感じる。 ○ 「相談してもいいんだ」と、相談希求力を育てることが大切だと思うが、そのような情報は少ない。アイデンティティを確立していくために他者との関りは重要な要素であり、その関りが薄いと、形成されにくく、生きづらさを感じていくことがある。
<p>② 支援方法</p>	<p>【相談・情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談を受ける子どもは、関係性の貧困に置かれた結果としての経済的貧困というケースが多い。複合的に抱えている課題の中で、関係性の貧困が表立って出てきたときの相談窓口にもなっている。 ○ 働いている人の相談もあるが無職・学生の方も多い。10代の問い合わせが多くなってきている。中学3年生の進路の相談がある。 ○ 新型コロナウイルスの影響により大人数の対面支援が難しい状況となったため、ユースプラザはオンラインの支援も行っているところもある。物理的な距離を短縮できるため、感染を心配して来所ができないでいる利用者や、進路決定後に人間関係などに悩みながらも時間的余裕がない利用者が気軽に相談できるという声もある。 <p>【多様な人があつまる居場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校の子どもが20代、30代の方に「高校は行っておいたほうがいい」と言われるのが、本人に響いたりするときもある。多様性が担保されているユースプラザの居場所は貴重。 ○ ユースプラザに多様な人が集まっているから行きやすいという声もある。ひきこもりではないから利用できないと拒絶されるのではなく、いろんな人がいると受け止めてもらえる居場所である必要がある。制度の狭間、制度

	<p>で表現できない人たちが行ける場所があることは重要。</p> <p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本人がすぐに就労に向けた活動を始められない場合、その手前の支援として居場所での活動は望ましい。40歳以上が利用できる居場所は少ないため、早い時期に支援につなぐ必要がある。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ユースプラザは面談担当と居場所担当を分けていないので、一人の利用者について複数のスタッフが居場所で過ごす姿や面談での様子を立体的にみて、本人像の見立てが進んでいく構造をとっている。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校3年生の段階で、スクールソーシャルワーカーと連携をしている。高校入学すぐに、高校の先生が家庭訪問をしても関係構築がまだできていない状態で本人と会うことは難しい。そのため、スクールソーシャルワーカーと連携して、ユースプラザが高校入学前に家庭の方と会う取組をしている。 ○ 校長先生・副校長先生・スクールソーシャルワーカーによるケースカンファレンスをしている中学校もある。スクールソーシャルワーカーが危機感を持って中学3年生の時にユースプラザに相談が来る。中学3年生の段階ではスクールソーシャルワーカーがコーディネーターになっているが、中学を卒業して進路未決定の際には、ユースプラザがコーディネーターとして連携を作っていかなければいけない。 ○ 寄り添い型学習支援事業からユースプラザに利用者をつないでもらうことがある。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の先生にユースプラザが知られていない。学校の児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭、スクールソーシャルワーカー等に、ユースプラザの存在や活動拠点の存在を周知してほしい。学齢期は学校など所属している場がある。親に関心がなくても、子どもを見ている支援者が支援につなぐことができる。学齢期までは学校の関与があるが、その後はつながるためのキーパーソンがいなため家庭や本人任せになる。学齢期の中に、その後につなぐためのバトンを受け取るのが重要。18歳になっても応援できる第三者がいるということがわかれば連携は作れるし、働きかけやすい。 ○ 中学卒業後も関係性を継続し次のサポートに活かしていけるように、スクールソーシャルワーカーが関わられるような仕組みがあればいいと思う。 ○ 機関同士で連携することができず、社会参加に向けた支援が難航することがある。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ユースプラザやサポートステーションには仕事の斡旋機能がない。企業との斡旋や連携の仕組み作りに積極的に着手する必要がある。 ○ ひきこもりの若者の場合、近隣の目を気にして、地域には行きたがらないと

いう場合も度々見られる。障害者手帳・生活保護世帯等の交通費保障の柔軟な運用と保障の仕組みがあることが、長期的なひきこもりを防ぐためにも重要だと思われる。

- ユースプラザ等を始めとした若者の自立支援を目的とした施設は利用年齢の上限や一定の自立状態に至ると“卒業”ということになっていく。他方で早期離職への予防的な支援という観点でみると、定着するまでの期間を支援し、必要なら戻ってこられるような仕組みが必要なのではないか。

【支援に関する課題】

- ユースプラザのように居場所型で15～39歳を対象としている事業は、全国的に見ても多くはない。気軽に自分の所属・肩書を問われずに行ける場所が少ない。ゆるやかな居場所と言いつつもそれぞれのニーズに合ったターゲットिंगがなされた居場所をどう作るというのが根本的には問われている。
- 子どもに親の影響が世代間継承されてしまい、困ったことかどうか判断できないことがある。別の価値観を持っている第三者が関与して、課題なり解決すべき優先順位が見えた後で、はじめて必要なことについて連携することができる。自分一人や自分の家庭の価値観だけではなく、誰かその家庭の状況について知っている人が関わるのが大事。
- 若者支援の目的に、抱えている課題を長期化させない予防的な支援の役割がある。予防的な支援として、子どもたち、若年層の人たちが相談できる場所を確保する。学齢期の子どもたちに、多様な選択肢があるということを伝えることが重要。
- 困ったときに相談できる力を育むことが必要ではないか。

(6) 若者サポートステーション

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月26日(火)
対象者	よこはま若者サポートステーション(1名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	よこはま若者サポートステーションは、働くことに踏み出したい15歳～49歳までの、仕事をしていない人や就学中でない人とじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップしている。厚生労働省の委託事業である「地域若者サポートステーション」に位置づけられ、特定非営利活動法人ユースポート横濱に運営を委託している。若者サポートステーションは市内に、よこはま若者サポートステーションと新横浜サテライトの2か所がある。2020年4月から「サポステ・プラス」として、40歳～49歳の方も対象となった。2019年度の延べ個別相談件数は12,369人。1日50～70件程度の相談対応を行っている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若者サポートステーションは、働きづらさを抱える方が対象であり、その背景には、学校での負の体験、家族の問題、雇用・労働環境の問題、経済的な困窮、医療や福祉に関わる問題など様々な課題が複合的に絡み合っていることが非常に多い。 ○ メンタルクリニックの通院経験や、難病をお持ちの方、発達障害・知的障害を、自覚せずに育ってきたという方も多い。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用・労働環境の問題には、一度就職しても、待遇等が非常に悪い企業だったり、会社でのいじめを経験している方がいる。また、長時間労働で鬱を発症してしまったという方もいる。 ○ 経済的困窮には、育ってきた家庭での経済的困窮と、ひとり立ちした後の経済的困窮がある。後者は、新型コロナウイルスによる影響もある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校での負の体験としていじめや、学業不振による不登校、学校になじめず人間や社会に対して不信感を持っていたり、学歴の問題で就職が難しいとコンプレックスを抱えていること等がある。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家族の問題には、支配的な親子関係、虐待に近い関係(ネグレクトや精神的、肉体的、経済的な虐待)がある。そのような環境で育つことで、健全な成長が阻害されていると思われる方がいる。
----------------	--

<p>② 支援方法</p>	<p>【個別相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当相談員がつき、1対1の個別相談を主軸に支援をしている。担当する相談員が、利用者合わせてセミナーや職場体験プログラムを紹介するようにしている管理職や他の職員がケースの進捗状況を確認している。 ○ コロナ禍以降は、対面での相談とZoom等によるオンライン相談、電話での相談を、組み合わせて実施している。 <p>【出口事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の事業所や企業につながる取組を「出口事業」と位置付け、ジョブトレーニング、職場体験プログラム、仕事セミナー、合同企業説明会といった様々なプログラムを実施している。 ○ ジョブトレーニングでは、一人ひとりのニーズに合わせて体験先や体験内容をアレンジし、最長30日の職場体験を行う。 ○ 仕事セミナーは、はじめに仕事についての説明を行い、希望者に対して職場見学、採用面接、就職へとつなげていく仕組みである。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月に1度、職員全員参加の全体会議を行い、情報共有や研修など行っている。 ○ 利用者のプログラム参加申込等の管理に、電子顧客管理システムを使用している。内部の連絡はSlackが多いが、長期間にわたって参照が必要な情報については、メールで情報共有を行っている。 ○ Zoomは、利用者との相談支援だけでなく社内での情報共有にも用いている。新横浜のサテライトとの会議や、全体会議にも利用している。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援につながる経緯としては、関係機関からの紹介が半分以上となっている。関係機関の内訳としては、生活支援センターや地域ユースプラザ、青少年相談センターなどの福祉機関からが全体の約2割。ハローワークやジョブカフェ等の就労機関や、高校・大学などの教育機関、医療機関がそれぞれ約1割となっている。 ○ 労働、福祉、医療、教育など様々な分野の機関と連携している。また、協力企業の開拓もしている。 ○ 職場体験先は、サポートステーションの職員が協力企業を開拓することもありまた、先方からお声がけいただくこともある。 ○ 区生活支援課とは、頻繁にコミュニケーションを取っており、区高齢・障害支援課とも連携している。若者支援の青少年相談センターや地域ユースプラザとも密に連携を取っており、年に2回会議を行っている。 ○ ハローワークや就労支援系の機関と年に2回会議を行っている。

<p>④ 支援・連携・制度 の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携する大学や高校を増やしたい。大学では、学生相談の職員の方にサポートステーションの存在をより知ってもらいたい。高校は、生徒が中退する前に、学校の先生からサポートステーションという場所があることを伝えてもらいたい。 <p>【制度に関する問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サポートステーション事業は長期的な支援が必要なケースが大半を占めることや、職員の人材育成の観点からも、より安定した事業運営が可能となることを希望している。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20代のひきこもりと、40代のひきこもりとでは、ブランクの期間も社会における受け入れられ方も大きく異なる。就労支援においては、氷河期支援や8050問題など40代、50代が昨今注目されているが、若い方に早期にアクセスすることも大切だと感じている。 ○ 若年者の抱える課題や、必要な支援について、現場だからこそ分かることや関連データを情報発信していきたい。
---------------------------	--

(7) 児童家庭支援センター

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月20日(水)
対象者	児童家庭支援センターむつみの木職員(2名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	横浜型児童家庭支援センターは、児童福祉法に基づき、子育て家庭からの相談に対して専門的な支援をするとともに、子育て短期支援事業(子どものショートステイ)を実施している。令和2年1月現在、児童家庭支援センターは市内18か所に設置されており、児童家庭支援センターむつみの木は南区に設置されている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気になる子どもや家庭の様子として、ひとり親世帯が多く、養育者に精神疾患があり就労が困難で、生活困窮・生活保護になっている。 ○ 養育者の知的障害や精神状態の不安定さから養育力不足によるネグレクト、精神的・身体的虐待につながっている。それにより、子ども達にも不安定さや情緒の偏りが見られる。 ○ 母親が交際する男性から性的虐待を受けていたという子どももいる。家に帰りたがらないという様子が見られる。 ○ 親にアルコール依存症がある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の勉強についていけない。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが家庭で受け止めてもらっておらず、自分を見てほしい気持ちがとても強い。自分をどうみているか、他者が認めてくれているか気になる時期がある。子どもはさみしくて甘えてくる。愛着に課題のある子どもを受け止めるような関わりは必要。
② 支援方法	<p>【児童家庭支援センターにおける支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用時に子どもの声を拾い家庭での生活状況を把握し、子どもの情緒の安定をはかるための子育て短期支援事業の利用、心理士によるプレイセラピー、世帯の支援を行う。 ○ 子ども自身の生活力を付けるために、調理や洗濯等の体験を行い、手芸やパズルなどで集中して遊ぶ時間を提供する。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常勤の職員も多いため、利用時の子どもの様子や、送迎時の保護者の様子、関係機関との連絡調整などを詳細に記録し、出勤時に必ず目を通すようにする。常時、利用世帯の様子や変化を話し情報共有する。

	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の中で昔からのつながりがあり、色々な人に助けていただいている。地域から、地区の祭りや運動会でお弁当や菓子を提供いただいたり、声をかけたりしてもらえ。児童家庭支援センターが全区配置となったが、地域ごとに状況が違い、新しいセンターは資金的な面でも、地域とのつながりの面でも大変だと思う。 ○ 関係機関・団体との連携状況として、区こども家庭支援課、児童相談所に世帯の状況や変化について情報提供を行っている。学校や放課後デイ等を交えたカンファレンスの参加を行い、情報共有、支援方針の共有を行う。 ○ 法人として神奈川県フードバンク等から食材の提供を受けている。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の子育て短期支援事業は、子どもを預かった日数をもとに運営費が支払われるため、子どもを預からないと運営が難しい。新型コロナの影響で、複数世帯の子どもを預かってはいけなくなったことになっており、1階、2階を利用して2世帯までの受け入れとしている。その一方で、利用者からの利用希望は多いので利用調整をしなくてはならない状況。母親も、精神的に追い詰められている状況なのだと思う。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貧困世帯、精神疾患の養育者の多さから、利用世帯の課題が深刻化している。身長が伸びているのに体重が減っていく子どもや、思春期の子どもで心理士に対応してもらっている子どもなど、月の利用を増やしたいと思うが区に1か所では対応が難しい。また、生活保護世帯が区全域に点在していることもあり、地域性に合わせて、複数のセンターが必要ではないかと思われる。

(8) 児童相談所

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月6日(水)、1月7日(木)、1月8日(金)
対象者	児童相談所職員(相談調整係長会)(支援係長会) 中央児童相談所職員
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(2名)
事業の概要	児童相談所では、児童福祉法に基づき、専門的な知識や技術を必要とする子どもに関する相談、必要に応じて子どもの養育状況等を調査・判定し、調査・判定に基づく指導や子どもの一時保護、里親への相談・援助を行っている。児童相談所には、児童福祉司や相談調査員、児童心理司、医師、保健師、看護師、保育士、児童指導員といった多くの職種が、専門的な視点から子どもや家庭のアセスメント(社会診断、心理診断、医学診断、行動診断)を行い、チームを組んで支援を行っている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもや養育者に、不登校、引きこもり、発達障害、精神的不調、精神疾患の発症等による自立の阻害(自分で収入が得られなくなる)、母子家庭、父子家庭、祖父母子家庭など単身親家庭である等の状況がみられる。 ○ 養育者の疾患や障害(精神的、身体的)、養育者の失職等を背景とした困窮。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭の中で、日常的に文字を読むことや、家族との会話の中で社会常識を教えていないという、幼少期からの文化的要因の不足が起こっている。養育者自身が幼少期に親から教えられた経験がないので、自身の子どもにも教えることができない。モデリングの不在が一つの要因と思われる。食事さえあればいい、風呂は毎日入るものなのかと聞いてくる養育者もいる。 ○ 虐待に起因する家出や深夜徘徊等から、子どもが SNS 等で知り合った人のところに宿泊して性被害に遭ったり、振り込め詐欺の受け子になるなど犯罪に巻き込まれることがある。その結果、正規の就労につけず経済的に厳しくなり、不安定就労に結び付いてしまう。 ○ 家出から不特定多数の男性と性的関係を持ち未婚のまま妊娠してしまうことがある。関わる中で未婚の親について世代間連鎖の傾向がみられる。 ○ 生活保護費や児童扶養手当など公的なお金が、子どもに対してきちんと使われない状況がある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼少期からの文化的要因不足、経済的制限からくる進路選択の限定など、家庭の養育環境に起因する学業不振、意欲減退、希望の喪失がある。
----------------	---

	<p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育者自身が虐待を受けた経験、犯罪被害に巻き込まれた過去の経験があり、そのような経験から、対人不信や行政不信となってしまうことがある。被虐待歴があると、暴力や支配の関係に違和感を感じず、その結果、犯罪被害に巻き込まれやすい場所に行きやすいといわれている。 ○ 子ども自身に、疾患や障害（特に発達障害）、愛着の問題からくる対人関係構築の難しさがみられる。発達障害の診断のカテゴリーが広がり、療育センターで軽微な発達障害と診断される子どもの数が増えている。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設に入っている子どもは、高校を卒業すると、児童相談所や施設との関わりが終わってしまう。施設の職員等との信頼関係を築けずに退所した子どもは、施設とつながりを持ち続けられない。人間不信から、施設の職員を容易には信頼できないということがある。
<p>② 支援方法</p>	<p>【虐待対応と在宅支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待専門で介入に特化する相談指導担当と、継続的に在宅支援に関わる支援係に分かれて対応している。在宅支援では、課題の提示と解決策の検討を一緒に行う、課題解決のための環境調整を手伝う、ヘルパー等の具体的な支援メニューの導入、定期的な家庭訪問による世帯状況の確認など、個々の世帯の状況に合わせて世帯に寄り添った支援をしていく。 <p>【子どもへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親疾患の理解促進のための心理教育を学校等所属との連携により、通学支援、子ども自身の時間の確保や仲間づくりを促進している。親が精神疾患を持つ場合、子どもと親の間に健全な心理的距離を確保することが必要である。例えば、親の代わりに家事を担い、年下のきょうだいの面倒を見るヤングケアラーの子どもは、子どもらしく過ごす時間がない。同じ年齢層の子どもと遊ぶ関係性を保障することで、大人になったときに助けてもらえる、自分を大事にしてもらえる関係がどこかにあるという希望を持つことにつながる。また、疾患の理解促進のための心理教育は、親の抱える精神疾患を第三者から説明してもらうことで、親の具合が悪いことや情緒不安定であることは自分の責任ではない、自分一人で背負わなくてよいと状況に向かい合うことにつながっている。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受理会議、判定会議、援助方針会議等の組織決定、担当する多職種による情報共有カンファレンスを行っている。援助方針会議や定期アセスメント、日々の報告・相談で世帯の経済状態を組織的に確認し、必要なケースは区生活支援課につなぐ。 ○ 内部のシステムを使用した記録の共有を行っており、区役所とも情報を共有できる。

	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議、進行管理会議で、関係機関と世帯の経済状況を確認する。個別ケース検討会議は、区こども家庭支援課が調整機関となり、子どもや養育者に直接かかわりのある関係者（児童相談所、幼稚園・保育所・学校、医療機関、警察、民生委員・児童委員等）の間で必要な情報を共有し、具体的な支援方法や役割分担を決定している。必要なケースは、区生活支援課、区高齢・障害支援課につないでいる。 ○ 区こども家庭支援課と児童相談所の間で、初期対応情報共有会、進行管理会議により定期的な情報共有を行っている。初期対応情報共有会は、月に1度、初期対応に関する状況や対応を共有することで、虐待対応調整チームの知識や対応力の向上を目指している。進行管理会議は、3か月に一度、全ての虐待ケースの協議をしている。 ○ 生活保護制度や生活困窮者自立支援制度と連携している。中学卒業後の進路選択の際、寄り添い型学習支援につながっている子どもが増えて、将来に希望を持てるようになってきている。小学校から不登校だったが高校に行ってみたい、義務教育後でも社会から見捨てられないと伝えてきた子どももいる。寄り添い型生活支援事業は、調理体験で自分の食べるものを用意できるようになり、他人と会うために身綺麗にしようとして洗濯を覚えるなど子どもの生活力に直結している。子どもに居場所を提供することで、人が変わることを実感している。親以外の大人のモデリングの機会になっている。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会議では急な対応を要するケースに情報共有が集中するため、目立った動きがない問題が慢性化しているケースや、慢性的なネグレクトケースについては「変化はない」という確認にとどまり、情報共有が形骸化していると感じる。変化はなくても子どもにとって困難な状況は継続している。進行管理会議等の組織間の定期的情報共有カンファが必要だと考える。 ○ 学校の対応や協力状況は、以前から個々の学校間に温度差はある。また、児童相談所の目的と学校の目的という土台が違うことによる見立てのずれのような課題はある。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護、手当、補助金等を始め、諸制度は申請主義であり、助けを自ら求めることが必須となっている。本当に助けが必要な人に届くような制度の広報が必要。子どもの頃から助けをを求めることを良いと思える経験がないと助けを求めることは難しい。発達障害などで消極的な特性を持つ方は、NOと言えないし自分がしたいことを発信できないこともある。発信することをスキルとして学ぶ機会が必要。また、子ども自身が相談できる身近で総合的な窓口があるとよい。進学資金の計画の仕方、就職活動のしかた、自立支援の受け方など、子ども自身が自ら相談し動いていくことが必要。 ○ 発達障害を抱える児童に対する保護者の理解を促進するための制度や方法が必要。児童の特性の理解やそれに合わせた対応の遅れや不足が、将来の自立を阻害する要因の一つになる。

- 児童を一時保護した後、受け入れ先の施設に入所の打診をしても、受け入れ態勢の脆弱さから入所措置を断られることが非常に増えている。施設の定員に空きはあるが、職員配置上の受け入れ体制や、児童の困難性から入所が滞り、一時保護所に滞留してしまっている。乳児院や児童養護施設では、職員が退職してしまう、求人を出しても人手が確保できない、対応に苦慮して職員が疲弊しているという、慢性的な人手不足の状況がある。
- 子どもの障害や、虐待の影響から、受入れが難しい子どもは多い。課題が少ない子どもはまず里親に委託をお願いし、組織で複数の大人が対応する必要がある場合は施設をお願いしている。小学校高学年の発達障害を持っている子や中学生を受け入れてくれる児童養護施設は少ない。高校生になると自立援助ホームが受け皿となっている。自立援助ホームが、児童養護施設のようになっており本来の趣旨・目的が変わっている。
- 乳児院の受け入れ状況や里親の不足から、病気ではない2歳未満の子どもの医療機関への一時保護が当たり前のように行われている。乳幼児期の子どもの心身の成長発達にとって非常に危惧される状況である。他都市の乳児院をお借りすることもあるが、他都市も難しい。里親が増えていくことが重要。中学校区に養育里親が一組くらいいると、親のレスパイトが児童家庭支援センターと連携しながら地域でできる。地域の中で、親が休息し子どもが学校に通いながら過ごせるようになるといい。計画の指標として、里親数や、里親委託率があってもよいのではないか。
- 18歳までは児童相談所で支援ができるが、その先の支援がない。例外的に20歳まで施設で預からざるを得ない状況もあり、そうすると本来の対象年齢の子どもが施設を利用できないということがおきている。18歳以上の子どもたちが、安心して生活できるような支援制度が充実するとよいのではないか。

【支援に関する課題】

- 児童虐待の発見時には介入的な支援にならざるを得ないため、児童の保護者と対立してしまうことがあり、それによりその後の必要な支援も受け付けてもらえなくなることがある。児童相談所は、法的に一時保護という強権を持っているので、虐待への介入を児童相談所が担い、継続支援を他の機関が担うことは考えられないか。
- 支援を受けにくい人、支援を拒否する人の中には、被虐待歴、犯罪等の被害歴があるために、根強い対人不信や諦め、否定的思考がある人が多い。また、児童相談所で関わる子どもの多くはトラウマとなる逆境体験をしている。これらの人々に関わる全ての支援者に、『人がトラウマを受けるとどうなるのか、どう回復するのか』を念頭において関わるトラウマインフォームドな考え方を浸透するとよいと考える。

(9) 乳児院

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月13日(水)
対象者	久良岐乳児院職員(1名)
実施者	横浜市役所職員(3名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	乳児院は、さまざまな事情で家庭以外での養育が必要な乳児を預り、養育する施設である。保護者が出産、傷病、看護等でやむを得ない場合の短期入所もある。久良岐乳児院では、担当養育者との1対1の係わりを通し、愛着に基づく子どもとの関係を形成していく中で、人との安心感・信頼感を覚え、社会性や自信の構築へと繋げていくことを基本方針としている。子どもの視点に立ち、子どもたちが日々安全に安心して伸び伸びと楽しく過ごせるよう心掛けている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院の子どもでは、障害を保護者に受容されていない場合が多い。 ○ 発達障害を持っている子どもが増えている。 ○ 身体的虐待により骨折させられた子どもよりも、ネグレクトや心理的虐待を受けている子どもの方が心の傷が深い。 ○ 小・中・高校で知的障害や発達障害のグレーゾーン(ボーダーライン児)の場合に、就職につながらず、住居設定なく、措置延長もないため貧困になりやすい。 ○ 一度里親にお願いしたものの、そこで傷を負って戻ってきた子もいる。生まれた時から担当だった方に再度担当してもらい、心理療法を施して、やっと落ちついた。
② 支援方法	<p>【関係機関につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院から児童養護施設に措置変更される時は、児童相談所を挟まずに直接やり取りをしている。親との面会の有無など、児童養護施設にも施設ごとの特徴があるため、この子はこの施設にお願いした方がいいということがある。児童相談所は、定員が空いているところに措置変更をしようとする。子どもにとって適切な施設にお願いする事が必要だと思う。 ○ 児童相談所から区役所に相談し、困難事情を伝え、知恵を頂くことにより解決している。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人内での施設長間で情報共有する。必要があれば主任等にも伝える。しかし1法人1施設の場合には単独で抱えざるを得ない。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で不登校やひきこもりの子どもがいるなどの情報は、町内会から入ってくることもある。
④ 支援・連携・制度の課題	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園の一時保育に週に2回ほど通園する、幼稚園に毎日登園する等、社会

経験に幅を持たせてあげないと、乳児院から児童養護施設に送ることは難しい。

- 乳児院を卒業したあと、どこの児童養護施設で暮らすことになるか、どのようなお兄さんがいるかを知ること、子どもは安心できる。同年齢の子どもが措置変更施設の話をし始めた時に早急に児童相談所が措置先を決めてくれないと、子どもは不安になりつらい思いをさせてしまう。
- 一時保護や施設からの退所後の連携先のアセスメント力とソーシャルワーク力が弱いと感じる。
- 障害者手帳を持っていないボーダーラインの子で、社会的養護を受けていた子が、18歳になったとき進学先も就職先も決まらないという課題がある。措置延長ができればよいが、横浜市は定員に空きがないので、措置延長できず、自立援助ホームにも入れない。これらの子どもたちは、お金の援助もないし、住む場所もなく、ブラック企業や水商売に付け込まれやすく、社会的養護の子どもを再生産する連鎖となる。
- 困窮世帯に配布してほしいということで企業から寄付金を頂いたが、要保護児童対策地域協議会や区役所、学校が困窮世帯の情報を教えてくれなかったため配布するのに非常に苦労した。
- 要保護児童対策地域協議会は、児童家庭支援センターに情報を提供することができないので、虐待等で本当に厳しい家庭の方々に支援を届けることが難しい。
- 1つの児童相談所の組織内でも連携が取れていないのに、4か所の児童相談所が連携するのは難しい。
- 集まった場で情報交換や役割分担を行い、それぞれの役割を履行し合うのが連携だと思っているが、行政ではそれができていない。会議の中で、区役所は児童相談所に、児童相談所は区役所や民生委員に仕事を押し付けているように感じることもある。連携に当たっては、関係機関が顔を合わせて話し合うことが重要である。

【制度に関する課題】

- 個人情報の問題については、「このような場合は、自分の個人情報を地域の方々に教えても構わない」という同意を取り付けておかないと、本当に支援を必要としている家庭に支援を届けることができない。支援の担い手としては、横浜市で実績があり、守秘義務を順守することについて信頼のおける法人に任せるべきである。行政の手が届かない、支援の狭間にいるご家庭を支援することが我々の仕事だと思っている。また、支援のための食材等は、昨今の食品ロス問題の関係で、集めてくることは可能である。
- 公的機関での支援には限界がある。民間施設に社会的養護自立支援事業を設置し、地域でのアフターケアを専門に委任することが考えられる。
- 一時保護所から在宅に帰した児童の支援を、児童相談所が現在担っているが、虐待数の増加で扱いきれていない。ソーシャルワーク力が必要である。

(10) 児童養護施設

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月15日（金）
対象者	児童養護施設 旭児童ホーム職員（1名）
実施者	横浜市役所職員（1名）、浜銀総合研究所研究員（1名）
事業の概要	旭児童ホームは、児童福祉法に定められる児童養護施設のひとつである。児童養護施設は、保護者のいない児童や、虐待されている児童などを擁護し、また、自立のための援助を行うことを目的とした施設である。

イ ヒアリング要旨

<p>① 子ども・家庭の様子・課題</p>	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの家庭が複雑で複合した重篤な課題を抱え込んだ状態となっている。 ○ 社会的養護の施設にいた子どもが、社会に出て親になり、その子どもが社会的養護の措置を受けるような「連鎖」はある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生まれてからの成長の経過を（一貫した関係性）で縦断的に支えられなかった子どもは、他の子どもと同じようにしてもうまくこなせず、中学、高校、大学といった一般的な進路のステップにうまく乗ることができないことはある。子どもを年齢段階別に輪切りにして、整理することは難しい。 ○ 高校を中退する子どもの中には、不登校のような状態であったケースもあるが、就職に流れていく。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院の職員が子どもを抱こうとすると、子どもがエビ反りになって逃げて抱っこをさせてくれない。（情緒的愛着形成の過程で）望ましくない形でインプットされており、（そのトラウマから）回復させるのに時間がかかる。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 困っていると自ら言えない子どもや子どもとは言えない年齢の人を含めて、制度の狭間に落ちやすいと感じる。 ○ SOSを出せない子どもはいる。家庭復帰したが落ち着かず、働いてもうまくいかず、一時期ホームレス状態となった。人間関係の持ち方がうまくない。
<p>② 支援方法</p>	<p>【運営における工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設では、子どもの生活拠点となるケア単位（小舎、小規模グループケア）を小規模地域分散させる方向で運営している。 ○ 児童家庭支援センターにおいては、地域の在宅児童家庭への支援、社会的養護から離れて地域で暮らすケアリーバーの自立支援やアフターケアに取り組んでいる。

<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同じ種別の施設間だけでなく、児童養護施設と児童家庭支援センター相互の情報共有が重要だと考えているが、それらをつなげていく役割のソーシャルワーカー部門の配置が少ないので、実際にはうまく進んでいない。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設は市全体の広域、児童家庭支援センターは各区中心に取り組まれているため、焦点を合わせにくい場合もある。 ○ 児童養護施設と児童相談所の関係、児童家庭支援センターと区担当部局との関係が重要になるが、児童虐待問題の対応に追われて混乱している。 ○ 社会的養護自立支援事業で18歳など社会的養護から離れる年齢から対策を始めるのは難しい。社会的養護を必要とする子どもは、精神的に脆いこともあり、人間関係を作ることにエネルギーを取られてしまう。自分の自立を支えてくれる人に対する安心感があって初めて、自立の支援が有効に働くもの。18歳を境に、それまでの過程で関わってくれた施設職員や里親など親身になってくれる人と離れてしまうのではなく、継続してつなげていくことが重要。施設退所後、奨学金などお金だけ、教育だけの支援をしてもうまくいかないことがある。生活も安定するよう、これまでの関係者のつながりを保って育てることがないと難しいと感じる。 <p>【制度に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護の領域では、子どもの貧困対策と児童虐待防止はほぼ重なる施策領域であるが、この二つの課題を統合的にアプローチしていく体制が乏しい。課題に適切にアプローチしていくための質、充当すべきサービス提供の量のいずれも不十分な状態にある。「〇〇専門支援相談員」のような、ソーシャルワークをする支援相談員は一定程度必要ではないか。児童家庭支援センター、乳児院や児童養護施設、児童相談所でも、ソーシャルワークをする人材が一人でも増えることでずいぶん違うと考える。 ○ 社会的養護が必要な子どもにとって、「脱施設」の方がいいが、「脱施設＝里親」と整理すると、「施設」の批判の仕方が乱暴になる面がある。乳児院＝施設だから駄目だと批判をされることに対して反感があるのではないか。乳児院と里親が「非難をしないで」付き合っていくためには、子どものケアを担当する職員ではない、ソーシャルワークを担う職員を里親の対応に充当する必要があるのではないか。ケアの職員は、里親と比較される存在にされてしまう。一步引いた視点から、ソーシャルワークやマネジメントができると違う。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護に入ってくる年齢は、小学校就学前までが3～4割、小学校就学後が6～7割となっている。高校生になってから児童養護施設に入る子どももいるが、自立に向けた支援という意味では大変難しい。社会的養護からの自立支援を考えたときに、未就学など低年齢のうちに社会的養護の出発

	<p>点が確保できればよいが割合としては3割。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童養護施設では子どもに生活と教育の両面の支援をしているが、社会的養護を必要とする子どもは、それらの両立がなかなか進まないところがある。 ○ 本質的な意味で子どもと豊かなやりとりができる、キーパーソンとなる職員層がいるといいが、そのような人材を育成するのは大変。そういう大人と出会えた子どもが、気持ちや生活の面などでうまく自分を整理できると自立につながる。施設を出た後も関係が継続していたりする。そういうキーパーソンと子どものマッチングは確率的な面もあるので、うまくいくよう進めるのは大切な要素。そういう職員層は、社会的養護の施設では不足しているし、ましてや一時保護所でも間に合っていない。 ○ 児童相談所は虐待対応で追われて、育成どころの話ではない。本当に大変な状況だと思う。児童家庭支援センターは、児童養護施設ほど、人材配置等の体制や条件が揃っていないため、ソーシャルワークを担うという自信が持てない。児童家庭支援センターの相談員が関わる中で、あの家庭は放っておけないとショートステイの利用を働きかけることがあり、感度の高さを感じることもある。 ○ 家庭や家族ごとに、キーパーソンとなるソーシャルワーカーが継続的に関わっていくことが必要。また、キーパーソンとなるソーシャルワーカーは、18歳や措置延長の年齢を過ぎたとしても必要である。 ○ 行き詰まった問題を先に進めるために、その子どもを巡るカンファレンスをする。子どももある程度の年齢に達していたらカンファレンスに参加してもらい、帰属先やキーパーソンをどこに頼むか意見を聞く。子どもが高校生であれば、カンファレンスに入ってもらえる。カンファレンスを踏まえてもう一度組み立てる。それをするとつながる。つながっている子どもはあまり崩れない。 ○ 生活困窮者に関するカンファレンスで、その人が児童養護施設にいた場合に、生活困窮のカンファレンスに出席することもある。生活保護や生活困窮者自立支援制度の中にケアリーバー（社会的養護の出身者）はいる。制度相互で乗り入れてカンファレンスができるとうい。すべての人に効果があるわけではないが、自分に関わってくれる人、頭が上がらない人がいることは本人にとってもありがたいと思う。
--	--

(11) 母子生活支援施設

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月20日(水)
対象者	睦母子生活支援施設職員(1名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯等が子どもと一緒に利用することができる児童福祉法に規定された入所施設である。横浜市内には8か所の母子生活支援施設がある。睦母子生活支援施設の施設定員は20世帯となっている。母と子の主体性を尊重し、地域での自立した生活を目指すため、日常生活や就労の支援、子育て支援等を行っている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子生活支援施設への入所世帯の半分はDVが理由で、外国につながる世帯も一部生活している。幼少時代に虐待を受けていた方が半数くらいいる。 ○ 知的障害や精神障害の手帳を持っている方が半数くらいいる。 ○ 生活保護世帯、ひとり親世帯、外国籍世帯、多子世帯、養育者世帯。 ○ 母親の状況として、治療(通院・服薬・相談)が安定しない。 ○ 一時保護された子どももいる。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母親が不安定であると幼児等の登園が安定せず、子どもが母親の精神疾患に由来する病的な世界に長時間さらされるなど、子どもの発達の保障が危ぶまれる状況がある。 ○ 家が不衛生、水道光熱費が時々支払われない等、子どもが育つ環境への影響は大きい。 ○ 家計の金銭管理ができず、住むところがなくなって入所する方は多い。 ○ 生活保護を当たり前と思っている外国籍の保護者もいて、家計の金銭管理ができず、子どものための資金が残らないことがある。 ○ 自立に向かうことを考える状況にない人が過半数で、子どもとの日々の生活で精いっぱいという状況がある。 <p>【学校生活・学習状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもが不登校になり、ゲームで昼夜逆転をしている。 ○ 子どもは学校から帰ったら学童で勉強している。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の約半数が幼少時代に虐待を受けていた。親からの良質な養育を経験していないので、親になって子どもをどう育てたらよいのか、どう可愛がったらよいのかわからないという訴えがある。
----------------	--

<p>② 支援方法</p>	<p>【母子生活支援施設における支援の工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子生活支援施設にDVを理由に入所した後は、離婚の法的手続きを申し立てることが多い。離婚が成立した後に、生活を組み立てるために就労の支援を開始する。多くの方はメンタルに傷を負っている。精神障害者手帳を取得し、就労継続支援B型を利用する方が多い。母子生活支援施設で生活しながら、介護福祉士等の専門職の資格を取って、常勤の仕事について生活の自立を目指すことのできる方もいる。 ○ 職員から母親にさりげなくアプローチし、母親の同意のうえで家庭を訪問し清掃支援を行う、金銭管理を支援し将来へ向けて貯蓄を促す、子どものサインをとらえて介入し、子育てを具体的に支援するようにしている。 ○ 親と子ども共に知的障害を持つケースでは、子どもが18歳となった退所時に弁護士や後見人をつけてから、母子生活支援施設を退所した。また、障害者手帳が取れる人は手帳を取り、裁判所に相談して離婚の手続きをする。場合によっては、保佐人や補助人をつける手続きをすることもある。
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織内では、ミーティングや職員会議で情報共有し、記録をとって共有している。 <p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関・団体との連携状況として、区役所とは常に連携しており、必要に応じて児童相談所や医療等と連携をしている。他に、神奈川県フードバンク、セカンドハーベスト等から食材の提供を受けている。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所、区役所との情報共有がスムーズでないと感じることもある。 ○ 母子生活支援施設に入居すると児童相談所からの関わりが切られてしまう。相談に行っても、方針などの情報を共有してもらえない。 ○ 母子生活支援施設についての関係機関の理解が低く、区役所窓口で相談に来た母親と母子生活支援施設のつながりがうまくいかない。 ○ お風呂に入らない、昨日の洋服のまま、おむつを替えない状況など、子が不衛生に晒された時、母子生活支援施設のスタッフだけでは子どもを守り切れないと感じることがあり、連携が必要。 <p>【支援に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国籍の人で日本語が話せない母がおり通訳が必要。ポケットーク（AI通訳機）を使っているが、行政手続きなどの会話は通訳をお願いをしている。

(12) 里親会

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月27日(水)
対象者	一般社団法人こどもみらい横浜職員(3名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	里親会である一般社団法人こどもみらい横浜は、里親当事者の望む支援を具体化する取組などの里親支援機関事業に取り組んでいる。里親同士が支え合う場として地域ごとのこどもみらいサロンの開催や、未委託里親や養子縁組、子どもの年代別等、里親の状況に応じた課題別研修等を実施している。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要保護児童は増えており、その中で虐待等のトラウマを抱えた子どもが増えている。低年齢でも養育に困難を抱える里親が近年多い。難しい子どもを養育するにはそれなりの専門的支援が必要。 ○ 困難を抱える子どもたちはスムーズに自立することが難しい。進学できても中退、就職できても続けられないといったケースが多い。収入が無いと1人で生活していけない。
② 支援方法	<p>【里親向けの傾聴研修、サロンの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親自身が里親に寄り添い支えるスキルを身につけるための傾聴研修を年間シリーズで実施し、「みんなで支え合う場」として地域ごとのこどもみらいサロンを開催している。 ○ こどもみらいサロンに、毎回臨床心理士を登用し、参加して個別に養育相談に応じる取組を行っている。 <p>【子ども向けプログラム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもプログラム(ミニ遠足や施設見学等)を開催し、子どもたちの参加を促している。子どもや里親の様子に気づき、里親相互でレスパイトをするなど具体的な支援につなげている。
③ 情報共有・関係機関との連携状況	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関して何か問題が起こった時は、児童相談所に相談をする。子どもの起こした問題の内容にもよるが、横浜市こども家庭課(本庁)に連絡をすることもある。先輩里親が相談にのってアドバイスをすることもある。
④ 支援・連携・制度の課題	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、認定里親が孤立しないように里親会への入会を推奨しており、里親同士の繋がり、交流は活発に行われている。一方、里親や子どもを支援する団体は、里親会を除けば児童相談所のみで、児童家庭支援センターは区役所からの要支援家庭の見守りで余力がない状況にある。その他の支援団体との関わりや地域資源の有効利用が希薄だと考える。 ○ 里親家庭の現状として、養育が難しい子どもが増えている。地域の子育て支援拠点に行っても、集団の中でうまくなじめない、他の子どもと少し違う動

きをするなどで周囲の目が気になる。地域の子育てサロンに行っても、子どもの個人情報の守秘義務がある中で、子どものことを質問されることが気にかかり「ママ友」を作ることが難しいなどの限界がある。

- 里親家庭であることを、いじめや偏見を恐れて地域に公表していない家庭もあり、民生委員・児童委員が知らない場合もある。
- 幼稚園や保育園、学校など10年前に比べれば理解が進み協力的になっているが、養育に困難を抱える子どもたちの行動特性の理解や知識は追いついていないと感じる。子どもの年齢が低い幼稚園や保育園のうち、少し手がかかる子どもでも「いいですよ」と言って受け止めてみてください、理解はあると感じる。小学校に上がると、集団からはみ出た行動が問題になって、行動特性が問題として顕在化してしまう。
- 昔は、学校から里親の名前でなく実名にしてほしいと言われたこともあった。現在は、封筒の宛先は里親の名前で届き、封筒の中の書類に実名を記載するという配慮をいただけるようになった。
- 学校生活で、里親や社会的養護が頭を悩ませるのは、子どもの生い立ちを扱う「2分の1成人式」と、小学1年生の「命の授業」。命の授業では、生まれたときの写真や、名前の由来、子どもが生まれたときの親の気持ちを聞いてくるように言われる。実親にそれを聞けない子どもは多い。子どもにとって酷なので、配慮してなくしてほしいと思うがなくなる。遺棄された子どもは、親がつけた名前がない。児童相談所所長が名前を付けるということがある。マジョリティにとっては何ということもないのかもしれないが、マイノリティがいることを理解してほしい。以前は、「2分の1成人式」の宿題を、子どもが里親に言えなくて苦しんだということはあった。今は、教育委員会や校長会で説明の場を設けていただき、小学校の校長判断で授業の内容を変えられるようになった。柔軟に考えてくれない学校もある。
- 児童養護施設等出身者のためのアフターケア事業（よこはま PortFor）について、社会的養護の自立の年齢が近くなってから、「今日からあなたの相談役です」と新たに担当者を置くのではなく、子どもの成長と一緒に見守ってきた人が伴走役でないと、子どもは心を開かないのではないか。

【制度に関する課題】

- 横浜市では年に6回里親制度説明会を開催しているが、制度説明会を受けた人数に比べて、実際に里親になる数は10分の1程度に過ぎない。里親説明会は、広く誰にでも理解してもらうための普及という視点ではよいと思う。その一方で、里親を増やすという意味では有効な手立てになっていない。里親になってもよいという社会的使命感の強い方などにピンポイントで届くような方法を考える必要がある。
- 実親と里親を行き来しながら、家庭再統合を目指すというニーズが高くなっている。自分の子どもとして養子として欲しいと思う里親と、子どもを育ててほしいというニーズとのミスマッチが起きている。
- 里親の担い手として、自分の子どもは自立をして、定年後も元気があり、家

庭に居場所がない子どもを預かって残りの人生を貢献したいという人を想定しても、リタイヤした人がどこに集まっているのか、ピンポイントに届ける方法がわからない。里親制度説明会に来る年齢層は色々で、子どもを授けられないのなら社会に貢献しようとする人も増えているが、養子縁組を希望する人もいる。子育てが一段落して、子どもと一緒に面倒をみようという人もいる。

- 里親委託は時間と労力が必要なため、委託数を急激に伸ばすことは現行の手法では難しいと考える。児童相談所の業務過多も一因しているのではないかと。児童相談所の役割の整理が必要と考える。
- 里親委託が進まない大きな理由に、実親の承諾が得られないことがある。養育できない親権者が子どもの措置の決定権を有することに課題を感じる。
- 子どもが実親と暮らせるようになるよう、実親支援も重要だと考える。親子再統合プログラムの民間委託など、何でも児童相談所任せではなく民間の力が必要ではないか。
- 国からフォスタリング機関の設置に関する方針が出された。横浜市では児童家庭支援センターを全区に設置し、その業務に里親支援が追加された。現状では、区役所の依頼を受け、在宅の要支援家庭へのフォローが役割の中心となっており里親支援に手が回っていない。里親に対する集中的で専門的な支援が必要だと感じている。今ある資源に里親支援業務を追加するという考えではなく、フォスタリング機関を作ることが必要ではないか。

【支援に関する課題】

- 里親は養育のプロではなく、里親初心者である。そのことを理解し寄り添えるソーシャルワーカーが不足している。またソーシャルワーカーのスキルも低下しているように感じる。
- 微増だが里親は増えている。しかし、高齢里親の引退で総数はなかなか増えていないのが実情。
- 児童虐待とともに家庭養護の重要性が語られるが、里親家庭の子どもたちへの偏見に繋がりがかねないと危惧する。「子どもは社会の子」という目線で注目されることを願う。
- 里親や子どもの抱える問題や困難さを理解して、偏見なく受け入れてくれる場が必要。
- 22歳までなど、措置解除年齢の延長が必要ではないか。20歳を過ぎると、健康保険料や国民年金の支払いが発生する。一人暮らしをすれば、家賃や水道光熱費の負担がある。行政等の窓口に同行して、手続き方法を教えるなど、伴走する人が必要ではないか。

(13) ファミリーホーム

ア 実施概要

訪問・実施日	2021年1月26日(火)
対象者	パングファミリーホーム運営者(2名)
実施者	横浜市役所職員(1名)、浜銀総合研究所研究員(1名)
事業の概要	ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)は、里親等と同様に家庭養護の一類型である。新生児から18歳までの子どもが対象で、定員は5～6人、養育者は夫婦が原則となっている。児童養護施設による開設、NPO法人等による開設、里親や施設職員経験者など個人による開設等、様々な形態が存在している。 パングファミリーホームは、平成22年7月より個人型のファミリーホームとして登録されている。

イ ヒアリング要旨

① 子ども・家庭の様子・課題	<p>【属性・背景等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親で精神的な疾患を持っている保護者がいる。 ○ 知的な発達に偏りがある子どもが多い。 <p>【日常生活・生活習慣】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者については、収入がないわけではないが収支のバランスが取れない、生活はできているが経済的に不安定、金銭的にも精神的にも自分の生活で精一杯であったり、金銭的な感覚がない等の傾向がみられる。 ○ 自分の今の生活がどうなのかが自分でわからず、今後どうして行きたいのか、困っているのか、困っていないのかもわからない。必要が生じてもどこに相談に行っても良いかわからない。 <p>【親子・家族の関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育能力の不足とされている保護者もいるが、子どもにも養育しづらさはあると感じられる。養育のしづらさは、発達のアンバランスさがあったり、集団生活が極端に苦手ないわゆる空気が読めない子であるなど、子どもによってそれぞれである。 ○ ホームによっては、入所理由のほとんどが虐待で、保護者に課題がある。 ○ 精神疾患がある保護者は、小さいときからファミリーホームで暮らしている子どもの保護者に多い。そういった子どもは、インターネットなどで情報を得て「自分もそうなるんじゃないか」と不安になる、実際に同じような傾向に動いてしまう、課題を抱えてしまうこともある。 ○ 親との関係では、親とはたまに会うが、実家はファミリーホーム、という状態になっていることが多い。 ○ 子どもが自立していくと、親との関係という問題が生じてくる。子どもが成長して大きくなり変化していても、親が変わっておらず課題を抱えたままである。その結果ファミリーホームから子どもが自立して親との関係が強くなると、子どもがどうしても親に引きずられ再び課題が出てきてしま
----------------	---

	<p>う、という傾向がある。一般的な親子関係では、様々な面で子どもの方が親を追い越すなど関係が逆転したり、親もそれを喜んだりすることがあるものだが、ファミリーホームで親と離れて生活していると、上下関係・支配関係がずっと続いてしまう。そのため、子どもの方も親から経済面で援助を求められてしまうと逆うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳児院には知的な発達に遅れがある子どもが多いが、療育手帳を持つことによって、グループホームに行きやすくなったり、障害年金が入ったりなど、福祉につながりやすくなることで生活が安定し、親から距離を取ることができるようになる。 ○ 両親は揃って生活もできているが、子どもを社会的養護に委ねていても抵抗を感じていない。育てにくい子どもと面会したり、外泊する時のみ、楽しく過ごせる方が楽という考えを感じる。 <p>【周囲との人間関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者のコミュニケーションの取り方が下手で、トラブルを起しやすく、転職を繰り返している。 ○ 子どもは、他者を意識することが少なく、独善的な考え方が強いことが多い。善悪ではなく損得を判断基準にしており、自分が良ければよいといった雰囲気があるホームもある。 ○ ファミリーホームで暮らしていることを公言して周りとのコミュニケーションが取れる子どももいれば、できない子どももいる。たとえば、いとこの家で暮らしていると言う子どももいる。カミングアウトの仕方は様々である。
② 支援方法	<p>【子どもとの関わり方、環境づくりの工夫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校やアルバイト先といった社会の中で、一般の子どもに近い環境づくりを心掛けている。ファミリーホームに来る子どもは、実親家庭で生活していた時には周囲から「かわいそう」と思われていることが多い。たとえば、学校のノートひとつをとっても他の人から見せてもらう側、旅行のお土産を常に貰う側だったし、家に友人を呼んで何かをふるまうことはできず、してもらう側になってきた。こういったことで、「してもらう側」から「する側」にできるようにして、社会の役に立つことや周囲の人と対等な立場になることが大事だと考える。卑屈にならないレベルのモノや生活レベルを与えることで、ちょっとした達成感や優越感を覚える経験が子どもの自信につながると思っている。 <p>【保護者との連絡・関係づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの親とは、子ども自身もホーム長も SNS でつながっている。親からホーム長宛てには、「子どもがこんなことを言っていたんですがどういうことですか？」と良い意味でもクレーム的な意味でも、連絡が来る。 ○ なるべく早く親元に返したいという気持ちがあるため、親や祖父母といった子どもの家族との関係は、常に継続している。お子さんの様子を単に伝えるだけでなく、たとえば運動会の様子を動画で伝えたり、授業参観に来ても

	<p>らったりもする。また高校の卒業式では、子どもとは接触しないようにしながら、陰ながら様子を見に来るように声をかけたりする。</p>
<p>③ 情報共有・関係機関との連携状況</p>	<p>【連携状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの在籍している学校や児童相談所と定期的、または必要があれば随時連絡、相談をして支援にあたっている。 ○ 子どもの年齢が低い場合は、幼稚園・保育園、学校と連携する。高校生になると地域から離れることになるが、子どもを地域に理解してもらうことが重要なので、ホーム長が積極的に地域に貢献するように心掛けている。学校に直接足を運んだり、役職に就いたりして、地域の役に立つと思ってもらうことが、ファミリーホームに対する地域からの理解の促進につながると考えている。また、ファミリーホームが地域とつながることで、地域の方へお願いすることもできるし、子ども自身についての情報源にもなる。地域の方から「あの子がこんなことしてたよ」といった話を聞くことがある。 ○ ホームだけではできない経験を地域との連携で補っている。子どもの年齢層が幅広くて行動範囲も違うので、たとえば、民間企業が開催するキャンプに参加させたりする。 ○ 知的に遅れがあってもなかなかアルバイトに結び付かない子、特に高校生は、よこはま若者サポートステーションにつないで、ボランティアに参加させたりする。ファミリーホームや学校以外の大人とつながるようにして、地域の色々なところに居場所を作るようにしている。 ○ 区役所では、こども家庭支援課と関わっている。 ○ 社会福祉協議会から、物資などを頂くことがある。 ○ 児童家庭支援センターを利用することがある。 ○ 「特定非営利活動法人 フェアスタートサポート」（児童養護施設を出た子どもの就職紹介を実施）をよく利用している。 ○ 青少年の居場所、地域活動拠点をよく利用している。
<p>④ 支援・連携・制度の課題</p>	<p>【連携に関する課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童によって頻度や内容、受けられる支援に差がある。養育者の考え方、ケースワーカーによって、大きな差が出ることもあるため、ある程度の情報を共有する必要があると思う。 ○ 支援を受ける準備ができていない子ども、利用できている子どももいれば、関わりを拒否する子どももいる。たとえば、児童相談所のケースワーカーとの面談、児童相談所にいる心理面のドクターとの面談が、年に1回という子どももいるが、月に2～3回児童相談所に通うような子どももいて、支援の必要性は子どもそれぞれ。支援を利用できている子どもは、適度な関わりを持っていて感じるが、支援が必要な子どもほど、いろんな大人にみてほしいという思いがある。 ○ 学校について、校長先生が理解してくれれば良いが、担任など現場の先生の中には、なかなか理解が進まないことがある。校長先生が変わると「こういう子どもが通っている」といった説明をやり直さなくてはいけないという苦労もある。

- 児童相談所など行政との日常からのコミュニケーションの不足を感じる。児童相談所に突然に介入されることの抵抗は大きい。たとえば、ファミリーホームで奇声を発する子どももいれば、子どもが色々なことを言いふらしてしまうことはあるので、周囲から虐待と捉えられてしまうこともありうる。急に児童相談所の人が来ることなど、全くないとは言えない。
- 子どもがアフターケア事業を利用しているが、相談に行っても表面的な話だけで、深い相談事はせず、あまり解決にはつなげていない。子どもは寮付きの職場に就職することも多いので、もし仕事を辞めるとなると住まいも失うことになってしまう。困ってどうしようもなくなって初めて、ファミリーホームに相談に戻ってくる子どもが多い。

【支援に関する課題】

- 福祉事務所や、生活保護や療育手帳といった社会的な制度を、自分から積極的に利用できる子どももいれば、逆に療育手帳を持つことを嫌がる子もいる。知的障害があるというレッテルを嫌がり、「自分はばかじゃない」というプライドがある。支援が必要なのは後者。
- 高校卒業間近になって、就労可能な年齢になると、金銭目当てで親から急に連絡がきたりすることもある。経済的に立ち行かなくなりファミリーホームに戻ってくることもある。
- 子どもにとって、「かわいそう」「わかるよ」と言われることは、上から目線に感じられて反感がある。「何がわかるんだ」「あなたはこの年齢で他人の家で生活したことがあるのか」と言われることもある。
- ファミリーホームは規模が小さい社会で、年齢の高い子どもが若い子どもに悪影響を及ぼしてしまうことがある。また、ホーム長との相性も問題としてある。狭い人間関係の中で、関係性が密になることには、良い部分と悪い部分がある。社会の規模が小さいと、子どもからのホーム長への甘えも攻撃も強くなる。ホーム長も子どもも、お互いに慣れるまで時間がかかり、我慢の時間が長い。
- 18歳で社会的養護から離れるが、その時にどのような形で『自立』とするのか判断が難しい児童がいる。福祉や支援につないでいくのか、自活するのかの方向性が見立てにくい。18歳になり卒業と同時に親元に帰る子どもはおらず、ホームから自立が始まる。しかしすぐに自立できる子どもはほとんどいないので、その子どもに合った自立の仕方を模索することになる。
- 自立後に、経済的にも精神的にも実親に頼れる児童が少ないため、時には傍らについて一緒に歩み、時には離れたところから見守るといったような、実家のようにその児童の本当の自立のタイミングまで寄り添える支援が必要。

第3章 第2期計画策定に向けたヒアリング意見のまとめ

1 新型コロナウイルス感染症による影響

(1) 新型コロナウイルス感染症による影響に関する意見の分類結果

ヒアリング対象者に、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い気になる子どもや家庭への影響や、事業や支援活動への影響を尋ねたところ、合計188件の意見が寄せられた。

ヒアリング対象者の意見を分類したところ、「保護者の就労に関すること、失業、収入の減少」に関する意見が最も多く、次いで「支援に関する事業・活動等の変更・感染予防対策の実施」、「施設・事業・活動等の中止・閉鎖・延期」、「安否確認の必要、状況を把握できない、連絡が取れない」、「家庭の経済的困窮・経済的格差」、「家庭生活・家族関係・家庭内のストレス」に関する意見が多く聞かれた。

No.	意見の分類	件数	割合
1	保護者の就労に関すること、失業、収入の減少	35	18.6%
2	支援に関する事業・活動等の変更・感染予防対策の実施	22	11.7%
3	施設・事業・活動等の中止・閉鎖・延期	20	10.6%
4	安否確認の必要、状況を把握できない、連絡が取れない	19	10.1%
5	家庭の経済的困窮・経済的格差	12	6.4%
6	家庭生活・家族関係・家庭内のストレス	11	5.9%
7	子どもの学習・就学・進学	8	4.3%
7	子どもの不登校・不登園・長期欠席	8	4.3%
7	保護者の心身の健康・不安感	8	4.3%
7	外国につながる方の相談・対応	8	4.3%
11	子どもの心身の健康・不安感	7	3.7%
11	孤立した育児、家にこもっている	7	3.7%
13	家庭でのDV・児童虐待	6	3.2%
-	その他	17	9.0%
	合計	188	100.0%

(2) 各分類における代表的な意見

支援者から聞かれた新型コロナウイルス感染症の影響を、意見の分類毎に代表的な意見として抽出した。

「保護者の就労に関すること、失業、収入の減少」に関する意見では、経済的に困窮をしている世帯ほど、非正規雇用で働く世帯が多く、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているという指摘があった。また、就労支援の現場では、求人数の減少に伴い就職者数が減少したとの影響が聞かれた。

「支援事業・活動等の変更・感染予防対策の実施」に関して、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン相談を導入したが、経済状況によりオンラインへのアクセスができない方がいる。一方で、交通費の面で来所が難しい方もいるという意見があった。また、感染拡大予防で居場所での雑談や会話ができなくなり、悩みを引き出す本来的な活動ができていないという意見があった。

「施設・事業・活動等の中止・閉鎖・延期」に関する意見では、区役所で乳幼児健診が中止となり、家庭の様子をうかがいながら相談に乗る機会がなくなった、多くの子ども食堂が閉鎖された、対話が少なくなり情報共有の場がなくなったなど、気付くきっかけとなる場面が制約されたことがうかがえた。

「安否確認の必要、状況を把握できない、連絡が取れない」に関する意見では、学校の休校や保育所等の登園自粛、施設の閉鎖や事業の中止等により、家庭と連絡が取りにくくなるなど子どもの安否や家庭の状況が見えづらくなったという指摘が多く挙げられた。また、保護者側からも問題があっても外部に発信しづらくなっていたという声があったという意見が聞かれた。

「家庭の経済的困窮・経済的格差」に関する意見では、生活保護を受けていない困窮世帯で、生活用品や食料も買えない状況があるとの指摘があった。新型コロナウイルス感染症の影響で、格差が拡大するのではという懸念が聞かれた。

「家庭生活・家族関係・家庭内のストレス」に関する意見では、家庭内で親子で過ごす時間が増えて、言い争いが増える等ストレスを訴える相談が増えたとの指摘があった。

また、子どもや家庭への影響の中には、家庭内の状況が見えにくくなり児童虐待やDV関係の潜在化や深刻化が起こったこと、孤独感から心身の不調を訴え自殺企図や自傷行為にいたった事例の増加等の深刻な影響が把握された。また、オンライン学習に関して家庭環境による子どもの学習状況に格差が生じることへの懸念や、不登校傾向の子どもの増加など、子どもの学習状況に対する影響が挙げられた。

各分類における代表的な意見¹

(1) 保護者の就労に関すること、失業、収入の減少

- 貧困層の世帯は、サービス業従事者や、非正規雇用者が多く、新型コロナ感染症の影響を受けやすく、窓口での手当や貸付等の相談も増えている。
- 非正規雇用で働いていたが、解雇されて貯金を切り崩して生活しているが、経済的に困窮して親が食事を切り詰めている。
- 新型コロナウイルスの影響によって、定着支援をしていた方の勤めていた企業が倒産したり、出口事業としてのプログラムの採用数が減少するということがあった。サポートステーションを利用される方は、一般の方よりもハンデを負っている方が多く、採用してもらうことが難しくなった。前年度と比べ、就職者数は減少した。
- 求人が目に見えて減少している。特に、事務職、販売職、飲食の求人が減っている。また、求人を取り下げもあった。介護職の求人は増えている。

¹ 代表的な意見を抜粋するにあたって、文意を損なわない程度に、一部文言を修正している意見がある。

(2) 支援に関する事業・活動等の変更・感染予防対策の実施

- コロナ禍以前は、100%対面相談で支援をしていたが、現在はオンライン相談が50%と最も多くなっている。オンライン相談を行っている方とそうでない方に、経済状況による違いがある。対面相談や電話相談を利用されている方には、Wi-Fi やスマートフォン、PCを持っていない、もしくはITリテラシーが低い傾向が見られる。また、対面での相談のみを利用している方には、家が小さく、電話等での声を家族に聞かれないという方や、電話が苦手な方や、まれに公共交通機関が怖いという方がいる。一方で、経済的困窮の方では、交通費の面で来所することが難しい方もいる。プログラムもオンラインと対面とを使い分けながら感染防止に留意しつつ、支援を行っている。
- 高校内の居場所を規模を縮小して再開した。軽食を食券制に変更し、アクリルボードを設置した。感染拡大予防のため、雑談・会話ができなくなっている。食べる中で雑談をすることが生徒の悩みを引き出す手段なので、再開したが本来の趣旨どおりの活動には戻っていない。
- 子ども食堂が新型コロナの影響で食事を提供するという活動ができず、従来の活動からフードパントリーのような活動に切り替えていくという流れがある。
- 緊急事態宣言下では、乳児院でも熱発した子どもが出た場合は隔離をするように言われていたので、人員体制に厳しいものがあつた。
- 乳児院や児童養護施設での委託前交流や研修に制限がかかることで、里親認定や委託が滞る状況がある。里親認定の研修の中に、乳児院や児童養護施設での実習があるが、新型コロナの影響で実施されていない。

(3) 施設・事業・活動等の中止・閉鎖・延期

- 乳幼児健診が新型コロナウイルス対策によって区役所会場で出来なくなり、一時期医療機関へ委託した時期があつたが、受診数は減少し未受診者への対応が増加する結果になった。区役所で健診を実施していれば、経済面も含めて家庭の様子をうかがいながら相談にのれるが、医療機関から問診票の結果が来たケースは父母の記載事項はわかるが聞き取りができず対応が困難な状況が続いている。乳幼児健診や集団で実施する「あかちゃんの会（乳児第1子対象）」などが重要な場になっているため、中止になることで十分に支援できない現状がある。
- 新型コロナウイルスの影響を受けて、多くの子ども食堂が開けない状況にある。地区によっては、食料を配達する形で始めたと聞かすが、ほとんどが閉鎖しているようだ。
- 色々なところでの対話（コミュニケーション）が少なくなり、情報共有の場がなくなった。
- 緊急事態の間やその後しばらくはサロンや赤ちゃん訪問、育児教室等が中止だったり、外にも出られず親子で煮詰まってしまうで大変だった家庭もあつたのではないかと思う。
- 学習支援事業で区と大学の連携事業となっていたため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する区の判断として連携事業としての活動は不可となった。大学生が学習支援アシスタントとして参加ができず、運営スタッフのみでの教室対応となった。また大学への学習支援アシスタント募集の説明会を実施できなかった。

(4) 安否確認の必要、状況を把握できない、連絡が取れない

- 登園自粛の時などは、連絡が付きにくく、子どもの安否状況等の把握を区役所と協力しながら情報交換してきた。緊急事態宣言などで、各家庭の状況が見えづらくなった。

- コロナ禍で家にいることが多くなり、学校などの休校や登園自粛などで子どもの様子を見守る機会が減少しているように感じる。困っていても発信できない人（親・子）がいるのではないか心配。
- 外出の制限やソーシャルディスタンスを取る必要から対面のコミュニケーションは難しくなり、気づきの機会は激減した。小中学生も足を運ぶ回数を減らさざるを得ず、子ども達の様子も見えにくくなった。
- 母子訪問等のキャンセルや、健診未受診、事業の中止などで区が直接関わり状況を把握したり支援する機会が減っている。
- 学校再開後の保護者面接の中で、問題があっても外部に発信しづらくなっていたと、複数の保護者からうかがった。感染を恐れ、外部の目が行き届きにくくなり問題が悪化しやすくなったと感じる。

(5) 家庭の経済的困窮・経済的格差

- 生活保護の受給世帯は、一定額の現金や家賃の補助、医療費の支給を受けることができるが、生活保護を受けずに頑張っている低所得の方々は、コロナ禍において食料も買えないほど困窮している。連携している子ども食堂を通じて、受け取る方の心情に配慮しながら、野菜や米の支給を行った。離婚したひとり親家庭で、働きたいがコロナによる営業時間の短縮により、稼げなくなってしまった方がいた。
- コロナ禍で行政は給付金を配ったが、本当に貧困に苦しんでいる層は、生活用品や食料に困っていた。そのような層に物資を支給することが必要であった。また、貧困層の中でも情報をキャッチできる人は、ある程度余裕があるが、本当の貧困層への支援は難しい。大震災などがあったときに届けられるような制度を整えておくべきである。
- 格差が広がってしまうのではないかと思う。(オンライン学習のために必要な) ルーターが無い家庭には貸出ができるが、通信費は家庭持ち。子どもがしっかり勉強できる環境にある家庭がどれくらいあるか、かなり心配。半数以上の家庭にプリンタがないこともコロナ禍での調査でわかっている。例えば小学生が3人いる家庭で、親が全員監督しきれるとは思えない。心配している親から学校に、準備について問い合わせはあるのだが、経済的に厳しい家庭はどうなるのか。
- 多子の保育園送迎や職場への効率的な移動確保に不可欠であるため、自家用車の処分は困難で、それを理由に生活保護申請を断念するケースがあった。

(6) 家庭生活・家族関係・家庭内のストレス

- 家庭内で親子で過ごす時間が増えて、言い争いが増えたり、口を利かなくなったなど、家庭内問題の増加でストレスを訴える相談が増えている。
- 登園自粛後、特にリスクのない家庭でもずっと一緒にいる辛さを話す家庭がいた。
- 父がテレワークで在宅している、母はパートを辞めさせられた等で家庭内のストレスが高まり子どもに矛先が向かっていると実感している。
- 新型コロナウイルスに対しては、過剰に反応している家族や、感染対策に対して無頓着な家族と様々である。親御さんの中には、緊急事態宣言中だから心配というよりは、子どもを家から出したいと考えているように見える方もいた。

(7) 子どもの学習・就学・進学

- 小学1年生や2年生では、動画を10分も20分も見てもらえない子どももいる。学校という場で先生が「やりましょう」と呼びかけるから授業がなんとか進められるのであって、家庭で子どもが自分で動画を見て学習できるとは思えない。パソコンや端末の起動も自分でできるかわからないし、できたとしても勉強や学習をせずに他のことをしてしまうかもしれない。
- 学校が休校となりオンライン授業が取り入れられたが、施設入所児童や経済的に余裕のない家庭ではタブレット端末等を用意できず、不利益が生じた。児童養護施設のタブレット端末等の状況は施設により異なっている。施設にタブレットはあっても、子どもが専有して使えるというところはない。スマートフォンでも、使用を制限している状況にある。
- コロナ禍で高校受験関連の変更が予想されるが、中学3年生で塾に行っていない子どもは受験の細かい情報を塾から得られない。受験の面接講座をすると、子どもたちが色々な不安を相談してくると聞く。面接の服装、靴下の長さなど（些細な事）も心配になるが、家庭で相談できないのかもしれない。心配事を話せる場や時間を確保することは大切かもしれない。

(7) 子どもの不登校・不登園・長期欠席

- 保護者が新型コロナを理由にして、以前から欠席しがちだった子どもの欠席が長期化している。また、本当に怖いと感じて、登校や外出ができない子どもたちがいる。
- 学校再開後に学校になじめず、子どもが不登校になってしまったという話をたくさん聞いた。子どもが不登校になると仕事に行きにくくなる。理解のある職場を探したいと転職の相談があるが、まずは話を受け止めて、早急に転職を考えないようにと話している。不登校の相談先として、教育相談センターに紹介することもある。
- 緊急事態宣言中、不登校気味の子どもでは、リモート授業になったことで参加が可能になり、出席日数が上がった子もいた。以前は体調が優れず学校へ行けなかったが、新型コロナウイルス流行後に体調が安定し、寄り添い型生活支援の居場所に通うことができるようになった子どももいる。最近はマスク着用・手洗いうがいなどが定着し、風邪をひかなくなった。

(7) 保護者の心身の健康・不安感

- 母親が神経過敏になり、子どもに強く当たったり、周囲の目を気にして家に籠ったり。正しい情報を伝えても「万が一」がついてまわり、行動を変えられない。
- 新型コロナウイルスに対する不安により、保護者の精神状態が不安定になり、子育て短期支援事業に対する利用希望が増大した。
- 不安耐性の弱い人、心配をため込む人が一層強迫的になり感染への不安を高めて、心身の不調につながった。

(7) 外国につながる方の相談・対応

- 外国籍の人から、帰国できない、収入が減少した、言葉と文化の違い等の相談が増えた。
- コロナ禍による経済問題から、外国人向けの労働が減少しており、それによる外国人妊婦・子育て世帯からの生活困窮相談が増加した。
- 新型コロナウイルスの影響で帰国できず、就職もできない家族がいる留学生の相談を受けた。

(11) 子どもの心身の健康・不安感

- 家庭の収入が減少したことに、子どもが気づいていて、親に相談できない。子どもの不安が解消されない。一見すると子どものやる気のなさの背景になっていることもある。
- 対人関係の希薄化から生まれる孤独感から心身の不調を訴え、自殺企図や自傷行為にいたるケースが増加した。内にこもって、精神的にも不調をきたしてリストカットや自殺企図などの連絡が学校から来た。他者との交流が無くなったことで精神的な安定が崩れることがある。
- (社会的養護からの) 自立後の子どもたちには影響があったように思う。精神的に弱い子どもが多い中、オンラインの大学授業での孤立奮闘に疲れてしまったケース、就職をしたが辛くなり辞めて退寮してファミリーホームに戻ってきてから再就職ができず、ホームの清掃などをしてもらい経済的に援助しているケース、外出が怖くて買い物にも行けず、ホームで週2回程、食料品を届けているケースなどがある。

(11) 孤立した育児、家にこもっている

- 出産や育児に関して、実家(祖父母)等のサポートが得られず、不安を抱えて子育てをしている方も多し。里帰り出産の不可、両親が遠方で手伝いに来られない産前産後の家庭の孤立化がある。
- 休校により学校という社会から子どもたちが隔離されてしまうと、要保護世帯・要支援世帯の子どもたちへの影響は大きい。
- 子連れで外へ出る機会が減ることで母が養育に不安を感じたり、子どもの経験不足など発達への影響がみられるケースもある。

(13) 家庭でのDV・児童虐待

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭内の親密な関係性におけるコントロールや支配関係が見えにくくなり児童虐待やDV関係の潜在化や、深刻化が起こった。
- 発達に偏りのある子どもと、発達障害の片鱗のある親の家族間の軋轢が増えたように感じる。ゲームやスマートフォンに依存し、親が強引にWi-Fiを切断したりゲームを取り上げて子どもが暴れるという家庭内暴力の相談が増えた。また、家庭内暴力を親が力で制圧する際の児童虐待の通告も増えた。また、夫婦間の不和が増加し、面前DVでの通告も変わらずある。

2 第2期計画策定に向けた子どもの貧困対策に関する意見

(1) 子どもの貧困対策に関する意見の分類結果

ヒアリング対象者に、第2期計画策定に向けて、横浜市の子どもの貧困対策に関する意見を尋ねたところ、合計183件の意見が寄せられた。

ヒアリング対象者の意見を分類したところ、「連携体制づくり・切れ目ない支援・関係者の役割分担」に関する意見が最も多く、次いで「SOSのキャッチ、丁寧な聴き取り」、「地域の居場所づくり」、「連鎖を断ち切る支援・取組」、「人材の育成、人員配置・体制の充実」「保護者の子育て、生活を支える支援、補完する支援」に関する意見が多く聞かれた。

No.	意見の分類	件数	割合
1	連携体制づくり・切れ目ない支援・関係者の役割分担	28	15.3%
2	SOSのキャッチ、丁寧な聴き取り	14	7.7%
3	地域の居場所づくり	14	7.7%
4	連鎖を断ち切る支援・取組	11	6.0%
4	人材の育成、人員配置・体制の充実	11	6.0%
4	保護者の子育て、生活を支える支援、補完する支援	11	6.0%
7	制度につながっていない困窮者等への支援	9	4.9%
7	地域で支えるための取組への支援	9	4.9%
9	子どもの教育に関する支援	8	4.4%
9	外国につながる子ども・世帯への支援	8	4.4%
9	社会的養育に関する取組	8	4.4%
12	制度利用に関する料金の補助・減免・無償化	7	3.8%
13	支援制度の対象者の拡大、普遍的支援の拡充	6	3.3%
14	支援に関する情報発信・周知	5	2.7%
15	送迎に関する支援	4	2.2%
16	子どもに直接届く支援	3	1.6%
16	若年の妊娠出産・望まない妊娠等に関する取組	3	1.6%
-	その他	24	13.1%
	合計	183	100.0%

(2) 各分類における代表的な意見

支援者から聞かれた、第2期計画策定に向けた横浜市の子どもの貧困対策に関する意見を整理し、その分類別に代表的な意見を抽出した。

「連携体制づくり・切れ目ない支援・関係者の役割分担」に関する意見では、就学前から小学校へのつなぎに加えて、就園前から幼稚園や保育園への情報共有等の仕組みや、中学卒業後の連携、地域の関係性が希薄な中でも機能するような関係者の連携が必要との意見が挙げられた。また、個人情報の共有に関する課題や、児童虐待対応の枠組みに該当しない場合の連携の仕組みを求める意見が複数挙げられた。

「SOSのキャッチ、丁寧な聴き取り」に関して、自分からSOSを出すことができない子どもや家庭に周囲が気付くことが重要であることや、親子の様子を観察し傾聴するなかで信頼できるような関わりを持つと相談につながる可能性があるという意見が複数挙げられた。

「地域の居場所づくり」に関する意見として、子どもが安心して過ごすことのできる学校や家庭以外に身近な地域の居場所があることが重要との指摘や、居場所の機能として学習支援や食事の提供に加えて、様々な社会経験ができる場、他者の役に立ち認められたりする場、多様な大人と出会う場という機能が大切でとの意見が聞かれた。

「連鎖を断ち切る支援・取組」に関する意見では、貧困の負の連鎖があり、連鎖を断ち切るための施策や制度が必要との意見が複数あった。また、幼児期の保育や教育の機会提供が貧困の連鎖のを防ぐために重要との意見があった。

「人材の育成、人員配置・体制の充実」に関する意見では、子どもの貧困対策に関して介護分野のケアマネージャーのように子どもの包括支援をするコーディネーターの配置を求める意見や、子ども一人ひとりにきめ細やかに対応するために人員配置を手厚くすること、支援者の子どもや家庭をアセスメントする力を高める必要性を指摘する意見などが挙げられた。

「保護者の子育て、生活を支える支援、補完する支援」に関する意見では、子どもへの支援とともに親への支援が重要であること、親が子育てについて相談する場として区役所が対応できない時間帯に児童相談所以外に随時相談できるような場が必要との意見があった。一方、機能不全に陥っている家庭を補完できるような制度やサービスが足りていないという指摘があった。

その他の意見として、生活保護などの支援制度につながっていない困窮世帯など厳しい状況に置かれている人へのアプローチが必要との意見があげられた。また、社会的養護の施策に関して、社会的養護の必要な子どもを支えるには、ソーシャルワーカーとケアラーの役割の両方が必要であるという意見があった。

各分類における代表的な意見²

(1) 連携体制づくり・切れ目ない支援・関係者の役割分担

- ひとり親であったり、貧困に喘いでいる家庭の、個々の親子に対して、子どもが大きくなるほど、手をさしのべることが難しくなっているように思われる（小学校や中学校になると、親との距離が遠くなる）。就学前の幼稚園や保育園、認定こども園から小学校への繋ぎは政策の中で明記されているが、園に入る前（妊娠期～1歳、2歳頃まで）の家庭の姿や親子の特性を把握できる場である「地域子育て支援拠点」や「乳幼児一時預かりの実施主体」と、園とが「適切に」情報を共有し、引き継いでいける仕組みが必要だと考える。
- 子どもの貧困対策において、保育園から小学校など就学前の子どもと保護者への支援のつながり

² 代表的な意見を抜粋するにあたって、文意を損なわない程度に、一部文言を修正している意見がある。

を就学後もいかに継続させるか、学習支援ボランティア団体との連携を含め中学卒業後の就学継続をいかに支援するか等、切れ目のない支援の具体策と好事例を示していただきたい。

- 子どもが見せている顔は、家庭・学校・施設の中とですべて異なる。1つの問題が発生した場合は、行政・学校・支援団体・民生委員・主任児童委員等、地域全体で関わり情報交換等をしながら、問題解決に向けて取り組む必要がある。個人の情報をどこまで出すかなど問題点はあるが、正確な情報伝達や方向性の一本化が大切である。
- 学校では家庭の困窮状況についてはわかりにくい。要保護児童対策地域協議会のように、貧困の家庭に対しての支援の輪をつくれるとよいのではないかと思う。ひとり親家庭で、1人で家にいる時間が長い子どもなどでも、虐待が無ければ要保護児童対策地域協議会ではアプローチもできないし、把握もできない。行政からもアプローチはできない。そういう子どもを支援できる輪があると良い。
- 地域の関係性は持たたほうがいいが、行政からの号令で持つものではない。地域の関係性が希薄だとしても成り立つために、関与している人がいるうちに関与しておくということ、関与ができない状態で孤立しがちになったとしても、困ったということが言える、もしくは困った状態だと判断できることが大事。子どもの貧困対策のメインターゲットである学齢期は、その先を左右するすごく重要な時期。

(2) SOS のキャッチ、丁寧な聴き取り

- 気になる親や子がいても、実は生活困窮者であっても拠点利用する時は別の顔で来ているかもしれない。傾聴しながら丁寧に観察していくうちに信頼関係ができ相談に繋がる場合もあるので、改めてその姿勢で日々支援をしていくことが必要だと感じている。
- 経済的に困窮しているにもかかわらず、自分からヘルプを出せない方へ、どうしたら支援を届けられるのか関係機関と連携しながら、模索していきたい。
- 子どもたちは声を上げることができない。気づいてあげられるのは周りにいる大人たちである。日本人や外国人という区別なく貧困で困難な状況にいる子どもたちを救い上げられることを望む。どの子どもたちにも将来の希望をもって生きていけるよう、社会が支えていけるようにしていかななくてはいけないと思う。
- 青少年の地域活動拠点は、子どもが学校にも親にも言えない本音を聞ける場所と思っている。保護者は、学校に対しては繕い、時には子どもを悪く言うこともある。我々が子どもから聞いた本音を、学校や行政に届けることで、本当に必要だと思われる支援が変わっていく。保護者と学校と児童相談所とでは見えなかったことに気づくことができ、子どもがつながるきっかけになったこともあった。
- 子どもに何かあったとき、子どもが自分で110番することは非常にハードルが高い。区役所のワーカーや寄り添い型生活支援事業だけでなく、地域や児童相談所の方に対しても、子どもが信頼できるような関わりを持てると、子ども自身も児童相談所に相談してもいいんだという気持ちになれる。

(2) 地域の居場所づくり

- 子どもたちが安心して過ごせ、安心して話すことのできる、学校、家庭以外の第三の場所を持つことが重要である。子どもを支えるためには、保護者を支える必要があり、保護者にとっても同様のことが言える。そのためには、日頃から、関係構築に努めることが望ましいが、それは簡単にできるものではなく、時間をかける必要がある。困ったときに突然専門機関へではなく、もっ

とハードルの低い「地域の居場所」の機能を充実させ、日常の中にセーフティネットを作っておくことが重要なのではないかと考えている。残念ながら、場所はあっても機能がないのが実情である。「今」に合った「居場所」を作り、日常の中での「気づき」を増やし、「支え手」を増やさなければ、貧困の連鎖は断ち切れないのではないかと思う。「気付ける人」を増やすことが必要で、第三者の力を結集させなければならない。

- 行政が不適切な養育環境にある子どもたちを把握したときに、家庭外、そして学校以外の場所において、子どもたちに学習の機会、様々な社会経験の機会を提供できる受け皿が今後必要になっていくと感じている。特に所属世帯の環境によって教育の格差は広がる一方であり、学校以外での学習支援の重要性は高いと感じる。
- 休校期間中に、子ども達とのネットワークが学校以外にはほとんどないことが明確になった。寄付品があっても届ける術が無いのが現状。支援の必要な子どもたちが、大人に見守られる、学校以外につながるネットワークがあると安心だと思う。物だけでなく、認められたり、役に立てたりする場、大人に見守られて安心して過ごせる身近な子どもの居場所やネットワークがどんな子どもにもあることが大切だと考える。こどもの居場所が増えるようにSSWは社協や地域住民と活動している。
- こども食堂の拡充（地域ケアプラザ単位や学校単位などより身近で行えると良いのではないか）。子どもに限らず、地域の方が広く利用でき、人間関係の広がりができることが理想。
- 高校を卒業した後、働きに出たものの居場所がない子どもがいる。高卒で入社すると、企業に同期がいなくても多く、また高校の時の友人の多くは大学や専門学校に進学しており、関わり合いを持ちにくい。そのような子たちが、大学生世代として青少年の地域活動拠点を継続利用している。彼ら／彼女らは、すぐに親になる世代であり、貧困を生んでしまうことにもつながる。未成長で未発達な青少年が、大人になるまでにいられる場所を強化していければと思う。

(4) 連鎖を断ち切る支援・取組

- 幼少期からの保護者の育ちを基本とする家族性の連鎖が多く、保護者自身に危機感が薄い家庭が多い。時には「命にかかわること」もあり、保育園だけでは、子どもを育てていくうえでの個々の生活の指導まで踏み込んでいくことが難しいケースがある。
- 貧困については最近特に話題が上がっているが、貧困の差は教育の差に繋がり教育の差が就労に繋がり、就労の差が出てくると家計（財政面）の差が出て、その家庭に生まれた子どもがまた貧困に繋がるという負の連鎖があるので、これらを断ち切る施策や制度が必要になってくると思う。
- 貧困の連鎖を感じている。貧困世帯で育つ子どもはお金もないし、文化的貧困を抱える可能性が非常に高い。文化的貧困を抱えている若者は、普通の労働市場に乗るのが難しい。例えば、歯磨きをする習慣がないと、不潔だと思われる。貧困家庭を支援することは、連鎖を止めるという点で重要かと思う。
- 次世代への貧困連鎖を防止するには、幼児期からの『保育』と、子どもの資質と意欲に合わせた『教育の機会の提供』だと思う。

(4) 人材の育成、人員配置・体制の充実

- 子どもの貧困対策の計画の中に、子どもの包括支援をするコーディネーターは載っていない。子どもにも、介護のケアマネージャーのような調整するコーディネーターが必要だと思う。
- 拠点のような「遊びに来る場所」においては、一見すると分かりにくい貧困の問題を、キャッチ

する力が必要とされるので、相談対応力をさらに高めていきたい。そのための研修等の充実を図ってほしい。

- 保育現場・教育現場を少人数制にする。一人ひとりにしっかりと対応できるようにすることで、育ちを保障していく。それぞれにあった対応をすることで、自立に必要な知識やスキルを、自らが身につけようとするので、自信をもって生活できるようにする。
- 毎日通う学校で子どもの生活状況をきめ細やかに把握し、対応していく必要があると感じる。担任の目が行き届く少人数のクラスを整備し、担任や専門の職員等が授業以外に子どもたちの話を個別に聞きとる時間を増やすなどの直接的な支援ができるように学校での態勢を整えてほしい。
- 横浜型児童家庭支援センターの各区の設置は出来たが、横浜型と謳うからには、理念と仕事内容を明確にし、職員配置を増やさなければ、支援の充実は出来ない。また、児童のアセスメントができないなど、質のバラツキが有る。アセスメントが出来なければ、ショートステイによる支援も難しく、後の支援に繋ぐこともできない。子どもと保護者を一目見て、家庭の抱えている課題を見極められるかというのが、その後の貧困・虐待の予防につながる。児童家庭支援センターの方と、施設の職員とでは、子どもを見る際の視点が違う。施設の職員は、子どもの発言に隠れたものをくみ取ることができるが、子どもは親をかばうものなので、そのようなスキルがない人にはそれがわからない。施設で培われたこのような力は、使わない手はない。

(4) 保護者の子育て、生活を支える支援、補完する支援

- 子どもの問題は親の問題でもある。子どもの支援と並行して、相談できる場所を作るなど、親の支援を行う必要性がある。親もどうしていいかわからず子どもと接している。相談するにしても、区役所の窓口は時間制限があり、そのあとは児童相談所になる。児童相談所は敷居が高く、なかなか電話をして相談することができない親も多くいる。困ったときに随時相談できる場所・体制ができると好ましい。
- 子どもの貧困の課題には、養育者である親の課題がある場合がある。精神的に不安定な親や、知的な能力の低い親からの身体的虐待、精神的虐待を受け続け、子どもの精神状態が不安定になり、生活環境や学習の環境が乱れていくこともある。子どもの学習支援や食事の支援といった直接的に子どもに対する支援と同時に、親に対する支援を行っていく必要があると考える。親の心のケアもとても必要だと思う。悩んでいる人ほど他人に見えない、相談できないのだと実感している。相談できる窓口があっても、そこへ行くことができない人が多いことも確か。少しずつでも環境を変えてあげることで子どもたちが守られればと思う。
- 機能不全に陥っている家庭を補完できるような、いわゆる「普通の大人」「普通の生活習慣」を家庭外で子どもたちに提供できるような制度やサービスが足りない。

(7) 制度につながっていない困窮者等への支援

- 非正規雇用が増えている。ワーキングプアで、生活保護以下の状態で暮らしている人や、メンタルをひどく傷つけられている人がいる。健康で若い人は、生活保護を受けてはいけないのではないかと思っている方もいる。また、若者に対して厳しい社会の目を感じる。ある程度生活水準がないときちんとした仕事に就けない。
- 生活保護や就学援助を受けている家庭は、学校でも把握することはできるが、家庭からの申告によっては、学校ではひとり親家庭かどうかを正しく把握することも困難な場合がある。生活保護を申請できる水準にあると思われるが受給しておらず、就学援助だけを受けている家庭は、実際の家計は生活保護の家庭より苦しいという家庭もあるのではないかと思う。両親がいても片方が

病気で働けないような場合、もしかしたら医療費がかかっていることでひとり親家庭よりも厳しい状況にあるかもしれない。

- 色々な事業に関わり、つながる人はつながるが、それは氷山の一角。現在つながっていない世帯につなげるためにどうすればいいのか、つながっていない人にどうアプローチすればいいのか。一番大きな課題は、全くどこにもつながっていない人、生活保護でもなく、子ども関係の機関が全く把握できていないような世帯に対する支援が難しいと思う。

(7) 地域で支えるための取組への支援

- 広く地域で気づき支えるために、民間やボランティア活動の場を増やすようにする必要がある。
- 困難を抱える子どもや家庭に根気強く付き合い続ける伴走者が必要だが、なかなか人的資源としても難しいところがある。専門家ではなく“三軒両隣”といった身近なおしゃべり相手が必要になるのではないかと。こういった若者たちをキャッチし、フードバンクなどとも連携しつつ、訪問して孤立させないようなおせっかいな地域支援のあり方が必要となってきたように思われる。
- 市にはいろいろな支援方法があるようだが、それらの制度に該当せず独自に支援をしている団体があるが、資金面で苦勞している。地域で支援活動を始めるときに壁があると感じる。補助金、助成金をうまく活用できているときはまだいいが、自立を目的にした補助金では継続が困難となると感じる。

(9) 子どもの教育に関する支援

- 経済的な支援は必要不可欠だと思うが、貧困の連鎖を断ち切る意味でも、子どもへの学習支援や、教育の部分での支援を今まで以上に期待したい。子どもたちが「家庭の状況（貧困につながる家庭）」によって劣等感を抱かないような社会にしたい。学歴社会が良いとは思わないが、子どもが望む教育を受けることができる、選択肢がたくさん与えられ、自ら選ぶことができる社会であって欲しい。学齢期に良い交友関係を築き、周囲に支えられている実感を得て欲しい。高等学校が授業料無償化になったが、大学等も奨学金だけではなく、プラスの支援があり、将来の職業選択につながる教育を受けられることができると良いのではないかと。親にも言えることだが、家庭の状況がどうであろうと、自己肯定感・自己効力感を持って生きていくことができる社会、差別のない社会になるために、一人ひとりの意識を変えたい。
- 私立高校でも進学できるように、進学後も学習面のサポートがあるとよい。高卒資格があれば、就労の可能性が高まる私学も含め学費補助の制度は整備されつつあるが、十分とは言えず、貸付に頼る家庭は少なくない。学費にかかる費用だけでなく、設備費等の進学に必要な費用についても補助される仕組みが望まれる。
- 大学進学にあたり、現行の奨学金のほとんどが高校時代の成績がオール3、オール4のような条件が付いている。成績等にかかわらず、学習障害や発達障害を持っている生徒も使える奨学金がほしい。

(9) 外国につながる子ども・世帯への支援

- 外国につながる子どもの貧困を考えるとときに重要となる一つの視点は、「日本語の習得」だと思う。ただ、単に日本語を話せていればいいわけではなく、内容を理解し、言語として身につけているかどうか、その環境があるかどうかポイント。そしてそこにたどり着くためには、支えてくれる支援者の存在が不可欠である。ともすれば、周りの子どもたちとは「違う自分」を隠そう

として、自ら課題を見えにくくすることの多い彼らについて、周りの大人が察知し理解することも重要である。子どもたちが、自分のアイデンティティをどう構築していくかについても見守ることが必要で、周りの大人との関係性や継続的な支援の有無など、育ちを確認していく必要がある。彼らが貧困に陥ることなく、安定した生活を送るためには、言語習得を手助けし、異なる文化を持つことを肯定的に捉えることのできる生活基盤と環境を作りながら、必要に応じた支援を継続させることが不可欠だと思う。多文化共生を理解し、見守る大人の目を増やしていくことも、大切ではないか。

- 外国籍の方で住民票がないケースや、急に出国することになり費用が工面できないケースなど、突発的な相談への対応が難しい。突発的なケースに対してすぐに制度が使えるとよい。
- 市内で 10 万人以上の外国籍の方がいるが、日本語支援拠点施設が関わる子どもや家庭はそのごく一部である。また、関わる場面も、日本語の指導等と限定的であり、各家庭との日々のやり取りは所属校が行っている。そのため、外国籍等児童生徒の家庭の貧困について実態把握を行う場合は、多言語での外国籍等家庭へのヒアリングや多言語でのアンケート調査などが必要と思われる。

(9) 社会的養護に関する取組

- 社会的養護の必要な子どもを支えるにはケアラーだけでなく、ソーシャルワーカーとケアラーの役割の両方がないといけない。里親で例えれば、里親（ケアラー）が疲弊して精神的に持たないということがあり、ケアラーである里親が、ソーシャルワーカーと結びついていないと難しい。ケアラーとソーシャルワーカーの二役を一人が担うのは難しい。それぞれの役割を持つ人が連携しないと、穴の中で出口が見つからない辛さがあるのでは。ケアラーが孤立すると、健康が蝕まれていく。
- 母子生活支援施設の中で、親子の再統合をしていくという考え方もあるのではないかと考える。児童相談所が、親子の再統合の場として母子生活支援施設を使ってもらってもいいのではないかと考える。
- 乳児院に措置される子どもの母親に社会的養護出身の方が多くなっており、連鎖しているのではないかと指摘があった。社会的養護を出て、貧困状況にあり、シングルマザーのような状況の方。社会的養護を出た親から子どもへの、社会的養護の連鎖を断ち切る施策が必要。

(12) 制度利用に関する料金の補助・減免・無償化

- 横浜子育てサポートシステムは、家庭に入り、その家の親と子どもの姿を把握し、手助けできる仕組みだが、時間あたりのサポート料金が長年 800 円のままで、最低賃金の上昇ともリンクせず、「気持ちの有償ボランティア」のままである。一方、貧困家庭や生活が苦しい親にとっては 1 時間 800 円は高額とも言える。1 時間 300 円の乳幼児一時預かりは、申し込みが多く、予約をとるには電話をかけ続ける必要があると聞く。子育てサポートシステムの利用料金に対して、ひとり親家庭や貧困家庭に対する補助があれば、もっと利用に繋がり、地域の中で見守る大人を増やすことが出来る。また、預かり側の会員も、事前の打ち合わせが必須であるにも関わらず、実際のサポートに繋がらず収入にもならないケースが多々ある。自治体によっては双方に補助金を設定しているところもある。
- 区の生活支援課の寄り添い型学習支援事業について、生活保護世帯の生徒には交通費が出るが、就学援助世帯の生徒は交通費が手当されない。就学援助家庭の中にも、往復 420 円のバス代が出せないために学習支援教室に通えない子どもがいた。学習支援事業の開催場所を増やすことや、

生活保護世帯だけではなく、就学援助世帯にも交通費を支給することなどが必要だと考える。そのために予算増額と規模拡充をはかることが考えられる。

(13) 支援制度の対象者の拡大、普遍的支援の拡充

- 寄り添い型生活支援や、寄り添い型学習支援の対象者の拡大や、緩和があると良い。寄り添い型学習支援に、子どもの友達が通っているので、通わせたいという保護者からの問い合わせがある。制度の対象外の人に対して、説明をすることが難しい。
- ひとり親への援助は今後とも必要だと思うが、DV などや正式に離婚できずにいるひとり親をどう救済していくか課題である。
- 貧困とカテゴライズされてしまうと支援が限られてしまう。幅広く、例えば、放課後事業での長期休暇期間中の昼食提供等（弁当等）のような幅広い子どもに行き届く支援が必要。

(14) 支援に関する情報発信・周知

- SSW が身近な相談窓口として支援につないでいることをもっと周知できたら、支援に繋がる子どもや家庭が増えることを伝えて欲しい。
- 生徒は家庭の貧困に気が付いていないケースがあるため、就学支援金や行政のサービス等の情報が行き届かない。また、家庭が様々な支援に対する知識を持っていない。市や区が実施している新たな取組や、既存制度の変更などは保護者も知らないが、学校側も全てを把握できているわけではない。例えば新型コロナウイルス関連の対応などは知られていない。行政側から学校で活用できる支援等を伝える機会が必要なのではないか。

(15) 送迎に関する支援

- 貧困対策につながる様々な支援に使え、送迎支援が必要。支援につなげたくても、送迎がネックになってつながらないことが多い。
- 明石市の「一時保護に関する児相改革」の事例では、一時保護所からの通学の保障として、希望する子どもを対象にタクシーや公用車を使って在籍校に通学をさせている。一時保護後の家庭復帰が短くなるのではないかと。また、子どもが親や友達に会いたい、連絡を取りたいということであれば、原則面会が可能という体制の強化に踏み込んでいる。例えば、子どもの在籍校にお願いをして、ボランティアに送り迎えをしてもらうような運用ができないだろうか。国も開放型の一時保護という方針を出している。

(16) 子どもに直接届く支援

- 子どものために支給されたお金が、保護者のために使われてしまうケースが気になる。子どものためになる支援が必要。

(16) 若年の妊娠出産・望まない妊娠等に関する取組

- 若年出産は、特に 18 歳以降が問題で、社会的養護の保護下にあるときには手立てがあるが、児童養護施設等を出た後に、妊娠して自分では育てられず乳児院に措置される状況があるのではないかと。自立支援とも関連しており、若年出産を防ぐようなきめ細かな支援が必要なのではないか。